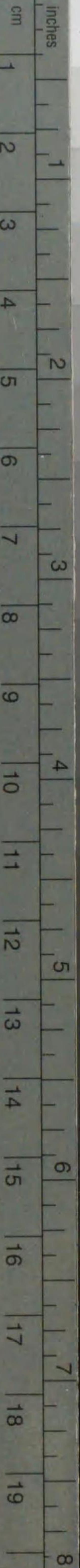


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



612-34



1200501534681

2

ST

24. 11. 21



元
凱十美



著者寄贈本

元
凱
十
美

612-34

元凱十著自序

不肖元凱は明治十六七年の頃よりして郷國萬般の事蹟を筆紙以て存置せんとの志を抱きたれば閒暇ある毎に秃筆を呵して書綴り之が爲め冊子の形ちを得たるもの昭和三年十月迄には十種に及びたり而して其中六種は拙陋ながら既に上版して大方各位の清覽を辱うしたりしが尙殘る四種をも印刷に付せんとの計畫中元凱平素畏敬せる同郷二百七十名許の諸大賢は協同して此老軀を慰藉せんと欲せられ思ひも寄らず右十種を新に鉛槧に附し合冊一本として世に公行せ

ば便益ならんと多額の金幣を醵集し以て惠贈せらるるに至る嗚呼元凱の本懐何ものか之に比喩すべきものあらんや陳述に言辭なく欣喜雀躍の餘り感涙の外なきなり爾來勵精して校訂に力を竭し頃日漸く成就したれば此合冊の題名を元凱十著と命じたり之を世に公行するに莅み鴻恩篤き諸大賢の芳情を萬謝すといふ昭和五年六月三十日小鷹狩元凱謹識す時に馬齡八十五歳なり

元凱十著自叙

元凱十著十則

一著書の冠首に名賢碩學の題辭序文あるは古昔より皆然りとす果して遵守すべき事ならん然れども近時刊行の著書中には名賢碩學に於て其内部に一讀の眼を假さずして題序せしかとの惑ひあるもの之なしとせず何ぞ前飾の秀麗にして内部之に適當せざるものあるや鎮西八郎は鎮西八郎にて可なり本拙著は拙著にて可なり是の元凱十著の前提に名賢碩學の題序を懇願せざる所以なり羊頭を懸けて狗肉を賣るは元凱の素意にあらず

一十著各自の題名は別に掲げたる目次の如し順序は概ね編述の年月を以てせしも記事の類似は之に係はず繰上げたる

二
もあり。因みに云ふ十著以外に尙二三の未だ脱稿に至らざるものあり天若し齡を假し給はゞ業を終るゝあらん
一 本著事蹟は多少なりとも郷園將來の考據資料に備へんと心竊に欲する所なれば鄙野と雖も事に害なき以上は避ざるものあり
一 十著合冊一本とせしむなれば外見直に其區域を知らしめんと欲したるも好工風なし是に仍り不完全ながら各自一著の始めに異色の表紙を挟み以て分界とせり
一 本著中記憶に依るもの固より多し然れども記憶違ひといへるゝあれば慎重に之を選べり其不明と看るものには其疑ひを必ず書添へたり

一 一著毎に體裁の不統一は長き年月の間に其著々々に依り隨意に書放せしが爲なり用語の如きも敬語敬稱を用るべくして用ゐざるものあるは故意にあらず時に行文の勢ひ知らず識らず此疎曠を致したる迄なれば是等は總て宏量諒恕を希ふ

一 假字遣ひの亂用は元凱の不學に因る而して他人の和文和歌は謄寫せる原本の文字に據れり。賴杏坪は通稱を萬四郎又は萬四郎。虎山は苗字を坂井又は阪井とし共に兩用しあれば一定に拘泥せず。香川南濱は通稱を脩藏又は修藏とあり未だ明覈を知らず然し脩かと想はる其他に是等の類多きも一々辯明を爲さず

一本著中人を呼ぶに號を以てせし者尤も多し而して號なりと別に注せざる所あり。又人に對する敬稱の様の字は當時用ゐし階級に依る乃ち様 様 様 様の四別とす。殿の字も亦數種あれども煩しき所あり止を得ず皆一律に殿とせり一位階、勳等、功級、爵名は必用の外載せず蓋し漏洩なからんと欲せば調査の困難なるに因れり長逝後の位階追陞及び贈位も亦同じ

一活版の弊といふべきは植字の謬誤多きにあり元是校正の行届かざるに因ると雖も又勢ひ免れ難きものとせり本著は十分に注意したるも整版後に現れたる分は象眼を以て正したれば字畫多少見苦しき所あらん

元凱十著目次

藝藩三十三年錄

廣 島 蒙 求

廣 島 蒙 求 次 編

藝藩學問所記事一片

藝備協會略志

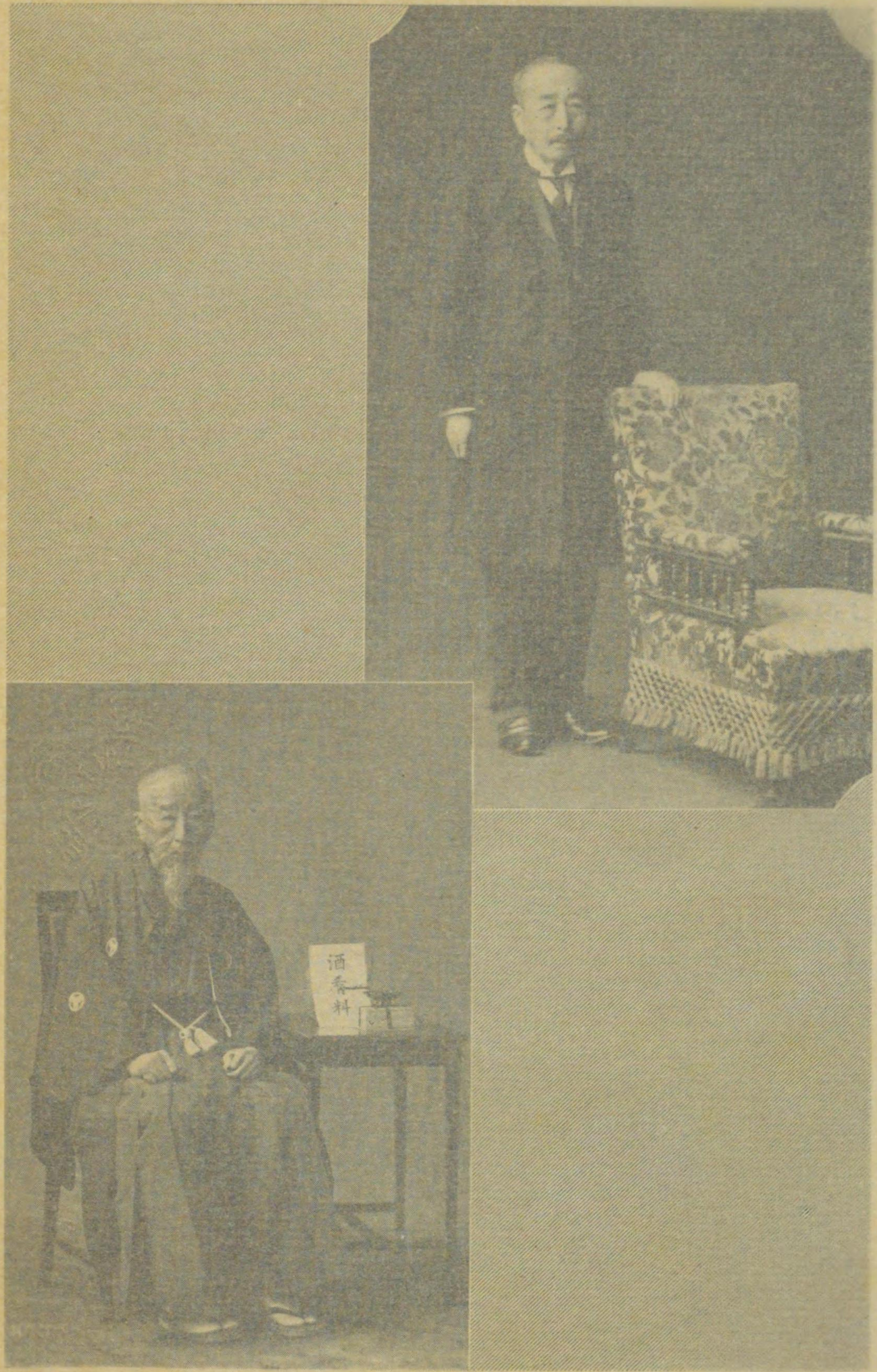
弘洲雨屋虫干集

弘洲雨屋虫干集外篇

廣 島 雜 多 集

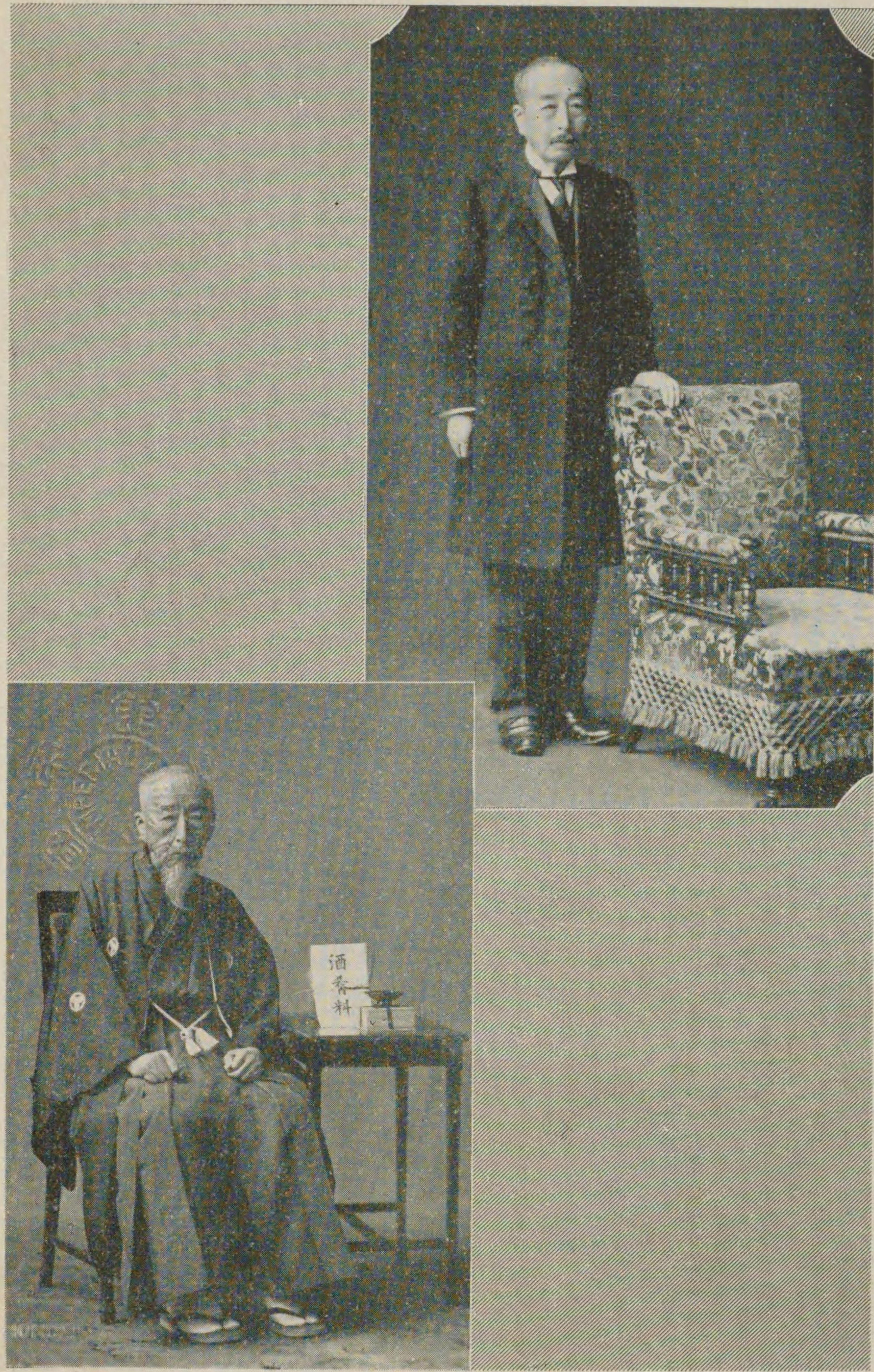
自慢白島年中行事

梅 月 遺 影



元服十卷目次

一 元服十卷目次
 二 元服十卷目次
 三 元服十卷目次
 四 元服十卷目次
 五 元服十卷目次
 六 元服十卷目次
 七 元服十卷目次
 八 元服十卷目次
 九 元服十卷目次
 十 元服十卷目次
 十一 元服十卷目次
 十二 元服十卷目次
 十三 元服十卷目次
 十四 元服十卷目次
 十五 元服十卷目次
 十六 元服十卷目次
 十七 元服十卷目次
 十八 元服十卷目次
 十九 元服十卷目次
 二十 元服十卷目次
 二十一 元服十卷目次
 二十二 元服十卷目次
 二十三 元服十卷目次
 二十四 元服十卷目次
 二十五 元服十卷目次
 二十六 元服十卷目次
 二十七 元服十卷目次
 二十八 元服十卷目次
 二十九 元服十卷目次
 三十 元服十卷目次
 三十一 元服十卷目次
 三十二 元服十卷目次
 三十三 元服十卷目次
 三十四 元服十卷目次
 三十五 元服十卷目次
 三十六 元服十卷目次
 三十七 元服十卷目次
 三十八 元服十卷目次
 三十九 元服十卷目次
 四十 元服十卷目次
 四十一 元服十卷目次
 四十二 元服十卷目次
 四十三 元服十卷目次
 四十四 元服十卷目次
 四十五 元服十卷目次
 四十六 元服十卷目次
 四十七 元服十卷目次
 四十八 元服十卷目次
 四十九 元服十卷目次
 五十 元服十卷目次



Faint, illegible text or markings on the right page, possibly bleed-through from the reverse side of the document.

元凱小照攝影年月日及年齡

元凱小照攝影年月日及年齡

前	揭	大正四年四月三日	七十
後	揭	昭和三年十一月十日	八十三



藝藩三十三年錄序
余廣島人也。廣島山水明媚。雖可愛。其人俗輕佻。可厭。故
余頃欲糾合志士。而洗雪陋習。以副其山水焉。小鷹狩希
杜亦廣島人也。家在東京。而思廣島尤深。欲爲代議士。救
之。辭官訣孥。來說廣島人。以陋習之不可不破。以政治之
不可不奮。或招稠人而告之。或叩門戶而喻之。從豪族名
家武夫學生。至市人野老。提之撕之。反覆丁寧。詳勉懇到。
視東京廣島間。二百里餘之路程。猶如步武。頻繁往來者。
十年一日矣。嗚呼。一世奔波。逝而不知返。一踐京洛之地。
而著冠冕焉。則棄父母之墳墓。而不顧者。往々是。而希杜

乃思桑梓如此。何其肫摯也。余曾贈希杜以詩曰。五十年
來交友紛。營々皆企慕青雲。如今屈指人三百。不忘家鄉
獨有君。而廣島人不知希杜焉。則不推希杜。希杜遂不能
奏捷音。不得救廣島人也。乃退錄此書。寫藝藩三十三年
間。志士仁人君子之苦志焦心。計事而不遂。懊惱惋歎之
狀。分明詳密。探幽抉秘。如與諸人執手於一堂之上。而話
心腸。曰子等計廣島之事而不遂。余亦計廣島之事而不
遂。其文感憤悲壯。如寶劍之鳴匣底。使人凄然下淚。奮然
扼腕。嗚呼。世每日廣島無士。非無士也。廣島人不知士也。
故慷慨憂世之士。計之昔日如此。希杜計之今日亦如此。

而兩不成焉。則余之所計亦果如何。雖有峩洋之曲。無一
人之知音乎。浩歎之餘。書以付希杜。任江山之笑人。
明治壬辰十月。十竹生山田浩撰

乃藝之... 其... 也... 會... 社... 十...
 實... 之... 人... 不...
 獨... 之... 不...
 亦... 之... 不...
 間... 仁... 之... 不...
 我... 明... 之... 不...
 心... 之... 不...
 細... 之... 不...
 以... 之... 不...
 而... 之... 不...

藝譜三十三年錄目次

藝譜三十三年錄緒言.....

淺野家略系譜.....

藝譜三十三年錄.....

同 上附記.....

藝藩三十三年録緒言

藝藩三十三年録緒言

著述の趣旨

不肖元凱謹んで先府君柳處先生の言行を状せんと欲するに當り、先づ天保文久三十餘年間に係る舊藩治體の狀況及び藩中慨世諸士の屹然奮起したる經歷を叙述せざれば、則ち君の國家に辛勞せし事實も亦瞭然たらず、是を以て初念を轉じて其梗槩を記し、併せて闔藩全力を勤王に盡したる由來を示すとせり、故に名づけて藝藩三十三年録と云ふ、起首を天保元年に執るものは、藩政の頽弛専ら此年に原因し、後年遂に慨世諸士が弊政改革に熱心せし顛末を明かにするに在り

摺筆の理由

人或は曰ん、舊藩の勤王に従事したる功績は専ら文久二年の後に在り、而して元凱の先人が大に國事に執掌せしも亦同年の後に在り、今其緊要減す可からざるの顯跡に及さず、筆を同年に摺くは佛を作らばて眼を入れざるの俚諺と一般、元凱の素意も亦貫徹せざるが如し」と、是誠に然りとす、然れども同年後の事たるや天幕及び他藩に關繫すると寡からず、浩瀚複雑之を編述せんと欲せば材料の聚集成易ならず、識力資力俱に富むに非ざれば爲し能はざる所なり、且同年後舊藩士の四方に奔走して盡瘁せし者往々現存せり、故に其當局者自ら筆を執るの切實なるに如ざるは言を待たざれば、何ぞ元凱を

要するものあらん、元凱は只獨力能く耐ふるものに従ふのみ、而して先府君の履歴は別に記録する所あらんとす

制度の現状

藩制祿制は贅に近きも槩略を附録して参照に備ふ、是元和五年淺野家藝州に轉封せしより、明治二年版籍奉還に至る二百五十有一年間、幾回の變遷ある可しと雖も、本録掲載する所は記事當時の現状なり、而して此三十三年間は諸制度大差異あるとなし、又括弧内の注釋及び参照の部は専ら當時の用語を以てす、官名に御字の尊稱を冠するは其一例なり。因みに云ふ、本文と雖も舊主には諡を用ひ公と唱ふるの類は、元凱微意の存する所なり

文體の凡常

本録は専ら新古の記録書簡、及び舊藩先輩諸氏より言語或は文書を以て垂示せるもの、又元凱幼時より耳目に存在せし所等確然たる實證あるものを選んで著述せり、然れども行文の無體、字句の粗笨、元凱の淺學非才豈精選するの餘裕あらんや、期する所は近接五六十年前以來のことにして、舊藩人之之を知得せんと欲し、途なき者に便せんとするに過ぎず

語句の無力

事蹟の湮滅せんとを憂ひ、此著述に及びたるも其一分子なり、故に人の善惡を甄別して褒詞筆誅を爲

すが如きは素意に非ざれば、慷慨悲憤の句、蒼勁殺伐の語は勉めて之を嫌避せり、文章氣概なしとの誹り固より甘受せざる可からず、蓋し是等の語句を用ひれば知らず識らず愛憎の念を生じ、記事公平を失ふの恐れあればなり、只本人の書簡、又は考案書等を全掲するものは、書中或は激語あるも原文依然として存出したるは、實に止むを得ざる所なり

假字の濫用

本録は假字遣ひ甚濫る、是元凱の其道に暗きが爲めなり、偶々皇典に通ずる甲某曰く、之を嚴正す可し、然らざれば識者の誹り如何にせん」と、後之を以て乙某に語る、乙は曰く、余をして之に當らしめば甲の言に従はざるを得ず、余不敏なりと雖も國學者流の末に加ふれば、同學者の嘖笑は避けざる可からず、君に在ては乃ち然らず、現時普通に從ひて妨げ無かる可し」と、元凱敢て非を遂ぐるにあらずと雖も、拙著の如きは學の優なるを誇示せんとする者に非ず、多數讀者の看易きを冀望すれば、識者或は之を擯斥するも、今日世人の目に近き所に從ひ、甲の厚意を永く謝すると共に乙の説に従ひたり

記事の漏洩

郷里に常居して著述せば材料の聚集隨意に之を得るも、如何にせん身東京に在りて從事せしものなれば、不辨を感ずるは其所なり、偶々同縣人にして縣の内外に在るを問はず、此著述を以て美譽として

賛成せし諸氏尠なしとせず、故に其好意に酬いんと欲せば記録益詳密に事蹟益精覈にするに如かざれば、今茲八月中旬を以て廣島に至り、先輩諸賢に就き益を得たると又多し、然れども殘暑烘が如く人を訪問する好時節たらず、且滯留僅に十有七日に過ぎざるを以て意に充ると能はず、今尙隔靴搔痒の憾なしとせず、其れ然り、舊藩人の國事に盡力せし者、其言行又は緊要なる條項の漏洩なきを保せんや、向後是等氏名、及び後來に遺すべき好材料を得るの日あらば、増補するの機會を生せん

氏名の變換

本録中氏名前後變換せし者多し皆當時唱ふる所を載せ敢て一定を求めず

府君の稱呼

先府君の稱呼本録皆氏名を用ひ敢て尊稱を附せず、甚だ缺敬に似たるも事私記に止むるの嫌ひあるを以て、他一般藩士の例に遵ふ、只括弧内の注釋、及び參照の部に於ては先府君と掲げ氏名を用ひず。因みに云ふ、君諱は元弼もとすけ、字は士良、柳處と號す、氏は小鷹狩こたかり、通稱は正作、初め介之丞と稱す、此稱人最も能く之を知る、歴世藝藩に仕ふ、會計郡務及び政府の諸官を経て監察に昇る、文政元年五月十二日廣島城下白島に生れ、明治十二年五月二十三日東京麴町隼町五番地の自邸に易簣す、享年六十有二

于時明治二十五年九月十有五日、東京下六番町九番地の蝸廬に稿を脱す

元凱識

淺野家略系譜

清和源氏

○太長政

從五位下彈正少弼慶長十六年四月八日薨去享年六十五

傳正院殿功山道忠大居士

明治四十三年四月二日從三位に追陞

二世 幸長

從四位下左京大夫後年紀伊守と稱す慶長十八年八月二十五日薨去享年三十八

清光院殿春翁宗雲大居士

大正四年十一月十日從三位に追陞

長晟

幸長の後を嗣ぐ

長重

淺野采女正、支封播磨赤穂家の始祖

三世 長晟

從四位下但馬守寛永九年九月三日薨去享年四十七實は長政の二男

自得院殿洞雲宗仙大居士

大正十三年二月十一日從三位に追陞

長治

淺野因幡守、支封備後三次家の始祖

四 みつあきら 光晟 從四位下左近衛權少將兼安藝守致仕の後紀伊守と稱す元祿六年四月二十三日逝去享年七十七 支徳院殿仁嶽良寛大居士

五 つなあきら 綱晟 從四位下侍從兼彈正大弼寛文十三年正月二日逝去享年三十七 天心院殿徹性日通大居士

六 つななが 綱長 從四位下侍從兼安藝守寶永五年二月十一日逝去享年五十 顯妙院殿玄翁日統大居士

七 よしなが 吉長 從四位下左近衛權少將兼安藝守寶曆二年正月十三日逝去享年七十二 體國院殿桓巖崇隆大居士

長賢 松平宮内少輔内證分家(邸江戸青山穩田に在り)の始祖

八 つね 宗恒 從四位下侍從兼安藝守致仕の後但馬守と稱す天明七年十一月十九日逝去享年七十一 鶴阜院殿天隨道仙大居士

九 しげあき 重晟 從四位下左近衛權少將兼安藝守致仕の後備後守と稱す文化十年閏十月十三日逝去享年七十一 恭昭院殿鸞臺種徳大居士
大正五年十二月二十八日正四位に追陞

十 なりかた 齊賢 從四位下左近衛權少將兼安藝守文政十三年十月二十一日逝去享年五十八 天祐院殿徳順履信大居士

長懋 淺野右京 長訓 慶熾の後を嗣ぐ

懋績 長厚 内證分の家を嗣ぐ版籍奉還の時宗家合併

長之 現侯爵の養嗣

懋昭 長勳 長訓の後を嗣ぐ

養長 從三位、現侯爵の勳功に依り男爵を授けられ分家す

十一 なりかた 齊肅 從四位上左近衛權少將兼安藝守致仕の後備後守と稱す慶應四年正月十二日逝去享年五十二 温徳院殿寛洪日順大居士

十二世 慶熾 從四位上侍從兼安藝守安政五年九月十日逝去享年二十三

大光院殿哲文懿德大居士

十三世 長訓 從四位明治五年七月二十五日薨去享年六十一 實は重晟六男

世 長懋の第五男

神祭さなり諡號なし節山さ號す

明治三十五年七月二十五日正三位に追陞

十四世 長勳 現主の從一位勳一等侯爵なり實は長訓弟懋昭の長男

世

長之 從三位勳五等現在の世子なり實は長訓弟懋績の第九男

長武

長愛

昭和三年十二月増補且改作

藝藩三十三年錄

安藝 小鷹狩元凱 著

文恬武熙昇平二百有餘年、人心日に驕奢に耽り、士氣月に怠惰に流る、是時に當り列藩多くは此弊を蒙らざるもの無し、而して我舊藝藩も亦之を免るゝと能はざる所なり、然りと雖も一陽來復は物の數なり、嚴冬凋萎の極豈麗春煥發の期到ると無しとせんや、茲に天保文久三十三年間に係る、舊藩事蹟の一弛一張を述ん

文政十三年（此年十二月天保と改元）十月二十一日、藩主天祐公（諱は齊賢、從四位下左近衛權少將兼安藝守たり、之を淺野家第十世とす）病を以て廣島城に逝去（逝去の字當時用ゐる所に從ふ、公享年五十有八）せり、時に勝吉世子年甫めて十四、且病痾常に身を離れず、之を立んか藩屏の職或は一日を曠うするの虞れ無きに非ず、是に於て天祐公の弟白杏公子（淺野長懋右京と通稱す、白杏は其號なり）温厚才高く、年齒又長すれば、之をして先づ封を襲はしめ、而して勝吉世子は尙其儲嗣に置き、漸次病を養ひ以て復健の日を待つは萬全の長策なりとし、藩中其議大に起り、凡そ書を讀み字を解する者多く左袒するに

路者に嫌
忌せらる
の濫觴

幼主繼立
の執政專權
の弊起る

至れり、殊に番頭(十一名を置く御馬廻の侍士を統率する將領なり)は連署建白すと雖も、首位の執政關藏人(名は忠親、祿三千七百石を領す)は世子を措き公子を立てるは先公の遺意に非ずとし、斷然世子を立つ、之を溫徳公(諱は齊肅、從四位上左近衛權少將兼安藝守たり、之を淺野家第十一世とす、致仕の後、備後守と稱す)と爲す、爾來執政の權力重きを加ふ(御番頭中に在り最も白杏公子の襲封を主張せし者は、日比内記「澤左仲」淺野左門の三人とす、故に翌天保二年十二月、左仲の執政に進みたるは御番頭の勢力を滅殺する政略に出でたりと云ふ、左仲執政拜命の後、讃岐と改稱す、祿千三百石を領す、其名字等は後文に載録す)

參照 執政は藩制之を御年寄と云ふ、五名乃至六名を置く、同列中首位を占め功勞高き者は特に命じて御年寄上座と爲す、専ら金穀の權を握る、故に別に又御米銀係りの命を受く(事宜に據り第二位の者を以て御米銀係りと爲すとあり、又同時に二名を以て之に充るとあり、時俗御米銀係りの御年寄を以て御政事と稱し、御年寄の全體を指して大夫と稱す)。初め藩政は御家老の執る所なりしも、威權甚重きに過ぎ、陪臣も亦國政に關し、弊害を醸し來ると寡からざれば、中古以來御家老の執務を廢し、藩主親ら之を視聽し御加判(古記に加判の列と記するものあり)をして政務に關與せしむ、是御年寄名目

藩主親政

士卒階級
の概略

を生ずるの規めなり(御加判を以て御年寄名目に改定したるは寶永六年七月とす、然れども同年以前の古記既に此名目あるが如し、今之を審にすること能はざれば茲に沿革の概略を載せ、異日又他に詳記することあらん)、御年寄は班次御番頭と並立し向坐(向坐)唱へて相對すと雖も、記録「待遇共に御年寄を以て上とす、而して御年寄役の者藩外に接するときは自から家老と稱し他向きよりも之を稱す」
○御年寄「御番頭は皆祿千石以上の者を以て之に命ず、故に千石未滿の者拜命せば當日より加増して此祿に充つ(祿制は下に記せり)當時昇平の日、御番頭は散官たるに依り多くは大祿者より選任すと雖も、御年寄は専ら人材を取るに在れば往々小祿者より出づ。因みに云ふ括弧内の注釋に祿若干石を領すと記するは其人最末の所領なり」
○藩臣の階級之を細分すれば數多ありと雖も、大別は三と爲すに過ぎず、一を侍士とし「二を御歩行組とし」三を諸足輕とす、御家老は侍士の最上位にして歷世之を繼承す、此地位は軍功あるに非ざれば平時望む可からず、其他執政以下の官職は侍士籍にある者は何人と雖も其才識器量あらば皆之に昇進することを得(文武師範、御鷹方、御大工頭、御醫師、御馬乗加役、居物、御衣紋方、御茶師家の如き、累代家業繼承する者は別に待遇方法あり此限りにあらず、居物とは官金盜取の犯罪者を胴切の刑に處する

とき之を執行する者を云ふ。○御歩行の班次、幕府及び各藩多くは卑し、本藩は然らず即ち御目見（藩主に謁見せらるゝを謂ふ）以上なり、其拔擢せられて侍士籍に進むを御小姓組御取立（とらたて）と云ひ、爾來歷世之を受く、御小姓組とは御馬廻の侍士と區別する名なり（藩臣固より皆武臣にして軍備に加らざる者なしと雖も、平日の職掌に依ては自から文武に分る、而して武事に專屬の侍士は外様）又は表役（おもてやく）と稱し、御番頭（おまへ）又は御旗奉行等の職名あるも總て御馬廻なり、然れども通常御馬廻と專稱したるは知行（解、下）を領する無職者のことす、其他の侍士は職の有無に關せず一般御小姓組なれども切米（解、下）を受る無職者は御中小姓と稱せり。○諸足輕の内に御勘定所支配足輕と唱ふる者は初め番組と稱し後年の改稱なり、各官衙の書算に従事す、是亦拔擢せられて御歩行組に進めば子孫之を受くるのみならず、尙侍士に進むを得、此餘の足輕は先鋒と中軍とに屬するに關はらず組附きと唱へ名籍其首領の許に存し、漫りに登級を許さず（足輕の次ぎに雜種の役を執る者なきに非ず、乃ち平常に在ては大小の帶刀を許して穿袴を許さざる者、穿袴を許して只一刀のみを許す者、一刀のみを許すも穿袴を許さざる者等なり）

温徳公初
めて國に
就く

天保六年藩主初めて江戸を發し國に就くや（五月晦日駕、廣島城に入る）鹵簿極めて盛壯なり、蓋し威嚴を示すに在り、時に執政今中大學（名は相親、後ち丹後と改稱す、祿三千百石を

傳正公明
治四十三
年四月二
日從三位
に追陞（補）

二葉山名
の起

藩費愈加
はる

領す）之に隨ふ、其率ある所の家隸陪從も亦夥く、東海の大驛と雖も惣員合宿するを得ざれば大學は一驛を後れて止宿し、恰も小諸侯の行旅せるが如し、實に特例と謂はざるを得ず、藩主既に國に就く、大學の勢焰稍、旺なり、然り而して藏人に對し繼位斷定の報酬なかる可からず、此年故あり城隅良位（うしろ）の山麓に新たに太祖傳正公（諱は長政初め彌兵衛と稱す、從五位下彈正少弼たり關白豊臣秀吉の五奉行を置くや之が首座となり事小大を問はず參與せざるは無し、慶長十六年四月七日逝去す、享年六十有五）の神廟を築き工事略竣りを告げたれば、神位を京師より迎ふ、是を饒津大明神（廢藩置縣の後、淺野家と分離し縣社と爲し、祭祀する所の饒津神社なり）と稱し、地を新に二葉山と名つく、此時藏人は藩境備後尾道に至り、神位の廣島に入るに隨ふ（十二月十一日廣島に達し、同月十六日夜遷宮式を行へり）其家隸陪從の盛んなるや曩きに大學扈駕歸國の日に比較し大に超越せり、是藏人に優渥なる榮譽を與へたるに出づ、夫れ神廟の經營たるや結構宏壯にして藩力過大の土木なり、且藩主の宿痾舊に依り速に平癒し難ければ、其江戸に參勤し幕府に昇降するや、費途言ふ可からざるの巨額を要し、又夫人徳川氏（末姫君後ち泰榮院と云ふ、征夷大將軍徳川家齊の第二十四女、天保四年十一月十五日我藩邸に入興）淑徳の聞えありと雖も幕府より歸ぐ所なれば、之に對する消費も亦輕きに非ざるなり、初め天祐公在世の日、官の倉廩稍、缺乏

の色なしとせず、故に其末年以來令を發し一藩をして節儉を守らしめ、時に藩臣の祿中より幾分を官に納むると無きに非ず

參照 以下條目を分ち祿制の略を述ん

○百石以上領受の者を知行と稱し、采地を與へ、所得五ツ物成とす、五ツ物成とは例せば百石を領する者は現米五十石を得、然れども其内十分の二は軍役として官に納めおき軍時の補給等に備ふるを定法とせり、故に四ツ物成即ち四十石を以て上限とす、官時に祿中より納むるを御減石ごげんせき又は御借米おかりまいと云ふ、此給與法に差等あり、同く百石を領する者を以て例せんに、其所得三ツ物成五歩なれば三十五石、三ツ物成なれば三十石、而して二十五石を下限とす、之を五ツ物成即ち五十石に對し半知と唱ふ（古記に四ツ物成五歩）或は三ツ物成三歩若くは八歩を以て給與せしと見ゆ

○百石未滿を御切米おきりまいと爲す、官廩より之を受く、給與の法、例せば上限は身分階級を論せず、九割即ち高十石に對し九石給與す、減石の時は八六（或は八一）或は七六（或は七一）一の廻しと唱へ、減石の輕重に依て此中を上下す、知行半知を給せらるゝ時は即ち七一廻し（下限）なり八六廻しとは八割六歩即ち八石六斗給與するを謂ふ、以下皆之に倣ふ、上限の時を除くの外、其廻し方法、侍士と御歩行組以下とは一樣ならず、下級即ち祿低

き者は上級即ち祿高き者に比し廻しを多くして給す（給與法は確實なる所に就き調査したるなり、然れども偶、古記を閲し弘化年間、切米の侍士中にも本祿の多少に應じ廻しを數級に分ちたる例、及び四十石以上は七一廻し以下を給したる例を見たり。又他の古記にて知行四ツ物成の時と雖も、切米侍士への給與は必九廻しとせず、其以下の廻しを以て給したるとあるを見れば、時に變更あるが如し）。因みに云ふ減石は幕府大士木の補助を令したるとき、又は藩の經費多出し填補を要するとき等に専ら用ゐらる

○知行を領し、又は切米を受くる者の外に、毎月唯若干人口糧（之を何人扶持と云ふ）のみ給與する者あり、其額の多寡に依り知行に準じ、又は切米に屬す、専ら儒醫（御衣紋方、御茶師家を含む、儒醫中素より知行及び切米の者あり）其他父尙奉仕中其庇蔭、若くは文武業拔群に仍り出身の嫡子（之を部屋住の召出されと唱ふ）へ給與せり

○御家老三家のみは世祿不變を以て子孫に傳へ、食邑一萬石以上なり、其他一般の士は死没又は致仕の時、其後嗣者祿を承るに當り、先世の功績大小と、勤務精麁とを以て標準を定め、幾千の減祿せり、例せば祿千石を有する御年寄役の者、死没又は致仕し、其後を承る嗣子は九百石を賜ひ、若し御年寄役たるの月日僅少にして、未だ其拜命の儀禮を藩主に行はざる時の如きは九百石以下を賜ふ等の類なり、而して歷世減じ盡して切米

二十石に至れば其後は減祿せず、之を侍士最下の祿とせり（儒醫中にて單に扶持米のみを受る者は五口糧を最下と爲す、又父の奉仕中に部屋住より出身せる嫡子への給與は父の資格に依り多寡ありと雖も、切米は十五石を）單に扶持米は是亦五口糧を最下とせり、而して父の死没又は致仕にて、其跡目又は家督を相續すれば、之と同時に嫡子出身中の祿扶持は自然消滅す）

○加祿（御加増と唱ふ）の制度あり、職掌の繁簡に仍り年數に長短あり、官等の高低に仍り増額に多寡あり、故に二十石の最下祿なるも、平時文勳を以て逐次昇進し、御用人となれば當日より本祿三百石（御用人は職高五百石たるに依り勤務中御役料として二百石を別給す）と爲し、御年寄となれば當日より本祿千石と爲す、而して年功數回に加祿を得て數千石と爲る（御番頭其他御馬廻の職に在る者は、平時の勤務を以て加祿せず、散官たるに因る、然れども無職馬廻の者、城中番詰二十五年間懈怠なく勤務せし者へは三十石の加祿を賜ふ。或はいふ昔者御番頭等へも加祿せしが後年故あり廢止せり）と

○切米より知行を賜ふに二例あり、一を新知拜領と唱ふ、例せば切米五十石を有すれば、新たに百石を加へて百五十石と爲すを云ひ、一を御直しと唱ふ、同く五十石を有するも之を百三十石、若くは百四十石と爲すを云ふ、新知は御直しに比し榮典なり

○知行の最下祿百石を領する者、致仕又は死没すれば其後嗣者は切米に下り、凡そ三十石乃至三十三石を承るを以て恒例とせり

○切米六十石未満の者には毎月三口糧（即ち三人扶持なり一人扶持は一斗五升とす）を附給す（切米六十石以上は賜與せざる慣例の如し）

○御歩行組の侍士に進級する者、祿二十石に満たざれば當日増額して此祿に充つ。因みに云ふ御歩行組以下祿制は一切略す

而して溫徳公繼位の後は大費續々として湧出し、加ふるに執政等の爲す所、奢侈怠慢に流るゝと尠からざれば、藩費愈々支持に苦しみ偏へに大阪豪商（御藏元なる者なり）に就き負債を起すに在るのみ、勘定奉行阿部半左衛門は乃ち起債の事を以て登阪せり、以爲く執政の財務を濫りにして底止することなきは御藏元容易に借金を許せばなり、今にして之を矯正せざれば後難を如何にせん」と、是に於て敢て募債を爲さず歸國復命して曰く、即今大阪金融閉塞し、債主盡く貸金を辭す」と、執政驚愕後策出す所を知らず、町奉行松野唯次郎之を聞き以爲く、阪地豪商は金融を業と爲す者なり、此大諸侯の需めにして豈應せざるの理あらんや」と、窃に管下商人の札場名代なる者一兩名を同地に差遣し、事實を探偵せしむれば果して半左衛門の虚構たるを知れり、仍て具さに之を執政に密白す、執政大に怒

り、半左衛門の官を免し（天保八年十二月二十八日なり）唯次郎をして勘定奉行を兼務とし、更に登阪せしむ、唯次郎は登阪の後厚く豪商に結び、隨意藩債を起し、執政をして満足を得せしめたり、是より唯次郎は飛鳥も亦落るの勢ひを有し、本職市政と米金出納兼務の外、権力政府内に及びたりと云ふ、其班次待遇は大目附を以てせり（後年御用人並に至る）

參照 唯次郎の此登阪も亦天保八年と推測せり、同九年二月作の戲書にて當時世間に傳播せし「チヨボクレ」の一文今尙元凱が籠底に存在せるものに據る、文中藩費の多出を羅列して説き來り、藩紙幣一匁（錢百文に當る）が三十文に下落したると、及び半左衛門罷免のと、唯次郎募債の爲め登阪し、歸國後加祿のと、其他紙幣の價位を復舊して廉價の米穀速に口にせらるゝを執政に冀望する等、陳述餘す所無く、語極めて鄙野なりと雖も當時の情況を知るに足れり。因みに云ふ米價騰貴は幣價下落に起ると雖も、一は天保七年五穀稔せず天下大に飢ゑ、延て同八年に至りたるも亦勢ひを加へたり、藩の西北隅山縣郡の窮民、廣島に群出の慘狀、及び官之に救米を下付し、城下士民之に賑恤したる美談等尠しとせず

○筒井極人きよめは政府及び知郡會計の事を該ね、一身其衝に當りて大に殖産の業を興し、

以て國帑富裕の途を開かんと謀りたる者なり、事蹟未だ之を詳知する能はず、且其事を執りたるは専ら文政年間でありと雖も、其死没年月は本録中に涉りたるを以て、茲に其墓碑文を謄寫し、其人となりの概略を示す、若し之に假すに耳順不踰矩の齡を以てせんか、後年の頽隳、或は極端を見るに至らざりしやも測り難きなり、尙其事蹟は他日別に記録する所あらんとす

君諱季寛、字子栗、俗稱極人、村井武助諱貞芳之四子、爲筒井平助諱季當之義子、冒筒井氏、襲秩、爲中小姓、文化八年辛未、爲吟味役、九年壬申、爲用達所詰、十四年丁丑、加賜秩十石、文政六年癸未、加賜十五石、九年丙戌、新加賜百石、爲藏奉行上席、未幾、進勘定奉行同格、十二年己丑、遷大目附同格、爲勘定奉行頭取兼郡奉行、爲用達所詰如故、於是、内外之諸政、莫不與聞焉、本藩諸司委任之專、君蓋爲特例、十三年庚寅、加賜五十石、天保三年壬辰、罹病而卒、實七月十日也、享年四十又八、葬于城東超覺寺、君至性惻寔、小事不苟、及其總攝諸務、事故蟬集、群議蜂起、人所不能勝者、君獨自信而不疑、夜以繼日、斃而後已、將大有爲於國、而不能果其志、嗚乎哀哉、初娶石津氏、早卒、三女亦夭、再娶其妹、又卒、後娶皆無子、有庶子季冽、襲秩、天保四年癸巳春二月、本府儒學、金濟民伯成撰並書、

關藏人致仕す

藏人は大人の風采を存す

既にして藏人病（中風症）に罹り瘵期なきを以て老を告げ仕を致せり、時に天保十二年十月朔日とす、同日退隠料毎年三百石と外に時服數重を賜ふ（文化七年十一月九日、執政を拜せしより是に至り三十二年間なり）、大學執政の首位と爲り施政の方針藏人の畫策に大差なしと雖も、藏人は度量恢廓自から大人の風采あり、細務は悉く他に任ずるも、大學は才銳にして事務に精練し、一種出色の人なれば、藏人在職の日、大學の決斷に出たると亦多しと云ふ、今や政權一人の手に歸したり、然れども勘定所の困難日々に切迫し、復た如何ともなし能はず、紙幣（藩札）の増發を是事とするのみ、是より年々其價格漸次に下落の一方に傾けば、乃ち價位回復の爲め裁斷減幣の議起るに至る

參照 時に士民の紙幣を以て正金に兌換せんと欲し、札場に請求する者ありと雖も、紙幣下落の爲め、札場年來公定の價額と、市井現行の時價とに於て差異を生ずると甚しきを以て明りに之を許さず、然れども執政等國帑の散耗を江戸に隱蔽せんと欲し、江戸邸常住藩士（之を定江戸、又は定府と唱ふ）の藩内采地より得る所の祿米は、例に依り廣島に於て賣却し、其代金を本人に送付するに當り、下落したる紙幣の價格を以て米に易へ、而して此紙幣は正金時價の騰貴するに關せず、公定の價額を以て兌換せり、是國帑一層の困迫を促せりと云ふ

金融の爲め六會法起る

○天保末年に至り、城下綿坐に於て六會法といへる者を設け、金融の道を開きたりと聞及べり、元凱近年郷里に歸る毎に六會法は如何なる方法なりしやと搜索せしに、書類は先年悉く燒棄せりと云ふ、之に專任關係せし輩も亦生存者なきものゝ如く、遺憾とする所なりしが、頃日左に掲ぐる所の略記なるものを得たり、事未だ完全ならざるも大體を知るに足れり

六會法略記

松野唯次郎町奉行の時、町役所財政困難に付、岡田集介（元木屋理助と）と云町人、此法を組立たり、其仕方は全く嚴島に行ひし富と同様なり

一本銀札九百目（米に直し一）にて、一仕搦十萬本とす（此所不詳或は五萬本とも云ふ）、親札千俵一本。次に三百俵（此本數不詳）。次に二百俵（上）。六十俵を最下とす

右の組織にて市中はかりにては入り子不足ゆへ、郡中へも及し度思ひ候得共、町奉行の權外の事ゆへ詮方なく見合候内、唯次郎勘定奉行兼帶に付遂に領内一班へ諭告し、隨分強迫手段も施したる趣なれども、六會迄繼續不出來、三會にて廢止せり（本會市内は大し、郡中は割庄屋を取締ませしなり）

按ずるに天保十四年卯四月に初會を行ひ、弘化元年辰十一月次會、同二年巳某月（詳未）三

會にて終りしなり

因みに云ふ天保十四年の初會なれば、此時松野唯次郎は既に御勘定奉行たり、前陳開會後に同官を帯びたるに記するは誤なり。又云ふ巖島富講は明治維新の頃まで行はれたり、往年元凱の實大人山下梅鶴先生（諱は弘毅、平八郎と稱し、梅鶴と號す、致仕後之を以て行ふ）が、此地に宰（宮島御奉行）たりしを以て、元凱其概略方法に記憶あれども、此處に用なきを以て略す

商賈豊島屋圓助（藩内沼田郡祇園より移りて廣島に住す、苗字許可の後桑原と云ふ、初め木工より起り遂に富豪に至れり、人と爲り膽大にして人の窮を救ふの義氣なきに非ずと雖も、毀貶の聲は常に褒譽の跡を壓し、嘖々として人口に絶えず、蓋し其事業多くは官衙に牽連し官吏と結託するを以てなり）は機智ある者なり、勘定所に建言して曰く、紙幣下落に苦しむは廣島城下のみ、故に城下を距る一步、痛痒相感せざるが如し、冀くは此裁斷せんと欲する紙幣を圓助に貸與せられんとを、茲に高許を得れば圓助人を封内十六の郡中（本藩の版土は安藝全國八郡と備後國にて御調。世羅。三谿。奴可。三上。三次。惠蘇の七郡、及び甲奴郡にて稻草、木屋、知和、梶田、西野、深江、矢野、本郷の八箇村にして四十二萬六千五百六十三石餘なり）に分遣し、各家貯藏の諸物雜品にして不用なるものは紙幣

藩紙幣の
失信豊島
屋の挽回
策

藩紙幣不
信用極端
に達す

を以て購買し、直に之を四國九州等に輸送して販賣せば、彼れ投ずる所は正金なり、此正金を携歸して返納せん、是國幣正金を準備蓄積する良策にして、之を以て人民兌換の請求に應ずれば紙幣忽ち騰貴し、裁斷の勞を煩さずして信用の挽回期して待べきなり」と、勘定所其策を納れ圓助をして之を實踐せしむ、此時郡民は所有什品の高價に賣却し得るに眩惑し、且俄然幣貨の收入を欣悦して競賣せり、然れども各自の得たる所は紙幣の累々たるのみ、家内を省みれば必需の品も亦賣却し去らんとする勢ひありたれば、人々漸く其非を曉り、再び紙幣兌換を請ふ者陸續絶えずと雖も、國幣の正金を收納せんと爲したるや、事固より權道に出で、豫算に達し得ると能はざれば、一時之を彌縫せしも、兌換道斷え紙幣の下落前時に倍蕪し、嘉永四年に至り其極端に及び、銀五匁（錢五百文に當る）の紙幣を以て、一厘（錢一文）の通用となり、官遂に此價位を以て交換するの不幸を觀るに至れり、當時之を五百掛けと云ふ、勘定奉行横山十介は執政に僚屬せる用達所詰頭取を兼務し權勢頗る盛んなり、屬員に瀧戸幸藏といふ者あり、曾て意見書を提出して曰く、紙幣漸く下落し底止する所を知らず、今や之が整理の策を講ずべきときなれば請ふ明慮を煩はさん」と、十介其書を納めて答へず願省せざるが如し、而して下落愈、度を進め、五百掛けとなるに及び、十介俄然此價位を以て舊新紙幣の交換を主張して施行せり、故に五百掛けたる

は日子極めて僅少なりと雖も、十介胸裏の目的とする所に達せしものなり、十介は今中執政を補佐したる第一位にある者にして、其行爲に對し人多くは服せず

参照 柳處先府君嘉永四年の日記中に舊札の文字往々散見す、然らば則ち新紙幣發行を令したるは同年中のことならん、茲に同年紙幣の下落に依り米金沸騰し、價格に亂高下を生じたる景況を君の日記より轉寫製表して之を示さん、又交換價格を定め公布したる年月日も亦同日記より抄録せん

記事月日	米一石價	金一兩價	摘	要
三月廿九日	五十貫目餘	三十四貫目	三月二十三日頃より騰貴前代未開	
四月晦日	五十四貫目	二十四貫五百目位	米は白米小賣相場	
五月十七日	四十七八貫目	二十貫目餘	此節下落	
七月十一日	二十貫目位	十三四貫目餘	同	
八月六日	二十五六貫目位	十五六貫目	今日二十日靜穩稲共に近年の豐作	
十二月二十九日	—	三十四五貫目	此一兩日來金相場突上げ	

嘉永五年正月九日晴夜雨(前略)、今日左の通被仰出有之「舊札並綿座預り共、改札に御

施政類
の極

讀書家撰
斥の由來

引替被下候間、夫迄は一兩に付三十二貫五百目の相場を以て取引可仕、尤御引替日限等は追て被仰出の旨なり」●同年六月二十七日晴(前略)、舊札並綿坐切手とも來る八月中限り御引替の事。限月過にては通用停止の事。右之通去る二十三日御觸出し有之
○藩初め紙幣を發行したる制定は六十匁を以て金一兩の價位に充てたるものなり(例證あれども贅せず)、而して紙幣一匁の錢百文に相當せしとは既に前解の如しと雖も、九六を以ての百文なりしか、或は全數の百文なりしか、未だ詳にするに能はず、惟其嘉永五年に於て三十二貫五百目を以て金一兩に交換したるものは五百掛けを標準に立てたりと爲せば、新紙幣は六十五匁を以て金一兩とし、一匁は錢の全數百文たりしとを推知せらる

施政の類施斯の如くなれば、藩中不滿を抱く者ありと雖も、忠言讜議の速に執政の耳目に入り刺撃を與へざるは抑、故あるなり、曩年藩主繼位の物議あるや、學者の罪多きに居るものと爲し、且常に政治の得失を是非するを惡み、爾來眼中文字ある者、執政擯斥して君側等の榮職に登庸せざれば、身青雲の志ある者、學あれば學なき者の爲ねして進路を求め、其極弊や膽小なる者に在ては、聖經賢傳を讀まんと欲すれば先づ稗官小説を机上に備へて目的の書冊を繙覽す、若し隔壁の足音己れの居室に近づくを聞けば忽ち稗官小説を開

自得公大正十三年二月三日
追從三位

賢明の藩主恭昭公の事蹟同公大正五年正月四日
追從四位

き、初め繕きたる書は掩ふて他人に示さざる等の奇談を出すに至る、而して一般子弟を養ふ者と雖も、四書五經を通讀し、稍其義を解すれば多くは中止休業せしむ、偶左國史漢を看了する者あらば、彼は學者なりとし一種異様の觀を爲せり、故に公然書を目にする者は、儒官及び助授（學事方又は句讀師と唱ふ）等に非ざれば、權門に媚びず、當時に納らるゝを熱望せざるの徒のみ、是人心沮喪の最も甚しきものにして、藩政の利害も亦公言する者稀少なる所以なり

參照 上文は失體のみを記したる者なりと雖も、元和五年自得公（諱は長晟、從四位下侍從兼但馬守たり、之を淺野家第三世とす、寛永九年九月三日逝去す、享年四十有七）紀州より藝州に轉封以來、歷世皆士民に恩惠を施き德望を維ぐや久し、殊に恭昭公（諱は重晟、從四位下左近衛權少將兼安藝守たり、之を淺野家第九世とす、致仕の後、備後守と稱し、文化十年閏十一月十三日逝去す、享年七十有一）は賢明にして身節儉を行ひ、文武の業を獎勵して士風著しく振興し、財務大に整頓して内には乃ち金幣（御銀藏と唱ふ）に不虞備金のとを創立し、外には乃ち贏餘貨幣を大阪豪商に寄託潤殖す、是を以て全藩豐給、藩紙幣の信用四隣邦國は論ずる無く、延て大阪に及び礙滯なく行使せり、且閨房尤靜肅後世鑒則とすべきと多く、其在職中美政舉らざるはなく、致仕の後と雖も謹

嚴怠らず、實に淺野家累世中の明君たるや、一部の竹館遺事（澤讚岐著、初め左仲と稱せし時、多年君側に在り公の言行視聽のまゝを筆記したるものにして、事政治上の樞機には涉らず、讚岐名は宜喬、字は伯遷、梅陽と號す、書を能くす、致仕の後、三石と號せり、三石と命せし時の口占に「米の石身を磨く石終りには頭に冠る石を目度たき」とあり）を閲讀して其一斑を窺ふに足る、是等の恩澤は士民の心裏に浸潤して忘るゝ所に非ざれば、天保の後、時の執政に不滿者のあるも怨言些少の君家に及ぼさざる所以なり。特に又恭昭公は天明二年を以て、郭内に學問所（公は文武併立の大學校を京口門裏に興さんとする計畫ありしも遂に果さず）を設け、大に藩中子弟を教育し、孔聖の廟を築き、春秋二季に釋奠の禮（二月八月丁の日を以て行ふ故に丁祭と稱せり）を擧げ、毎月三回親ら學問所に臨み、儒官に命じ聖經（専ら論語）を講じ、執政以下當直に非ざる者をして皆陪聽せしむ、之を月次講（聽講の間、藩主褥を敷かず、席上即ち大成の間に坐し、冬日も亦暖爐を用ゐず）と名つく、藩主親臨するを以て俗に御前講とも唱ふ、建學以後明治廢藩に至る九十餘年間絶えたること無し、是等も彼れに在ては厭忌せらるゝも、此れに在ては風教を維げり。因みに云ふ國老（御家老のことなり）の月次講に陪聽せしは、嘉永年間より狷む、蓋し國老藩政の頽弛を憂ひ、執政を督過するの急なる頃ほひ、今中

名儒碩學
の輩出

大學の發意に出たりと云ふ、大學の意孰れに在るを識らず、督過のことは後文に詳なり。又云ふ藩主は參勤江戸に在る時と雖も、月次講は依然として之を行へり。又云ふ執政の讀書家を忌むは専ら侍士に在り、御歩行組は其地位懸隔し、且諸官衙に出る書佐の任を執るものなれば、文字ある者尤能く事を辨じ、有用の人なるを以て牽制すると薄きが如し、故に其子弟に在ても侍士の子弟に比すれば苦學勉勵して人材を出したるや多數なり

○讀書家の嫌忌せられたるは既に之を詳悉せり、然れども舊藩に於ける名儒碩學の輩出したるものは天明文化の際と、本録に係る天保嘉永の間とを以て尤盛んなりとす、請ふ天保以後儒學其人の梗槩を述ん、經書の蘊奥を究極して易學獨得の見を有し、兼て長沼流の兵法に通曉したる者は、金子徳之助（略歴下に載す）なり。洛閩の學を本據とし傍ら垂加派の皇典を涉獵し、丹青の技（北畫）も亦拙ならざる者は、加藤太郎三（名は景續、字は君緒、棕廬又は肯堂と號す、嘉永四年八月二十三日江戸在役中に没す、享年六十二）なり。學問該博、文章の柄、攝西に掌握し詩も亦一世を睥睨したる者は、坂井百太郎（名は華、字は公實、臥虎山人と號し初め安南と號す、嘉永三年九月六日没す、享年五十三）なり、筆札の芳名父祖に譲らず、詩時に非常なる傑作を出す者は、賴餘一（名は元協、字は承緒、聿庵と號す、嫡孫承祖を以て春水の遺業を嗣ぐ、山陽の第一子なり、安政三年八

月三十日没す、享年五十六）なり、而して皆同時に藩費の教授職（其他數名あれども略す）を奉じたれば良師固より匱乏を告げず、周防の海防僧（眞宗）と唱へられたる月性（氏を桂と云ふ、清狂と號す）、廣島と題する詩に曰く、「千里山河氣象新、廟堂況不乏儒臣、致君堯舜何無術、經國文章己有人、細雨頻來三月暮、飛花又老一年春、回頭落日城門路、車馬紅飄陌上塵」、（坂井虎山の評に曰く、佳作、使弊藩生光輝）と、是載せて清狂遺稿（天保十二年の部）に在り、嗚呼他邦の人にして賞讃すると尙斯の如しと雖も、時運佳からず學政振はざるもの歎くに勝ふ可けんや

○今中大學新たに別邸を城南の眞菰に賜ふ（賜邸は大學獨り然るに非ず、執政職永年に及び、功勞高き者は此特典ありといふ）、連日賓客を招いて祝讌を張り、君恩の辱なきを謝す、而して其第一の佳賓は儒官を聘して厚遇し、曾て各自の門生にして今は官衙に書佐の務めを執る者を撰んで専ら接待の事を委託せり、興酣なるに及び、首客金子徳之助は肱杖を爲し、横臥大學と談話せしも、大學終始席を正うして佳賓を饗するの禮を失はざりし等の奇譚あり、大學固より學を好まずと雖も、此饗讌と前陳國老月次講陪聽との如きは、胸中自から政略を存したる者と謂ふ可し

○因みに云ふ天明建學の當時は洛閩と護園との二學併行せられしが、護園の學、漸次衰

今中大學
胸中政略
を存す

微に屬し、洛閩の學、獨り用ゐらるゝに至れり、蓋し洛閩學の隆昌に赴きしもの、我藩のみ然るに非ず、幕府柴野「尾藤」古賀三博士を登庸し、昌平疊の學政を修めしより、天下比々風靡せしに因るものにして、時運之を致す所なり、然れども我藩士實用の學問に着眼し、有爲の氣象を發揚し、以て人材教育の佳域に駸々乎たりしは護園の學即ち物祖來の流を汲む者に多し、惟平居の行爲、磊落不羈、事苟も大成を期すれば、則ち細疵省みざるの弊無しとせず、偶々不適意のことに際會すれば豪飲劇論も亦厭はざる所なり、此平穩無事の日に當り、争でか物議を免るゝを得ん、是亦衰微を靡きし一端ならん、恭昭公の採擢せし儒官の大家、護園學に在ては、香川脩藏（名は蓋臣、字は爾公、南濱と號す、寛政四年八月十六日没す、享年五十九、其經歷は梅鶴閑話、實大人梅鶴先生が元和轉封以來封内の士民にして豪邁英傑の者、或は文武の業に秀拔せる者、或は一技一能に顯著する者等の事蹟を、雑話體に著述せる書なり）竹館遺事、及び南濱の門人市川寧（通稱太輔）作る所の行狀等に詳なれば、讓りて記載せずなり。洛閩學に在ては、頼彌太郎（名は惟寛、字は伯栗、又は千秋、春水と號す、文化十三年二月十九日没す、享年七十一）頼萬四郎（名は惟柔、字は千祺、杏坪と號す、天保五年七月二十三日没す、享年七十九、春水「杏坪」の傳記世既に詳なり敢て載せず）の兄弟なり其他著名者なきに非ざれども、本録に要なきを以て贅せず

米艦來航
藩中慨起
の士

然れども藩中識見卓越の士、國歩の艱難を洞見しては何ぞ黙々に付す可けんや、嘉永六年（癸丑）六月米艦浦賀に來り通信貿易の盟約を請ふや、天下騒然たり、幕府武備の忽諸に付す可からざるを曉り、諸侯に令するに其整理を以てし、不日大小監察をして巡閱せしむるを以てせり、執政今中等以爲く、今や幕令に遵守して將さに之を行はんとすれば、費用支持す可からざるを如何にせん」と、苦心の餘、又以爲く幕府或は實行するに至らざるも亦測り難し（幕府遂に實行せず、執政等の預測偶中せり、是その達見のみに非ず、抑、幕府仆るゝの基る是等の日に起因せり）、姑く之を包藏して他日を待んと、敢て幕令を表發せず、因仍苟且、時勢の切迫に趣くを知らざるが如し、嗚呼藩中壓伏す可きも天下のと豈盡く隱蔽するを得んや、各藩武備整理に着手の風聞四方より來るも、執政の省顧せざるに尙依然たり、辻勘三郎其無狀を憂患憤怒し、乃ち藩主に建白して大に弊政を改革し、以て武備の擴張を謀らんとを期す、建白草案既に成るに至り以爲く、年少氣鋭、或は疎忽に陥いらんとを」と、然れども藩中一人の胸襟を披いて教へを受る者なく、獨り木村幾三郎は年長學博く、世務に長する者の在るありと雖も、支封松平近江守（諱は長訓、ながみち）、白杏公子の第五子にして初め支封家を嗣ぎ、安政五年十一月、宗家に入り其統を繼ぐ節山公是なり、公の事蹟後に詳にす）の家老職と爲り江戸に祇役せり、書翰の往復自在ならず、豈遲緩の

辻勘三郎
晩年維岳
自奮の初

憾み無しとせんや、仍て熟考するも良策なければ、乃ち後るゝも完全を得るに如かずと
し、幾三郎の弟「石井雄之介に倚囑して書を其阿兄に寓し、建白草案の是非を正さんと期
す、當時の通信たるや江戸と廣島との間には急事の外、毎月各地二回の郵便(はやみち)を
發するのみ、且二百三十餘里の長程、馬背と輿底とに依り行旅するものなれば事の速に辨
せざるや知るべきなり

參照 支封家は從五位下宮内少輔松平長賢(顯妙公の第四男なり、公諱は綱長從四位下
侍從兼安藝守たり、之を淺野家第六世とす、寶永五年二月十一日逝去す、享年五十)の後な
り、元祿以降分家赤穂侯既に除せられ、同く三次侯も亦絶えたるを以て、藩主體國公(諱
は吉長從四位下左近衛權少將兼安藝守たり、之を淺野家第七世とす、寶曆二年正月十三
日逝去す、享年七十有二)は幕府に請ひ、其弟長賢に廩米三萬石を分給して公職を奉せ
しむ、爾來其子孫世々支藩の如し、故に本録は假りに之を支封と書し、本宗を本藩と書
せり、江戸に常住し邸は青山穩田に在り、俗に御内取(おうちどり)と謂ふ、記録には内證分と爲す、
苗字は松平稱號を許さる。家老「番頭」用達役等は本藩より之を任命して付し、其以下の進
退は支封家の隨意なり、明治の初年淺野に復稱す、本藩版籍奉還するに當り更に朝廷に
請ひ、同二年十二月二十七日宗家に合併せり、是を從五位淺野長厚とす。因みに云ふ體

國公は豪邁俊傑にして其治績特書す可きもの多く老て倦怠せざりき、故に舊藩父老輩の
談話、歴世君主のことに及べば、豪傑は公を推し、賢明は恭昭公を推して併賞せり、蓋し
恭昭公は守成に適當し、而して體國公は創業に適當す

○辻勘三郎は時に御持弓箭頭、祿千二百石を領す、元治慶應の際、執政首位となる、將曹
と改稱す、今の從四位勳三等男爵辻維岳是なり、僊風と號す

○石井雄之介は、御番頭、祿千五百石を領する石井大膳の義子とす、文久の末、父尙在
職中に拔擢せられて執政を拜し廩米一千石を賜ふ、修理と改稱す、大膳致仕の日、祿千
二百石を受く(一千賜苞は止む)、廢藩のとき大參事たり。晩年櫟堂と稱せり

偶、此年九月十三夜、勘三郎自邸に詩會を設く、雄之介之に會せり、勘三郎に耳語して曰
く、窃に聞く黒田圖書(時に御旗奉行たり、班次御用人の上にも散官なり)、深く時
勢に感ずる所あり、國老淺野遠江と謀り、大に爲す所あらんとす、而して黒田の謀議小鷹
狩介之丞(柳處先府君)之に參與せり」と。黒田「小鷹狩皆今宵佳招中に在り、君の建白何
ぞ吾兄幾三郎の意見を待つの要あらん、速に二人に示して實施を爲す亦可ならずや」と

參照 遠江は家世々御家老の首座に在り、祿三万石を領し、備後三原城を守れり、廣島
邸に常住し、榎蔭と號す、今の淺野忠是なり。因みに云ふ三万石の内七千石は、三原城

に附屬するものにして、常に五ツ物成の最上限を給す、故に藩臣一般に滅石の命を下すの目と雖も、官一粒を納めず、又此附屬地各村に住する人民は、犯罪死刑に至る者と雖も、司城淺野家之を處し、該地別に里正村胥を置き、其黜陟も亦同家之を行ふ、是他の國老に比し優遇せらるゝ所以なり

勘三郎其好機に際會したるを悦び、答へて曰く、老成たる圖書等にして此事あるか、實に國家の大幸なり、今夜直に之を謀る易々たりと雖も、尙他客あれば、其洩露慎む可し、明日を待ち介之丞と熟話し、圖書等と通ずると未だ遲きに非ず」と、後日介之丞は勘三郎と相會し互に胸襟を披いて相談じ、辻「黒田兩家の間に奔走の勞を執り、偕に國家に竭すの約を成せり

是より先き藩士往々執政の専權にして失體のと尠なからざるを憤り、國老の力を以て政治の改革を圖らんとする者あり、乃ち澤三石（致仕天保十四年九月にあり）の後ち年を経る未だ久しからずと云ふ）は、遠江の義父出羽（名は忠敬、通稱初め甲斐）筑後「右近と云ひ、天保十四年閏九月致仕す、出羽は淺野甲斐（名は忠順、後ち修改む）と云へる人の義子たり、故に其子主殿即ち遠江を以て復た養ひて子とし、家を嗣がしむ」と交り最も深きを以て、三石之を訪ひ、出羽父子同席の前に於て曰く、三石藩政の善良ならざるを憂ふるや久しと雖も、身執政の末に加

主殿大和
遠江飛彈
皆淺野忠
の前稱

同人奮起
の端緒

り、事意の如くならず黙止せり、今や羈絆を脱す請ふ忌憚なく之を述ん」と、仍て大學「十介等の失體を縷陳し、且曰く、是より以往終に國老の苦慮絶えざらん、大和君（主殿の改稱に）て遠江の前稱。因みに云ふ遠江は本録年間の後、飛彈と稱せしとあり）は春秋に富めり、冀くは社稷の事努力せられんとを」と、既にして水野市允「吉田儀右衛門」吉村孫三郎「湊源太郎」小島太郎作等の徒（皆相當の官職ある者なり）相續で來問し、告る所のもの弊政の慨談ならざるは無し、遠江素より心常に憂患する所なれば、今や藩士不平の徒が頻々相告るを詳聞し、忠愛の資性争でか黙過し去るを得ん、是に於て大學を自邸に招きて面前に忠告し、或は意見書を送り以て施政の方向を改めしめんと欲すると數回に及ぶ、大學之を首肯するのみ、而して用ゐるの色なければ、遠江乃ち他に手段を求むるに至る（遠江の大學に忠告を爲したる最初は嘉永二年の春にして、爾來他の執政へも注意せしと尠からずと云ふ）

出羽は致仕の後と雖も、藩政の不良を憂ひ、毎に父子謀議する所あり、出羽一日、遠江に謂て曰く、黒田圖書は余の信じて疑はざる人なり、之を招きて相謀らば、爾の志を遂るや難き事にあらず」と、蓋し圖書は身散官に在りと雖も、識見經歷共に卓越し、内外の事を謀る藩中其右に出る者罕なるに因る、是よりさき天保三年七月朔日、溫徳公繼位の後、初め

黒田圖書
先づ遠江
の義父出
羽に知ら

碩儒金子
遠江國老
霜江の執
政沙汰論
に賛成す

て幕府に昇れり、俗に云ふ御乗出^{おのりだし}なり、出羽も亦隨從して昇り、大將軍家齊及び内大臣
徳川家慶に謁す、是を定例と爲す、時に圖書は留守居職を以て國老に關する事務を擔當
す、幹旋宜きに適し、出羽深く其才識に服す、是を以て遠江に勧めたるなりと云ふ、遠江
も亦曾て圖書の人と爲りを知る者なれば、直に父の言に従ひ、折簡を發して相會し、意中
包藏する所無く陳述す、圖書「遠江の誠意を感じるが如きも、當日快く應ずるの色なくし
て去る、後ち六七日を経過し、圖書再び遠江を訪問し、更に其所見を吐露して談話大に熟
す、是より深く交りて相謀れり、又儒者首班金子徳之助は一藩の耆宿なれば、遠江は其懷
抱する所の意見を告げ、現執政を沙汰し、更に良執政を選んで藩政將來の方向を大に釐革
せんことを謀る、徳之助初め之を難するの色ありしが、遠江の決心確乎動かざるを洞見して
賛成するに至れり

參照 徳之助時に班は御歩行頭次席たり、後年歴進して御用人並に至る、曾て之を聞く遺
命して碑銘を作らしめず」と、故に其略歴を墓石に刻するのみ、今爰に之を臆記して其
來歴を示しおかん、「先生諱濟民、字伯成、號勉廬、又號霜山、通稱徳之助、華山先生之
子、母寺尾氏、先生少襲教授職、尋列近班、歷仕數公、奉職太勤、進班増秩、擢至比用
人、兼掌軍政、蓋特典也、慶應元年乙丑八月二日病没、享年七十七、先生嚴正勵精、道

慨世の諸
名士世を
の聰明を
補佐して
弊政の洗
滌を謀ら
んとす

學自任、著經說萬餘言、四書纂要刻行于世、餘皆藏于家、配加藤氏、男琢章嗣家、「此
文儒官木原藉之の撰ぶ所なり、藉之、字は君茅、桑宅と號す、初め慎一郎と通稱せり）
既にして米艦來航に及び、遠江は益、竭國の念慮を生じ、加ふるに圖書「勘三郎及び介之
丞等の相扶持するを得たれば、藩主に建白し、政治改革の實を擧んとするの計畫を爲せ
り、時に徳之助江戸に在役せり、故に幕府の密議、外船の景況、及び藩邸の内狀等を報道
して東西の氣脈相通す、殊に世子垂髫にして既に聰明なり、異日有爲の君となるは一藩の
欣慕する所なれば、慨世の士は世子を補佐して、藩治の積弊を洗ひ、士氣の振興を圖らん
と期せり、時に世子年十八、是を大光公（諱は慶熾^{よしてゐる}從四位上侍從兼上總介、襲封の後、安藝
守たり、之を淺野家第十二世とす、幼稱定之丞」又は善次郎と云ふ）と爲す

參照 世子は天保七年十一月十二日廣島に生る、溫徳公の側室奥氏（砲術師範奥彌三兵
衛の女なり、後年淺野家家族に列し、妙信院と云ふ）の出なり、嘉永三年九月四日初め
て廣島を發し、十月五日江戸に達す、同公の夫人養ひて子とせり、幕府之を許したるは
同年十一月朔日にして、世子に定め表發せしは同月三日なり、世子年甫めて十一、詩を
賦して曰く、樵路飛泉響、攀登宗固松、堅心長不改、百歲臥蒼龍」と、宗固松は沼田
郡新庄の山嶺に在り、昔國老上田家の祖先宗固の栽る所なりと傳ふ、事は藝藩通志に詳

なり、又世子年少のとき書を頼餘一に學ぶ、餘一「一日進言して曰く、若君望む所の文字、臣謹んで揮毫せん、願くは之を撰定せられんとを」と、世子机上の詩集を繙き、杜甫の詩「吾宗老孫子、質朴古人風、」の二句と、「農務村々急、春流岸々深、」の十字とを示す、餘一直に命に應ず、退衙家人門生に語るに世子撰定の非凡なることを以てし、歡情極り落涙せりと云ふ。又往昔江戸邸常住の士山肩某より聞得たる一話あり曰く、溫徳公は駕中に在り、駕窓より左顧右眇するの癖あり、故に世子の初めて江戸に来るや皆以爲く、事物珍奇なれば盡く驚目せざるは無かる可し、駕窓復た顧眇するを見ん」と、其江戸に達するの日藩邸の士卒之を虎の門内に迎ふ、幼年公子駕中に謹坐し、其姿容をだも拜せし者無きに至りたれば、其舉止に感歎し、異日明君と仰ぐは之を措き誰れをか期すべけんやと悦服せざる者無し」と。爰に又世子に立ちたる後、初めて國に就きし當日の柳處先府君日記を抄録し、閩藩欣慕の情を示さん、記中御住居様とは、溫徳公の夫人を指す、幕府より入輿の夫人は其家の資格に依り御主殿」又は御住居と唱ふ

嘉永五年五月二十五日晴(前略)、朝四ツ時(今の凡そ午前十時)前より橋御門前へ罷出る、若殿様益御機嫌克、御着城被遊、御目見奉申上、當度初て御入國の御行列には、御先乗、澤瀉の御中道具等も御持せになり、御大中小姓竝に御國残り御左右歩行小姓等も

今朝三本松へ御迎に出る、殿様通常御參勤」御歸城の御行粧よりは餘程御立派にて御賑々敷、御年寄二川清記、御用人吉田儀右衛門」山田隼之助、御儒者金子徳之助等被召連、昨夜海田驛御止宿、今朝御入の道筋へ拜見に罷出たる者夥敷よし、乍憚多、若殿様には御聰明の御評判江戸表殿中竝に世上共に奉賞美候由にて、御國中末々の者迄も奉承知、一同難有奉忍賀居候事故、別て拜見に罷出候者も群集仕る、御目見の砌、奉拜尊顔候處、誠に英主と奉伺、御惣體御大丈夫、御馬上に被爲成御坐候も御長高に奉拜、御文武共殊の外御出精、御學事坏は一と際御上達、御詩作も數々被遊候由、御出府の砌より御住居様全く御本腹御同様御寵愛被遊候御様子。乍恐御住居様には御賢女に被爲在、段々御教育筋等尊慮を被爲盡候由、實に奉感戴候御事なり、四ツ過歸宅(下略。因みに云ふ世子は翌年即ち嘉永六年二月四日廣島を發し江戸に之く)

世子曾て左右に謂て曰く、淺野大學(赤穂城主内匠頭淺野長矩死を賜ひ斷絶の後、遺弟長廣家名再興に際し、幕府は之を旗本と爲したる其子孫なり)は我親戚なり、今中大學は我臣下なり、臣下にして親戚の名を侵す、何ぞ省みざるの甚だしきや」と、大學之を傳聞し大に驚愕し爲めに丹後と改稱せり、是些事と雖も其銳敏なると推知すべし

是時に當り藩士漫りに國老の邸に出入せず、且圖書」勘三郎の如きは資格輕き者と謂ふ可

からざれば、朝暮往來して他人の指目する所と爲るは大に忌避せざるを得ず、通常の事然りとす、況や密に國事を謀るに於てをや、是に於て介之丞の身極めて重からず、各家に入すと雖も人目に觸ると稍、少なければ、乃ち専ら奔走の勞を執れり、而して遠江の邸に出入するは國歌賦詠を相與に練磨するを以て名とせり

参照 嘉永六年十月九日、圖書より遠江へ與へたる書翰及び考案書あり、上文と重複の煩なきに非ざるも、當時の眞況を観るに足れば、全文を謄寫して左に示す、又此送翰の前、圖書既に遠江に意見書を送りたるものと察せらる、今之を得る能はざれば、其考策の如きも觀るに至らざるは遺憾と謂ふべし

其爾來も益御安泰可被爲涉恭賀之至奉存候、然者過日雄之介(石井)を以奉差上候書類、御覽被爲下候半と奉存候、嘸色々御案勞可被爲成と乍憚奉察上候、私儀も種々晝夜案勞仕候、扱近日之内罷出申候様、御傳言も被成遣候に付早速罷出申度義は山々に御座候へ共、何分外見如何敷心配仕居申候、何卒竊に罷出候道も可有御座候哉と考合仕候内、段々延引罷成奉恐入候、迎も拜顔不仕候ては御同然に難申上盡候へ共、御様子次第彼の介之丞(小鷹狩)歟、又は勘三郎(辻)共之内へ御咄被遣、相濟候儀共には有御座間敷哉、迎も度々罷出候儀は別而六ヶ敷、御家來の處も如何可有御座哉、私家來之處も懸念仕候、

且御屋敷は御場所柄打晴れ候所にも御座候へば、彼是甚以心配仕候義に御座候、右に付介之丞御呼寄、御歌之御咄に御事寄御密談被爲在候へは、御家來初不審にも有御座間敷、何卒此道御開き被爲成候儀は如何可被爲在候哉(此送翰の日、柳處先府君既に和歌相手を名とし遠江に執謁せり、今何等の故を以て縷陳せしか書して備考とす)尤是迄御馴染も無之ものに御座候故、事柄に寄り候ては御咄被爲成かたき御儀も可有御座候哉、色々反覆愚考仕候儀に御座候、且御下屋敷へ十四五ヶ年以前被寄召、罷出候儀も御座候に付、拜見相願候譯合を以、御出被爲成候御序、晝後より罷出候様之儀御取組も被遣候へは罷越し候處におゐては殊之外都合宜、場末之儀にも御座候へは目立不申候、尤いづれ御人拂御長咄にも相成候付、御家來之手前却而如何敷不審起り可申候哉、多人數之御家來内には、御本手御歩行組邊親類又は懇意之ものも可有御座、若し何事やらと咄共仕候義は萬々難計、幾應愚考を廻し試申候而も能道無御坐、扱々困り申候、何分にも前文に奉申上候、介之丞分先つ々々可然候哉と奉存候義に御坐候、右等之儀に付、今以得罷出不申、甚以意外に相過、第一失敬之段思召も如何可被爲在候哉、萬々一未發にカザミ付ケ候もの共有之候而は相濟不申候、夫れと申は、惣體之人氣近來之所に而は、御手前様(遠江を指す)方此場合御奮發被爲在候は、如何様共可相成なご、申もの共も不少折柄

之義に付、私共度々出入御長咄など仕候義相顯候時は、善惡共可懼事と奉存候、右に付必しも私に限り不申候御義共に御坐候は、彼の一兩輩之内を以て先づ被仰聞被爲下候様仕度奉存候、一件一圓御差止被爲成候へは兎も角も、萬一兩道之内いづれぞ之内へ御決着被爲成候御儀に御坐候は、兩三度斗は御目通り仕申上承り不申候ては相約り兼可申哉と考合仕候、此間愚考之趣等色々書綴り奉入御覽候外、段々申上度義も數多御座候、何分にも不一通一大事、權之分に御座候へは、別而之儀、御伺濟之分に仕候而も先きから先き迄之義色々懸念深考仕候時は萬々餘程御穿鑿不被成置候而は御手も御下し難被爲成可有御座哉と、只様深入愚考仕候儀も不少御座候、是等之儀は書中には難書盡御座候へとも、荒々左に書記、御賢考之端にも相成可申哉と不顧思召申上候、第一罷出候儀延引仕候段恐懼仕候、好き御工夫共は不被爲在候哉、旁奉呈寸書候頓首拜

十月九日

一權の分に御決着被爲成候而御屋敷（遠江邸を指すならん）にて被仰渡、丹印（今中を指す）速に閉口畏り候へは兎も無御坐候へ共、萬々一彼是申立て、此御方様（藩主家を指す）には御他家と違ひ、御國老は日用之御政務御任せ不被遊、年印（御年寄を指す）へ専ら御任せ被遊候段は往古より段々深き尊慮被爲在候儀、且私儀は御先代様



以來重く被召遣、彼是内密被仰付置候儀も有之候所、御手前様（遠江を指す）方御存旨を以て斯被仰渡候段、萬々不得其意候間、早速江戸へ申上候上御返答可仕なごこ、殘念之餘りには何事歎可申聞も難計、當人（今中）罷出候へはまだ、宜御座候へ共、多分名代に相成可申儀、左候時は同腹之面々竊に打寄何事歎相醸し候儀も難計、右等之事に至り候時之御押へ道具御考置被爲成度候事

一殘る三人（在國の執政生田筑後「寺尾石見」淺野若狹の三人なるべし、二川清記は三人の上に在るも時に江戸在役中なれば除きたるならん、四人のと尙末に記載せり）之内、前後之兩人は別而内心には是幸ひと大慶屈服も可仕候へ共、不殘筆上之推舉を以經升り候もの共故、恩義も有之候に付、勤めにも彼是申立て候儀も難計、且つ自今は權威を奪はれ年印之勢大に衰微之姿に相成候に付、其段は甚殘念に存可申哉、尤即坐には彼是申立て候儀は定而有之間敷、無論畏り可申候へども、前段に申述候筆上之奸計に同意等いたし、先づ翌日之登城より不參萬々御困り被爲成候様之義可仕も難計候に付、即席此度不被得止事御趣意、並丹印近年之所業粒立候條々御數へ立て、是等之心得違ひ等定而同意には有御座間敷、不得止暫く隨從雷同之義にも可有之、御世帯向は申に不及、萬端如此御座候而は安危存亡之期に逼り候に付、片時も難差延候間不

被爲得止事、御奮發被成候御譯合は申に不及、自今は簡様々々に被成、第一御國風古風に立戻し、諸向近年之費弊忽ち御改革、御上を奉助國家永久之計策早々被仰度候間、萬々毛頭無伏臆御申値、御同然に寸忠を御盡し可被成なご、抑揚之御方便を以て感服御方に相成候儀、專要之御義と奉存候

一御小姓組筆上（御用達所詰の土地に在る者を指したるならん）之ものも罷出候は、凡前段之振合御説得被置候方も可然候哉

一十介代に被遣候もの（按ずるに十介當時大阪在役中なるを以て之を召び歸し、其代として上阪せしむる者を指したるならん敷）も、相成候は、早速御呼寄、萬々御示談被爲在候方可然、下地彼地（大阪を指すならん）に於て談し口申値等も有之に付、其儀相心得候もの被遣、差寄當今之所御差支筋無之様相約め不申候而は忽ち相濟不申候御義と奉存候、此一條に付而も、いづれ之奸物か、いか様之邪魔可仕も難計、早速大阪へ書通いたし忽ち御差支に相成候義可仕も難計候間、代り之ものを早く御説得、御方に御取り被成候義も專要之御義候哉と愚考仕候事

一相成り候は、即日又は翌朝にても藤田新五郎御呼寄、一件御趣意被仰解、三の間（御用人の城上詰席、新五郎時に御用人上席たり）も近年次第に古格崩れ、不任心底

義も可有御座、萬々一同申値古風に立戻り候様心付之義は無用捨可申聞、追々可申談候へとも一應御申談可被置候段被仰聞候は、可然、此席は一同萬歳を唱、難有屈伏仕候義疑も無御座候事

一江戸表へ之上書御伺共、即刻被差立、彼の地に於ても速に相濟、往來遅し廿日位には落着仕候様御手組第一の義と奉存候、且此間之内に申上候、清記（二川）へ之御懸合も程能被仰遣、屈伏御同意に相成候儀專要之義と奉存候事

右書遲滯仕候時は、夫より先きへ廻り如何様之儀敷可申上も難計候に付、吳々速成御工夫肝要と奉存候事

一萬端御伺濟御取掛被爲成候分に御治定被爲成候へは、未發に露顯不仕様之御工夫は勿論、是又速に御伺濟之義專要と奉存候、此分此間之書類にも書載せ申通り甚六ヶ敷、萬々一滯候時は不相濟義と奉存候

一いづれ之道に仕候而も、青山様（支封近江守）御納得被成候儀第一之御義と奉存候、權の分に御座候へは猶更之儀と愚考仕候

一第一大病は御世帶御不手繰に御座候、兼而眞の愚考仕候よりは扱々御六ヶ敷御手薄至極、言語同斷之義に御座候、極眞密粗承り探り候處、別紙之趣に御座候此義第一早々

御賢考被爲在度御義哉と奉存候（別紙は繁冗を厭ひ登載せず）

右之條々申上候迄も無御座、萬々御承知之御義に付、甚以如何敷御座候へ共、萬一御一助にも相成可申哉と又々書綴り入御覽置申候、元來拙文且落字誤字等も難計、御仁恕被成下御推恕可被成下候事

○前項圖書書翰を以て竭くせりと雖も、尙慨世諸士が盡力して遂に國老の建白に至りたる始末を述ぶるに先だち、嘉永六年九月十三日より年末に至る百五日間、柳處先府君の日記を抜録し、諸士苦辛の状を示さん、只日記簡單にして詳ならざるを恨む、盖し君資性豪膽なれども事を爲すに當ては極めて慎重を加ふ、故に縦合ひ他見せらるゝも後害を殘さざる注意に出たるは瞭然たり、又日記抜録中、括弧内の記事は前後總て元凱の注釋に係る

九月十三日晴（前略）兼約に付暮頃より辻へ罷越す、黒田殿「植田賛三郎殿（名は賛、字は子襄、兼山と號す、儒官なり）篤平（津田）群次（佐々木、後年多賀と改む）等出會、今夜晴天月色無雙なり、上杉謙信公天正二年陣中へ携へ給ふ朱の盃、徑り六寸深さ二寸位あり、築山大藏殿（前に執政職にて博識の名あり、祿千石を領す）先年上杉家にて拜領せられたる御品の由、群次「築山にて借用持參致候に付、各數盃を傾け、謙信公十三夜陣中

の御作分字にて詩作、天明歸る（石井雄之介の列記なきは或は脱落ならんか）●十四日

晴（略）●十五日晴晝後辻へ罷越し夫より黒田へ罷越す（下略）●十六日晴朝辻へ罷越

し直に居留り曉天歸宅（下略）●十七日晴早晝辻勘三郎殿同伴にて石井大膳殿宅へ集會

曉天歸宅（下略）●十八日晴朝出掛け黒田へ參り（下略）●十九日晴晝後辻へ罷越（下略）

●二十日雨夕八ツ時（今の凡そ午後二時）頃より黒田へ罷越し曉天歸宅●二十一日晴（略）

●二十二日晴（略）●二十三日晴（略）●二十四日晴（略）●二十五日晴晝後遠江殿へ罷

越す辻へ寄る（下略）●二十六日雨午晴晝後黒田へ罷越一應歸宅、夕辻へ參る●二十七日

晴晝後辻へ罷越暮頃より黒田へ參り夜四ツ（今の凡そ午後十時）過歸宅●二十八日晴（略）

●二十九日晴（略）

十月朔日晴夜雨早朝黒田へ罷越し辻へも寄り（中略）晝後辻へ内密談あり又罷越、夜に入り主人同道石井雄之介殿へ參り徹夜（下略）●二日曇晴夜雨石井に居留り暮過歸宅●三日晴井上市太郎（遠江の家宰即ち用人と稱せり）へ罷越、辻へ寄り暮過黒田へ參り夜明歸る●四日晴曇時に雨（略）●五日晴早朝辻へ罷越（下略）●六日晴（前略）八ツ時黒田へ參り（下略）●七日晴朝井上市太郎へ參り辻へ寄り七ツ半（今の凡そ午後五時）頃歸る、市太郎より手紙來る遠江殿へ館入（國老邸の内部へ隨意出入し得らるゝとをい

ふ)の儀相整ふ、終夜書調へものあり●八日雨降り續く終日書調へものあり●九日晴朝四ツ時頃上下用意、遠江殿へ罷越、勝手玄關より上り案内致す、無程中小姓長尾十右衛門出應對、上下着致す、九ツ前(今の正午前)遠江殿へ逢ふ其後用人都築九郎右衛門應對致す右の通り館入相濟む、小子館入の義は表向き和歌相手と申立候得共、内實は内密事有之なり晝後(中略)黒田へも寄り(下略)●十日晴(前略)晝後遠江殿へ昨日の挨拶申入、市太郎へ愚詠持參、辻へ罷越夜に入黒田へ參る(下略)●十一日晴朝(中略)辻へ寄り遠江殿へ罷越應對、圖書殿よりの内密書を差出し、黒田「辻へ往來辻へ居留り夜明る●十二日曇朝歸る夕遠江殿より側用人久野秀太郎傳ひ今晚參り候様申來、黄昏出宅辻へ寄り、頓て遠江殿へ出る、居間奥の小室へ人拂にて罷出夜五ツ(今の凡そ午後八時)過頃迄内密談有之、歸り辻へ罷越、夜雨圖書殿被參天明に至る●十三日雨終日辻に居留る書調へものあり夜明る●十四日晴早朝歸る、極夕より黒田へ罷越(下略)●十五日曇晴夜雨夕黒田へ罷越、辻勘三郎殿も被參徹夜●十六日晴朝四ツ過遠江殿へ罷越應對、明後十八日水主町別莊(淺野忠今日の邸宅ならん)參會の義申合有之、辻「黒田へ通達(下略)●十七日晴(前略)午前秀太郎へ罷越遠江殿應對、明日別莊參會の義相約り、黒田「辻へ申通し承知の旨秀太郎迄申聞置暮過歸る、執筆徹夜(下略)●十八日雨終日在宿夜半迄書調へも

の、に取掛る●十九日晴(前略)朝四ツ過辻へ罷越、晝後黒田へ參り暮過歸る(下略)●二十日晴(略)●二十一日晴(略)●二十二日晴(略)●二十三日晴(略)●二十四日晴(略)●二十五日晴(略)●二十六日晴(略)●二十七日晴朝井上市太郎へ參る、晝後黒田へ參る、夜分辻へ居留り夜明る●二十八日晴(前略)晝後市太郎へ罷越暫く内話、暮頃黒田へ參り九ツ(今の午後十二時)過歸る●二十九日晴(略)●晦日晴(略)十一月朔日晴朝遠江殿へ出る、賴事あり黒田へ參る、晝歸り直に遠江殿へ參る(中略)夜黒田へ罷越四ツ過歸宅●二日晴(前略)兼約にて賴(聿庵)へ罷越、長澤石碑の文字書調へ被吳、山田民司(今の脩平是なり)も罷越、外に屏風一雙其他段々揮灑あり、夜半歸宅(此記本録に關係なしと雖も之を掲ぐるものは家藏聿庵の書幅今宵の揮毫と察せられ、當時の狀況推知するに足ればなり、書幅の詩に曰く、「有客示山水、一覽非平日、東自蝦夷國、西至流鬼國、小城與大城、護我天子國、天地一望水、中立芙蓉雪、此雪千秋白嵯峨、士氣與之不消磨、嗟乎美哉山河固、拳髮大鼻奈我何、」と、傍らに「録題畫山水圖近製、博小鷹狩詞契一棗、時癸丑冬夜也 協」と書せり)●三日晴(前略)暮頃より辻へ罷越夜半歸る●四日晴風起つ晝後秀太郎へ罷越、市太郎へ面會の積り留守に付歸る、夜に入黒田へ罷越夜明る辻「石井」群次等出會、歸路積雪寒し●五日雪(略)●六

日晴(前略)夕八ツ時前頃より遠江殿へ罷出る、市太郎へも對面内話夜に入、辻へ寄り夜半歸宅●七日晴朝黒田へ参り辻へ寄り一應歸宅、七ツ(今の凡そ午後四時)過渡邊惣右衛門(國老淺野豊後の家宰)へ面會夜四ツ過迄内密談あり、歸り辻へ寄り曉天歸宅●八日曇夕雨夕刻遠江殿へ出る四ツ前歸宅●九日晴朝四ツ過黒田へ寄り、石井へ罷越辻と出會曉天歸る●十日晴(略)●十一日晴朝遠江殿へ出る夕七ツ時一應歸宅、石井へ罷越(下略)●十二日晴(略)●十三日晴(前略)午飯後直に辻へ罷越暮頃歸る(中略)此度の一件、江戸の様子、金先生(霜山)より委細申來る●十四日晴朝(中略)辻へ罷越夜半歸宅(下略)●十五日雨秀太郎へ罷越、遠江殿へ出る(下略)●十六日晴朝黒田より紙面來り、午後遠江殿へ出る脇本武兵衛(遠江の家宰即ち三原在住の用人)へ面會四ツ過歸宅●十七日晴朝黒田へ寄り、午後辻へ寄り夫より遠江殿へ出る七ツ過歸る、又黒田へ寄る(下略)●十八日晴朝より執筆夕七ツ時頃遠江殿へ出る封箱借用黒田へ持参辻「石井に出會黒田にて夜明る●十九日晴早天直に遠江殿へ出る市太郎と面談、晝前頃辻へ罷越内談、八ツ前頃又遠江殿へ出る何も相濟、七ツ前又辻へ罷越、極夕黒田へ罷越(下略)●二十日夜半より雨(略)●二十一日晴(前略)夜五ツ過より黒田へ参る●二十二日晝後辻へ罷越、極夕市太郎へ罷越遠江殿封書取歸り黒田へ持参、明日早道(江戸への郵

使)出候に付書狀等手傳ひ夜明歸宅●二十三日晴早朝歸り、佐々木へ黒田の書狀相頼ひ早道今日出る(下略)●二十四日晴(略)●二十五日曇(略)●二十六日夜來雨午晴寐明き(宿直の翌朝)黒田へ罷越晝後歸り、夕八ツ半(今の凡そ午後三時)頃より八町馬場(遠江邸を指す地名なり)へ罷越(下略)●二十七日晴(略)●二十八日晴(略)●二十九日晴(前略)夜黒田へ罷越辻勘三郎殿被参佐々木群次も参る夜八ツ半(今の凡そ午前三時)頃歸宅

十二月朔日晴(略)●二日晴(前略)今日八ツ時頃遠江殿へ出る應對七ツ半過歸る、江戸より來る金先生の書狀差出す被留置●三日晴(略)●四日晴(前略)極夕辻へ罷越留守に付黒田へ廻る(下略)●五日晴晝後遠江殿より呼に参り罷越、辻へ参り暫く内話、七ツ半頃又遠江殿へ出る暮頃より石井雄之介殿も被参、宵の内閑話酒出る酒事終り再び談話(下略)●六日晴(前略)兼約に付暮頃より辻へ罷越例の衆中不殘會す天明歸る●七日晴(略)●八日晴(略)●九日晴(略)●十日晴(略)●十一日晴(略)●十二日晴(略)●十三日(晴雨を脱す、前略)晝後石井「辻へ参る(下略)●十四日晴(略)●十五日晴(略)●十六日十七日(原書無記事)●十八日晴(前略)夜(中略)夫より遠江殿へ罷出る●十九日晴(前略)夕七ツ頃より黒田へ参る宵の内話す●二十日雨(前略)七ツ半

頃辻へ罷越夜半頃歸宅●二十一日晴(略)●二十二日晴(略)●二十三日晴(略)●二十四日晴(略)●二十五日晴(前略)辻へ罷越、夜に入遠江殿へ罷出五ツ時過歸宅●二十六日曇夜雨(前略)黒田へ罷越晝後歸る、夜中書調へもの致す●二十七日雨(略)●二十八日晴(略)●二十九日晴(略)

慨世諸士は日夜旦夕を問はず銳意謀圖し、議全く整ひたれば、遠江は更に國老上田主水(名は安節、祿一万七千石を領す)淺野豊後(名は道興、祿一万石を領す)の二人に相謀り、其同意を得て此年十一月三國老連署を以て藩主及び世子に建白するに至る、其書の要たるや曰く、藩政古來堅固にして、上は公務より下は士民撫育に至る迄、周密徹透し、封内誰か欽仰せざる者あらん、歴世君公の恩澤に浴する、誰か感戴せざる者あらん、然れども近年藩費層重し、現時の狀況國途日々に逼迫し、藩中は減石(解前に在り天保十二年五月令して知行を二ツ物成に減じ、切米之に準じて給與せしとありといふ、此年數は兩三年に過ぎずと雖も、古來祿制の最も異例にして空前絶後の減石なり)相續き、困難の餘、士風衰へ、文武業振はず、武器の準備從て薄弱なるを免れず、一朝若し警戒あらば何を以てか之に應せん、思ふて是に至れば豈恐懼せざるを得んや、是時に當り執政は積年の布令を遵守し、儉約の實行履まざる可からざるや論を待たずと雖も、只表面發する所に在ては重大缺

ぐ可からざるも亦省略し、且君上の身に於けるも節減を請ひ至らざる所無きが如し、而して裏面を諦視すれば敢て然らず、藩士等の儉約表面に止まり布令普及せず、是執政の事を執る漫然たるに依る、又執政等が爲す所を觀るに、今中丹後は先公以來累りに恩命加はり、今や首位に在れば多年重職を帶るに馴致し、同職同輩の徒漸次物故し、他は皆新參なるを以て政途一に其掌握に歸し、權勢大に加はり、我意の行爲無きことを保せず。又執政僚屬の用達所詰頭取横山十介と協力し、官吏の推選私情に涉り、親戚又は腹心の者を要地に配置し、偶々侃諤其意に悖る者あらば轉官左遷せしむるを以て言路自から塞り、忠言耳に入るの期なし、藩中固より精忠者なきに非ざるも、止むを得ず拱手して時の至るを待つのみ、是に於て微臣等曾て忠告する所ありと雖も、敢て用ゐず、彼等自家の舉止は華美是嗜好し、世間を憚からざるが如し、而して士民に對しては時勢艱難を名とし、撫育の道を盡さざれば、藩内不平を抱く者多く、或は異事の生せんことを恐る、請ふ丹後「十介及び之が親戚、又は庇蔭に因り大小官職に在る者は悉く罷免し、且應當の罰を科し、之に代るに誠實才識の者を拔擢して要路に命せらるれば、士民の心一變し、政治の積弊を洗滌し、經濟の途も亦恢復する目度無きに非ず、政治のと固より執政等尊慮を聽きて施行する所なれば、微臣等の言反て清聽を驚かすと無る可からずと雖も、畢竟執政等平日事を修飾して上

言する所あり以て尊意を安せしならん、微臣等曩日來上言せんと欲し、躊躇今日に至りたるもの、或は貴慮あらんとを拜察したればなり、而して目下米艦渡來、時勢容易の秋に非ず、藩屏の職を盡さんとするに臨み、十風振はず人心不平を抱きては、藩辱を來すと之無しとせんや、古來我が藩は堅固なる政治にして、此狀況に推移したるは、丹後等の責なれば、乃ち沈黙拋棄し難きを以て大意上言せり、細々のとは煩雜を免れざれば之を略す、請ふ下問あらんとを、是國家萬全の策を立るに汲々し、尊嚴を犯したれば、其罪千萬仁恕を賜ひ、冀くは微臣等衷情のある所を採納せられんとを」と、又副申を上つりて曰く、寺尾石見（祿千石を領す、初め佐一郎と稱し久しく君側に長たり）執政就職以來年を経る久しからず、罪過未だ耳目に觸れずと雖も、曾て君側に長たるの日、失體あるは聞知する所にして、専ら丹後に隨從せる者なれば、是亦左遷の命あらんとを」と

參照 國老の建白に丹後以下の裁斷を請ふたるは下文の如し

御年寄上座を貶し、隱居を命じ。謹慎 今中丹後

御年寄を貶し。更に並寄合に左遷 寺尾石見

御用人郡御奉行を貶し。差扣 山下右仲

大御小姓頭を貶し。差扣 今中權六

大御目附同格、御勘定奉行頭取、御用達所詰頭取兼帶を貶し、

隱居を命じ。謹慎 横山十介

御納戸奉行上席御用達所詰を貶し。差扣 横山十郎

右仲は丹後弟、權六は丹後嫡子（義子）、十郎は十介嫡子なり、丹後「十介隱居を命せらるれば、家督相續は權六、及び十郎をして承嗣せしめ、知行二分一」又は三分一を減せんことを上言せり

○大御小姓頭とは大御小姓（百石以上の者を以て命す、就職初步の地なり）の首長にて君側中最高職たる者なり。並寄合とは班を御先手者頭の上みに置くも散官なり。御用達所詰とは之を幕府の制に比すれば奥御祐筆に適す、執政の機關と爲り政府部内の事務を擔當する頗る權力ある者なり

○藩制に官務勳勞あり、或は必ず其人を要して他人と代ふ可からざるときは、依然現官職を守らしめ、其待遇する所の班を進めて何の上席、或は何の次席、何の同格、或は何の格とす、例せば十介の職務は御勘定奉行頭取と御用達所詰頭取とを兼ね、而して班は進めて大御目附同格と爲し職祿待遇は皆該目附と同一にす、然れども該目附の本務には關係する所無し、蓋し榮譽實益共に與へたるにあり。其他も皆之に準ふ、十介初め御歩行組た

國老の建
白書捧呈
方法に苦
心す

増田平大
夫は江戸
常住者中
第一流の
人物

り、累進して此顯職を踐めり

而して茲に至難なる一大溝渠あり、此建白書を捧呈するや公然正式を踐行せば、中途遮斷せられ不測の禍を生せんと未だ知る可からずとす、是に於て藩主父子の共に江戸にあるを以て、遠江は其家宰脇本武兵衛及び其儒臣吉村重介（名は晋、字は麗明、秋陽と號す、其行狀は廣島縣友會雜誌第四號にあり）をして建白書を提携し、密に廣島を發して江戸に至らしむ（兩人三原に會し十一月二十二日同地出發、十二月十六日江戸に達す）、武兵衛「重介は藩邸の士卒熟知する者罕なれば邸外に止宿し、到達の翌日（十二月十七日）藩邸に入り、窃に増田平大夫（名は高德、時に御用人にて専ら末姫君様附なり）に面會し、齎し來りたる國老建白書、先づ支封近江守の手を経て、之を藩主父子に呈し、後宮に入り熟讀せんとを託す、故に三國老は外に近江守に一書を呈して首尾始末の完全結了せんことを請ひ、且丹後等黜斥せらるれば、黒田圖書及び藤田新五郎を以て執政に任命し、其他數名を要路に充んとする推薦添書を藩主父子に傳達せんことを述べ

参照 黒田以下推薦せし者は下文の如し。加祿は例規に依り本祿を千石とするにあり

御年寄役、加祿六百石

黒田 圖書

同 上、同 四百石

藤田新五郎

御用人並、郡御奉行

小島太郎作

大御目附

辻 勘三郎

御米銀引受

永田 丹解

御勘定奉行同格、御用達所詰頭取

遠藤佐兵衛

因みに云ふ、御勘定奉行中に御米銀係りといへる者あり、横山十介之に當る、故に同人を貶すれば同官中永田丹解を以て之に代へんとするに在り

國老の建
白書遂に
藩主父子
に呈する
を得
坂田大之
助

平大夫は武兵衛等來訪の事由を詳にし、自己も亦三國老及び圖書「新五郎二人の書翰に接したれば即日青山邸に伺候し、支封家老木村幾三郎を訪ひ、遠江等藩主に上つる建白の封緘書、及び近江守への呈書を幾三郎に付與して密に近江守に進達を託す、幾三郎も亦三國老の書を得たれば、其意を知悉し、直に平大夫委託のを行ふ、且平大夫は同日近江守に執謁し、國老の武兵衛「重介兩人をして江戸に至らしめたる顛末、及び圖書「新五郎の二人が送りたる書翰の旨趣を演ぶ、近江守大に同意し、十二月二十二日國老の建白書を藩主に呈し、藩主父子及び君夫人と後宮に同覽するの機會を得たり、平大夫は江戸藩邸内常住の者なり、人と爲り大義に明かにして難に臨み一身の利害を省みて遁るゝが如き者に非ず、平素在藩志士の厚く信する所なれば乃ち此大任を專囑す、時に金子徳之助「坂田大之

助（名は道揆、履堂と號す。御側詰と云ふ君側の一部に在り）皆江戸在役中なるを以て預りて盡力せり

夫れ建白書を後宮に於て熟讀せんことを請ひたるや、秘密に處するを望み、執政等の耳に入れざらんと欲すればなり、然れども婦女子の前に於て之を爲す、或は其漏洩免る可からざるが如しと雖も敢て然らず、夫人の不凡にして藩政不振を憂患すこのは國老派諸士の窺に聞知する所なれば、平大夫等をして夫人に上言せしめ、夫人「世子相持角して藩主に縷陳し、藩主の裁許を得れば其親書を國老に下し、迅雷耳を掩ふに暇まあらず、國老の手に於て専ら黜陟を行はんとするに在り、平大夫は官職夫人に屬するも執調を得ず相隔つる者なれば、夫人の傳、幕臣佐久間忠兵衛（末姫君様附御用人にて幕府より屬する所の者、即ち布衣以上の旗本なり）に請ひ、後宮に國老建白の事を傳へ、夫人は世子に力を添へ、藩主をして許容せしめんとを以てす、忠兵衛初め之を沮めり、何となれば夫人身上の事は一に其任務なりと雖も、藩政に對しては、小大を問はず容喙すべきに非ざればなり、而して平大夫に在ては懇請し止まざれば、忠兵衛は國老以下同志諸士が身を抛ち、國に盡すの誠忠に感激し、身異日罪辟を受るを甘んじ平大夫の倚囑を諾す、忠兵衛も亦直に夫人に謁を執ると能はず、是を以て上臈裏町（夫人の入興に際し幕府より伴屬せしめたる者）に密談

上臈裏町

國老建白
前後の計
畫圖書の
胸中より
出づ

建白書在
江戸執政
の手に落

し、夫人に傳ふるに平大夫の言を以てす、初め武兵衛「重介の江戸に入るや速に世子の耳に達したれば、之を母夫人に傳ふ、故に裏町に在ては忠兵衛の言に接せざるも、既に夫人の内旨を領する者なれば、今や内外相互の事情を通じ、夫人は世子と與に誠意陳言、國老の建白必ず履行せられんとを藩主に請求し、藩主遂に之を諾するに至る、蓋し是等の方略總べて圖書胸中の計畫より出たるものなりと云ふ

事慎密に謀圖し遺す所なしと雖も、此書遂に執政二川清記（名は清典、祿千石を領し、時に江戸在務中なり）の手に落ち、執政の評決を以て處理することなれり、而して丹後執る所は清記も亦内心悉く服従せず、是に於て其政權を解除するや意思建白書と同ければ、丹後及び親近四五輩を以て其權勢地を轉ずるに内決せり、藩主又清記等の議を採り、十二月二十七日三國老に親書を賜ふて曰く、建白の二書、寡人之を納め熟覽せり、卿等協同の所見を陳述し誠に満足せり、丹後以下黜斥のとは寡人業既に意見あり、計畫決定不日皆將に轉官せんとし、執政等に下命し置けり、卿等の建白内決以前に於て接手せば更に思考を要する所あるべしと雖も、今は則ち斯の如くなれば之を領せよ」と、此書近江守の手を経て支封家番頭櫻井長左衛門（後ち織部と稱し御用人たり）が給暇歸廣中なるを以て同人に下し、遠江に交付せり、而して武兵衛「重介は年末にして事の速に理し難きを諭し歸國せ

しむ（兩人十二月二十八日江戸を發し、翌年即ち嘉永七年正月二十四日廣島に歸る、歸路辻勘三郎の江戸に于役するに大阪に邂逅す、勘三郎同年同月五日廣島を發す）

遠江の江戸に來るを望む

參照 此時説を爲す者あり曰く、清記内決の事を處する緩慢の策を執らんと欲し、明年の秋、世子歸國の日に至るまでの間に於て徐々履行せんとする意なり」と、蓋し人の耳目を驚動せしめざらんとのとに出づ、徳之助等之を傳聞し憂慮に堪へず、遠江の江戸に來りて斷行の任に當らんとを促せり、茲に嘉永六年十二月二十七日、徳之助より圖書に送りし報答書の別書を拔載せん、別書の上に緊要之上策と書せり、曰く「別紙（此は報答書及び別書の外に尙一書あり、江戸邸中政府部内の状況を傳聞筆記したるものなり）之趣にては十分に除姦太平を開き候半には、遠州殿來春早々出府有之、青山様（支封近江守を指す）を御相手にして御直に申上られ取計はれ候外は有之間敷、異船も來り候事故、それ計りにても出府は似合はしき事に候處、國家之一大事にて候へば、此場合にて姑息之御處置に成りゆき候ては、永々之御爲めに成り不申事に候へば、何分にも奮發出府之事を御すゝめ可被成候、逆も運氣を勘考仕候ては埒明き申間敷、來秋迄にゆる／＼といたし候様之事にては、いか様之蠱を生し候も難計御座候間、此上は出府最上之忠策と愚考仕候事に御座候、其上最初御住居様之御内慮には家老を呼寄せ候様にこの御趣意も御座候

事にも候へは、出府に御決着其御取組に急ぎ御計ひ可被成と奉存候」とあり。是より以下は我藩京都留守居職（京都御屋敷番ともいへり）筒井極人（名は季寛といふ極人の後嗣なり）より徳之助へ送りたる書束を謄寫せるものにして、事大阪淹留の勘定奉行横山十介が、彼の地に在て爲すべからざるの所行あることを報知せしものなり、文章頗る慷慨悲憤の氣を帶ぶ、今其冗長を厭ひ略して載せず。又坂田大之助同年同月二十九日を以て勘三郎に送りたる書中にも、遠江の江戸行を以て三策中の第一に置けり（此書束は極めて細密に議論を陳述せり、時に勘三郎江戸行出發後に廣島に達し、他の同志者披閱せしものと察せらる）。因みに云ふ、圖書「平大夫兩人の有爲人物たることは、徳之助」大之助の書中にて瞭然たり、前陳徳之助の圖書へ報答書中に曰く、（前略）被仰下候通り二川（清記）より考出され申上候にては逆も十分の大掃除には至り不申事は、見へ透居候得共、前文之振合にて私ども貳人（一人は平大夫と察せらる）之力にてはいかに粉碎いたし候ても能ひ不申、老兄此場に御出合に候は、御良考も可有之哉に候得共、愚拙共之力には逆も叶ひ不申候事に御座候、其段は得斗御體認被下候様にと奉存候、勿論乗かゝり候舟之事に候得ば、後災之所、覺悟いたし居申候事に御座候云々。又前陳大之助の勘三郎に送りたる書中に曰く、盡く書を信せば書なきに如かずとは木幾（木村）の事歟、嗟呼天哉、前日は

夫人未婚
前の見識

後宮の女
官に政治
心を抱く
者あり

後宮に増平（増田）あるを喜、今日は穩田（支封家を指す）に増平なきを怨、中心悲歎彷徨として萬事手に付き不申候」と、又曰く、譬ば世子「穩公（近江守）之傳入替にても宜敷、増平を三つに致、世子穩公兩傳後宮共此氣性之人計」云々とあり

之を聞く、夫人幕府の後宮に在りし日、居常武鑑を繙き、藝州家の部面を見て侍女に示して曰く、是は我家の徽號なり、是は我藩重臣の氏名なり、妾霞邸（霞が關に在る所謂の安藝の赤門邸）に歸ぐの後、君主を内助し世人をして藩名を轟かしめん」と、是夫人結婚の約、幼齡の時に在り（入輿の前十一年即ち文政六年六月十八日約整ひ發表せり）故に身幕府後宮に在るも、自ら以て藝州家の夫人たるを許すと久しければなり、既に歸ぐ藩主蒲柳の質、内助の道を盡さんと欲し能はざれば、夫人の失意想ふ可きなり、一女子（八百姫と稱す。因みに云ふ、當時武家にて姫君と稱するは唯幕府のみ、其他は親藩又は大諸侯と雖も某姫と稱し君の字を附せず）を擧ぐ殤す、爾來子なし、依て庶子定之丞（即ち大光公）が廣島城に生長し、其資性の聰明を聞き、藩主に再三請求して江戸に到らしめ、速に立て、世子と爲し、慈愛の情至らざる所なく、教育の道盡さざる所無し、異日明君と爲し當初の志を遂げんと欲するに在り、國老遠江等の建白せんとするを聞くや、世子と協議し、上臈裏町と中臈（御住居と外廷との中間に在り故に云ふ、御住居附の女官は外廷の官僚と面

接するを得ず、中臈の女官は法規相許す所の者と對談するを得）老女琴浦とに内旨を含め、外廷即ち執政等に漏洩せざらんことを注意せしむ、夫人一日琴浦を召び事を命じ固く他言を止む、裏町と琴浦とは情交琴瑟管のみならず、琴浦の退くを待ち裏町問ふ君夫人何等の言を以てせしや」と、琴浦告げず、裏町怒て之に強ふるに怨言を以てす、琴浦止むを得ずして告ぐ、且曰く、是君夫人固く他言を戒しむる所なり、請ふ漏洩すると勿れ」と、蓋し琴浦の告ぐるや實を以てせず、而して裏町は預め夫人の命を稟けて之を試みたるなれば、是より夫人琴浦を信ずると愈々厚く、是等大事を命せしと云ふ

参照 裏町は堂上石井家の女、幕府之を臣僚視せず、夫人の左右に在り補弼するものなり、然れども後年職務を執り老女の位置たるが如しと云ふ、當時の書記に御年寄せせしものあり、晩年名を弘子と改む、明治二十一年八月十五日、元凱同郷の兩先輩（辻維岳、奥田珍造）と之を芝公園内の宅に訪問して霞邸後宮の事を聞く、話中云ふ、妾が藝州家に至る、初め何の故を知らず、後日之を聞けば有事の時に當り緩急あらば、身以て姫君に代るに在り」と。裏町の尋常婦女子に非ざるや之を耳にすると久し、今面接の日は既に古稀を過ぐと雖も、尙矍鑠として談話聞く可きと多し、眞に女丈夫なる哉。三人將に去らんとするに當り、弘子曰く、今は念佛三昧に餘生を送る、請ふ佛壇に來れ」と一室に

延く、佛の側らに位牌三箇を列す、仰視すれば温徳公「秦榮夫人」大光公の三靈位なり、弘子曰く、二公一夫人の爲め終世冥福を祈る」と、元凱等覺えず頭席上に俯す、嗚呼、弘子の情真に憐む可き哉

○琴浦は支封青山邸へ附屬藩士塚本某の女、後年養子を許し、祿を賜ひ新たに一家を立て、本藩士籍に編す、之を塚本喜三郎と云ふ

嘉永七年（此年十二月安政と改元）正月十九日、執政の首位今中丹後は中老格（御中老の班次は御家老に次ぎ公子の臣僚に下る者を以て之に任す）に轉任す（丹後文政五年三月九日江戸邸に於て執政に拜せしより是に至り三十三年間なり）。次で同月二十三日、執政寺尾石見を罷め、更に寄合（班次は若御年寄常に人を置かず）に次ぐ、寄合も亦初めて公子の臣僚に下る者の爲め設けたるが如し、石見「左遷後隼人と改む、蓋し國名は執政以上の者に非ざれば許さざるに依る」と爲す。大目附同格「勘定奉行頭取、兼用達所詰頭取横山十介を罷め、更に郡こほりまにり廻（郡の監察及び聽訟を掌り、且全藩宗門改めのことを兼務す）と爲し其他丹後」十介親戚の者三名の左遷を行ふ

参照 石見等左遷の日、御用人「郡御奉行山下右仲を御旗奉行（御寄合の次ぎなり）に轉ず、班次一級を進むと雖も權勢を殺ぎたるなり。大御小姓頭今中權六を罷め、更に下

今中丹後
政權を去
る

寺尾石見
及び横山
十介等を
左遷す

して御先手者頭と爲し。御納戸奉行上席「御用達所詰横山十介を罷め、更に浦邊御藏奉行と爲す。同日御勘定奉行永田完二が班次を町御奉行格に進め、御用達所詰と爲し十介に代へ、御作事奉行遠藤佐兵衛を御勘定奉行と爲し、完二に代ふ

丹後」十介等を罷免し、且罪科に處せんとするとは遠江等建白の存する所なり、而して今纔かに此小變動に過ぎざるのみならず、丹後政權を去るも尙中老格を拜す、中老は公子の臣僚に下る者の爲め設くるものなり、丹後罪あるも賞すべきと無し、何ぞ此名譽地を與ふることを爲んや、建白書の先づ清記等が手に落ちたるは、社稷の爲め賀せざるなり」とは慨世諸士の不満其度を高めたる所以なり、是此の變動を見るに雖も、諸士は第一の失敗と謂はざるを得ず、是より政務は清記と執政生田筑後（祿千六百石を領す、丹後に代り御米銀係りとなる、以來八九年間首位に在り、然れども遂に御年寄上座とはならず）の全權に歸した

慨世諸士
の第一失
敗

政務二川
清記生田
筑後の全
權を去る

り
丹後執りし所は筑後之に服せざるや清記と意を同うす、故に其方針一に華美を去り節儉を爲すに在りて、孜孜汲々蓄積を是事とするのみ、是を以て時勢變遷して外夷掃攘の論、世間に喧傳すと雖も軍備の整不整、士氣の振不振を顧みざるが如きは其意異なりとするも、丹後執政の日と別なきなり、江戸在役辻勘三郎「坂田大之助等相謀り以爲く、丹後等權地

を去るも清記」筑後等の行爲は茫乎として望む所なく、而して時勢を省みれば米艦既に再航し、對外の問題日々に喧しく、國家愈々多事なるも何を以て藩屏の職を全うするを得ん、藩政の元氣を恢復せんと欲せば、遠江速に江戸に來り君公父子及び近江守一堂に會し、遠江をして之に陪座せしめ、熟議協謀、後途の計畫を爲し、直に遠江に命じて踐行するに在るのみ」と、本多庫人（時に御目附たり）も亦江戸に在り、此人奇癖無きに非ずと雖も、正直熱心なるは衆の熟知する所なり、是亦勘三郎等と意思を同うすれば、同人は尙平大夫」徳之助等の賛成を得、庫人をして其在藩の親友遠野彌（馬醫官、後年諸官を歴踐し、彌藤太と改稱す）に寓書して遠江の江戸に來る皆熱望に堪へざる旨を傳へしむ、次で大之助」勘三郎各詳細の書簡を裁し、私かに急遞を備ふて遠江の許に送り之を促がせり

近江守は支封なり、宗家政治上に容喙せしは事頗る難きも、多年執政の專權を聞き憂慮に堪へざれば、國老の建白を理とし大義の存する所其他の批難を省みず盡力せしが、今中等轉任の後は自願する所なきに非ず、而して佐久間忠兵衛も亦不満を抱く所あるが如し、何となれば夫人入輿の後、藩政に關係せんとするとは幕府の禁する所なり、騒亂惹起の恐れあるに依る、故に之が傳たる者も亦嚴命を稟く、然れども傳たる忠兵衛異日の罪辟を甘んじ、之を犯したる所は、夫人藩政の不良を聞き、一忠臣の奮然躍出して矯正の任に當らざ

遠江の江
戸に來る
を望む者
多し

るを憾むや久し、今國老の建白書捧呈のとあるや夫人大に欣悅し、國老の誠意をして貫徹せしめんとするを見るの故なり、然り而して國老上書の後僅々數名の轉官左遷に止まり、政務の矯正に在ては熱心奔走する者絶えたるが如く、之に加ふるに現執政一派の者に於ては、牝雞の晨たするなりと喋々すれば、忠兵衛心安んせず、爾來幕府の嚴命を固守せんとするにあり、且夫人も亦長嘆黙止せんとの意なりと聞ゆ、然れども遠江の江戸に來るは夫人」世子」近江守皆隱然翹望するもの、如し、是等逼迫の事情あり、勘三郎等に於ては遠江の英斷江戸府に來るを促がせし所以なり。遠江固より屈撓するの理なし、勘三郎等が督促に従ひ奮激足を擧げんとするも、他二國老及び家臣の不服を唱ふる者あり、小條理に束縛せられて發するを得ず、勘三郎」大之助等は尙拋棄すべきことに非ずとし、忠兵衛を訪ひ昨年來の厚意を謝し、且遠江の意を代表して其江戸に來らざるの概略を述べ、尙忠兵衛の盡力を以て、遠江をして江戸に召すの藩命あらしめんとを依託す、忠兵衛二人の來訪を欣んで曰く、不肖微意を竭したるも誰あつて謝辭を陳べざるのみならず、誹謗屢、蜚集せり、今や諸士誠意盡忠の事を詳聞せり、何ぞ一場の話柄とせんや、近江守に相會するの期ある可し能く協議せん」と、快談漏刻を移して別る

時に筑後命あり臨時江戸に來る、清記と相謀り政府の地位を鞏固にす、執政等の尤惡む所

近江守省
願せし原
因

藤田新五郎
執政を
拜命し
世諸士
離る

は國老政權を掌握すれば威力を擅まゝにし、藩を擾亂するの恐れあり、是中古以來國老の執政を廢止したる所以なれば、之を證とし防衛す、而して吉田儀右衛門（時に御用人たり甲州流軍學の師範）安井勇之丞（時に大御小姓頭同格を以て本務を行へり）等専ら執政の機關と爲り、國老遠江の一派に反對の運動を爲せり、執政派又以爲く、國老派諸士は世子の聰明と母夫人の之を慈愛する深きとを利用し、夫人の手を借り藩政の改革を施行せんとす」と、是を以て藩主父子の近侍に居る重き者は概ね執政の庇蔭に依るの徒を以て之に充つ、且藩主蒲柳の質なるを奇貨とし、親子の間、或は離隔せんとする傾向無しとせず、昨秋勘三郎が上書を企つるや是非利害を正さんと欲し、一意に信じたる者は木村幾三郎なり、而して彼れ篤實の資性なれば密事漏洩の行爲あらんとは人誰れか之を信せん、然れども江戸に發せし密事は皆在藩執政に通報し、又近江守の本藩執政に示さずして臨機謀らんとするものは皆之を示さんことを勸む、國老の建白書速に清記の手に落ちたるも亦幾三郎の近江守に注意したるに據る、是近江守幾分の遲疑を來たせし所以なり、蓋し幾三郎は其位に在らざる者漫りに其政を謀るを無理とせしに出しならん。是に於て勘三郎は平時の親友も亦憑むに足ざりしことを知れり、此年二月二十七日藤田新五郎執政を拜し（此時祿千石となる）兵庫と改む、兵庫未だ執政とならざるや當局者に不平を抱けり、且圖書と親密の交

國老派に
反對者も
反意より
惡意より
出るに非
ず

なれば議も亦合す、故に客年の冬、遠江の執政兩人を推舉するや兵庫實に其一人なり、又兵庫は書を增田平大夫に送り今中等を退斥せんと爲したる者なり、然れども地歩を進むるの後は他年の慷慨一轉し、曾て慨世諸士と協謀せし所のものは雲烟過眼に付したるが如く、筑後等の方針に従ふのみ（兵庫安政三年八月二十日大に貶せられ、更に下して並寄合となる、蓋し他の執政或は尙國老派諸士の臭氣を存する者とせしか、未だ事實を詳にせず）是等皆國老派の事を遂げ得ざりし一因ならん、夫れ圖書の兵庫に於ける、勘三郎の幾三郎に於ける、初め皆信據したる斯の如し、然れども始終を共にせざる者は當時藩士の藩政に不平を抱くや専ら執政の驕奢專權を厭ひたるに出づ、安井勇之丞の如き後に清記「筑後を助くる深き者と雖も前年國老の建白を傳聞しては同意を表したるを以て知る可きなり、故に曩日不平を抱きたるの徒、丹後等既に政權を解き、而して清記」筑後等の爲す所は一に節儉蓄積に在るを見て稍愁眉を開き、新政に異議なき者多く、兵庫」幾三郎も亦此圍中を脱せざればなり、是に因り之を觀れば後日現執政を助けて國老派諸士に反對したる者、要するに身自ら國に忠實を盡すの情より起りたるに在り、而して其時世を洞察するの明乏きに據れり

一日君夫人」世子勉勵の勞を慰せんと欲し、藤間某なる者の女弟子が歌舞を見せしめんと

藩主遽か
に後宮を
退けしむ
り世子を
退けしむ

六二
欲す、然れども外廷臣僚の物議を生せんことを恐れ、人をして先づ侍講徳之助の意思を聞か
しむ、徳之助曰く、樂事再三に及ぶ固より宜しからず、偶一見して鬱を散する何の妨げ
かあらん、且歌舞を一見し之が爲めに心を蕩するが如きとあらば、焉んぞ大國未來の主と
仰ぐに足らんや、謹心以て尊母の賜のを受く不可なきなり」と、仍て歌舞の場を後宮に開
く、事後に廷臣の耳に入り、忽然不服を唱へ、世子の應さに見て慰む可きものに非ずとし
後宮に注意せりと云ふ

又一日藩主「世子共に後宮に在り對食談話平日に異ならず、姑くあり藩主遽かに世子をして
後宮を退かしむ、琴浦深く其舉動の激烈なるを怪しみ之を夫人に問ふ、夫人敢て異常なき
を以て答ふ、然れども琴浦胸裏安んずる能はず、藩主の中奥に至るを伺ひ更に問ふ何の故
に世子をして後宮を退かしめたるや」と、藩主曰く上總父を疎にして母を重んじ奉侍の道を
缺げばなり」と、又琴浦に謂て曰く、上總後宮に在り侍女に通せり素行修まらず是を以て
漫りに後宮に入るを禁す」と、琴浦事の意外に出たるを驚き、大に之を憂ひ特に以爲く、
世子固より方正今や侍女に通せりと謂ふ誣も亦甚し、近日の事、皆是藩主の意に出たる
に非ず」と、窃に探索すれば藩主世子に嚴命を下したるの日、安井勇之丞君前に密言せ
し」と、是より内外の事情貫通せず、勘三郎之を傳聞し倫理に悖るを慨歎し、庫人「大之

勘三郎書
を世子に
上り歸國
執政等
失計を正
さん

本多庫人
の奇癖

大光公
慨の詩
九時に
年十

助等と謀り書を世子に上つて曰く、是在藩執政等の指示に出たるならん請ふ速に是等の者
を黜斥して忠純の士を陟用し、君公父子の意を安んせんことを、今や君公父子の親書を賜は
らば、微臣勘三郎は坂田大之助と與に歸國して黜陟の實を明かにし以て復命せん」と、
（勘三郎の官職は御持弓筒頭といふ君側なれば上書容易に達するを得たり）然れども旅資支
辨の途に苦しめば、勘三郎は行李所携の衣服什器を賣却して之に充んと欲す、時に大之助
急報して曰く、庫人癡狂の病ひを發し秘事漏洩の恐れあり」と、勘三郎馳せて之に赴けば庫
人果して譫語を吐き、舉動平日に異れり、庫人發病の前以爲く、虛弱の身大事に當らんと欲
せば身體の強健謀らざる可からず」と、仍て三週分用の一步丸（賣藥）と、人參量目一兩
とを一時に服用し、之が爲め上氣して爰に至れるなり、而して世子は勘三郎の建白を閱覽
したるも事の至難を思惟し厚く諭して採用せず、遠江遂に江戸に來らず、世子は閏七月二
十七日江戸を發し國に至る（八月二十六日歸城し、翌年即ち安政二年二月二十七日廣島を發
し江戸に之く、是より後遂に國に生還せず）

参照 舊藩士某一幅の書を藏す、即ち世子の揮毫とす、早春送人之浦賀と題する詩なり、
曰く「大洋漠々淡煙籠、炮煩一聲掣電同、多少火輪船碎浪、縱橫水陣旆翻風、隣盟擬結
心豺虎、市易乞來勢蟻蝨、志士平生皆許國、此時應是建奇功」と、落款に益齋とあり世

子の號なり、是嘉永七年の春、世子年齒十九の時、江戸に在りて作る所なりと信ず、何を以て之を謂ふ、家藏金子霜山書幅の詩は同時の製と推測すればなり、今や贅に近きも茲に附載せん、曰く「國號合衆據東溟、巨艦移山砲飛霆、直以比隣視絕域、一瞬千里疑有翎、齋來國書乞互市、可以聽可以無聽、廟堂盱食豈得已、邊陲多事自是始、只怯金甌生傷缺、戒嚴築遍沿海壘、二百年來升平民、咄啐忽變貌貅士、銃隊啓行科川驛、報國寸心朝旭赤、遙指鵝雲低處天、攢峯擁港森如戟、班馬一嘶向東去、腰間欲躍龍三尺、君不聞防海之策衆口囂、唯忠信可涉波濤、」と傍らに書して曰く「甲寅三月、擬送人之浦賀、同諸子賦、時余在江戸、合衆使艦碇泊浦賀、輿論洶々、義勇之士扼腕不啻、辛酉桂秋、丁祭前二日、齋居無事、偶誦舊製、漫走禿毫、霜山老逸」と

鎗術師範黒田彌五左衛門の弟に益之丞（後年藩特例を以て分家を命じ、祿を賜ひ大に用ゐらる、晩年益男と改稱し、蝸亭と號す）と云ふ者あり豪膽の士なり、早く父を喪ひ兄弟専ら黒田圖書に倚る、圖書之を愛し兄弟之を慕ふ父子の如し、癸丑國老の上書せんとせし頃ほひ、益之丞一日圖書の家を訪ふ、小鷹狩介之丞先づ至る、介之丞「圖書の言に服せず憤然高聲を發して曰く、藩政の振はざる職として權臣の優柔私心あるに由る、今や介之丞の貴下を訪ふ貴下は膽略富豊大に囑望すればなり、然るに言忌憚なく卑見を陳ぶれば貴下尙此

黒田益之丞
晩年益男

曖昧の言を爲す、蓋し介之丞の貴下を信じたるは是誤認と謂ふ可きなり、爾來貴下と相見るを要せざれば再び訪問せず」と、起て去らんとす、圖書之を止めて慰諭し、其心事を吐露するもの、如し、既にして笑談の聲壁を隔て、聞ゆ、益之丞他室に在り以爲く、是尋常の對話に非ず」と、介之丞の去るを待ち圖書に問ふて曰く、介之丞と密話せしは果して何等のとなりや」と、圖書答ふるに未だ快く實を以てせず、故に益之丞も亦敢て逼迫せず、獨り圖書に對し政治の積弊を激談するのみ、然れども是より益之丞國事に竭さんとを期す、圖書の侄に宮田權三郎「石本九郎（兩人兄弟なり權三郎は明治初年藩政改革に際し其衝に當り大に用ゐらる時に正經と改め晩年眞津根と云へり）と云ふ者あり益之丞に告げて曰く、余輩伯の家を訪ふに勘三郎「介之丞等の密會することを觀る屢次なり、想ふに事必ず藩政に關係するならん」と、因て三人共に相謀る所あり、偶、遠江は尙奔走に便なる者を得んと欲し、之を朽田千太郎（御騎馬筒と云ふ小官に在る者）に謀る、千太郎は其妹某「遠江の側室たるを以て常に其邸に出入し交りを辱うす、蓋し一奇士なり、答へて曰く、友人黒田益之丞は其選ならん」と、千太郎後日益之丞に謂て曰く、國老遠州は志氣あるの人なり、子之に執謁し平生蘊蓄する所の子が經國の思想を吐露するを得ば亦快ならずや」と、益之丞は渡頭に舟を得たるの思を起し、直に千太郎に倚囑して執謁し、常に出入することなれり、遠

泰西銃礮の術藩に來入りたる歴史

江初め千太郎に接す懇情を罄すと雖も言敢て國事に及ばず、千太郎事の足らざるを以て憾なきに非ざるが如し、然れども益之丞出入の後は遠江時に政治上の談に及べば、千太郎感喜色に顯れ實意面に發し百方盡力せり、實に奇士の名に背かざるなりと云ふ、而して益之丞は國老遠州の知遇を受けたる始末具さに圖書に告げれば、圖書も亦其志を嘉みして事を謀るに至れり

執政等時或は事情に逼迫しては銃礮の備へ施さざるを得ず、藩砲術の師範兩家あり（此外御歩行組に一家あり）一を井上權之丞と云ひ、外記流と號し藩主の師なり、一を奥彌衛門と云ひ、自由齋流と號す、彌衛門早く泰西の軍法を學び、之が銃礮の製に遵はざる可からざることを知れば、乃ち身自ら周防岩國の臣有阪淳藏が彼國の砲術に精熟なるを聞き、其家に就て専ら大礮射撃及び鑄造の法を修練し、隊伍編制操銃運動のとは江戸に至り、幕臣下曾禰金三郎の門に入り之を傳授し、歸國後其門人に教授を爲す、又官に請求して小銃大礮を購入し軍備擴張の實を舉んと欲すと雖も、阻障を生ずると寡しとせず、權之丞は洋法を忌み泰西の術盡く信す可からずとて曰く、幕府砲術師範井上某（左大夫ならん）は我宗家なり、宗家近時鑄造に係る轉製（此名何の故たるや未だ詳知せず、或は想ふ泰西の迦農砲を轉じ從來の火器と折衷して製造せりとの義ならんか、轉製砲後年遂に無用と爲る）と稱

する大礮は遠距離の狙撃に便にして、如何なる石壁鐵艦も之を摧破するや難きに非ず、且費途も亦自國の製に係れば巨額を要せざるや言を待たざるなり」と、而して兩家主張する所の大礮を試撃するに際し、各家に附屬せる騎馬筒（職名なり、兩家に屬する者各二十名許）其他門人等、奥派は事皆戰時に擬し動作より衣裝に至るまで當時の俗眼より之を評すれば過激の名を免るゝと能はずと雖も、井上派は之に反し威儀正しく動止も亦人目に觸るゝと無ければ其温順を賞せらる、殊に井上派の試撃に當ては、奥派騎馬筒にして有爲活潑の名ある高間多須衛（寛八又は寛彦と改稱す、後年大に用ゐらる）は、同僚山田覺衛等と相伴ひ窃に高處に登り、其實用に適するや否やを點檢し、後日大に評論して其拙陋を摘扶する等のとあれば、世上蒙昧の人舊習に泥み、是等の行爲に服せず奥派を忌み、井上派を保護する者少なからず、執政等固より天下の大勢を觀察し、藝藩をして率先藩屏の職を恥かしめざらんとするが如きの氣象乏しければ、只費用の省略するを欣悦し、奥派に比すれば井上派を助くるの傾向あり、且世子の生母奥氏は彌衛門の妹なり、奥派門人は自から世子の生立を悦び、又自から時勢に通曉するものあれば、執政の行爲に不服を抱く者なしとせず、而して權之丞之に反し政府大小の官吏と結託する所あり、是軍備進歩の遲緩に陥いりし一端なり

参照 泰西砲術の本藩に入りたる起源更に調査したるものあり、侍醫（御側醫）野村正精は初め長崎に其家業を修む、時に高島四郎大夫大に門を張り、諸藩其他の子弟を集めて西洋砲術を教授せり、門生大本藤十郎（幕吏）は正精と交り尤深し、藤十郎曰く、諸藩往々彼れの兵術を學ばんと欲し、藩士の長崎に來る者多し、而して雄大なる藝藩にして此事なきは遺憾ならずや、子盍ぞ藩に上言し其業を開かざる」と、正精其言に感激し、直に歸國し之を採用せんことを建言すと雖も、當時砲術師範井上權之丞は之を嫌忌し、爲めに遮ぎられ意を達するに能はず快々たりしが、再び長崎に遊び實を以て藤十郎に語る、藤十郎曰く、事止むを得ざるなり、然れども岩國の臣有阪某は高島の門生にして目下其地に教授せり、藝岩は境界相接し人を派出する容易ならん、余有阪に與ふる紹介の書束を付すべし請ふ之に就き學ぶの途を講ず可し」と、正精大喜し復び歸國して更に建言し僅に容るゝ所となり、官遂に奥彌衛門を以て岩國に差遣して有阪に就き洋術を學ばしめたりと云ふ、是正精の近親某よりの傳聞、又同某の筆記に據りたるものなり、然れども後年即ち明治二十五年、元凱は郷里正精の故宅に就き再查せしに稍、前陳と撞着の多きを見出したれば、正精「長崎行の西遊日記を摘載して後考に備へん、正精名は繁民、蛙水と號す、國歌に長じ、醫術は眼科を専門とす、天保十二年八月長崎に遊び、翌年五月

月歸國す、後室松月云ふ長崎に至りたるは只一回のみ」と（前陳再遊とあるは誤なり）天保十二年十月十日の部に、船番所大木藤四郎（前陳大本藤十郎とあるは誤りと察せらる）より病用申越候に付主人並に外一人同道にて罷越●同月十二日の部に、大木氏に見舞兩三輩來酒宴、砲術ボンベン、外國の話段々承る●十一月七日の部に、大木宅「中尾百一」余三名閑話、極夕岩國家中有阪淳藏「同倅高介來、淳藏五十五才、高介二十五六年、一昨夜當所着の由、是は砲術家にて至極熱心、是迄所々遍歴二十四流計稽古候由、質朴の人、倅も才子なり、小子隣國の事故双方打解種々相語云々●同十三年四月四日の部に、藤三郎（藤四郎の親戚と察せらる）同道にて小島「高島四郎大夫別業に行、木屋敷は五六年前の災にかゝり其後小島へ引籠り候由なり、四郎大夫號は秋帆と申、書を能す、西洋砲術の師範、年寄上席、去年江戸徳丸原に於て砲術上覽の後、與力格被仰付、長崎の執政にて中々御奉行よりも勢ひ強し、年齡四十餘瘦柄なり。倅淺五郎二十才餘、別莊之二階にて對接、父子共溫和之仁に而敏才之様子、長崎の執政とも相見たり、應對の間縁無疊にて大机つくろなと鎊り有之、床之間及附之鐵炮拾挺斗相見、是は近來西洋接戰之時は必之を用ゆ、淺五郎打方手前致しみせる、良家之軟弱之風とは違ひ、其手際煉熟之事なり、四郎大夫蘭籍持來り、ボンベンにて國城を打崩す繪圖をみせる、此書アメリカ洲未開之

地の風土記の様子にて段々怪異之圖相見、四郎大夫は御用談之事申來り奥の間へ入る、淺五郎對話中、立派なる菓子次の間より出す、小子對話之間の次は小姓體のもの二人相扣たり、樓下之臺所體之處は下女七八人も相見、全體之暮し向は萬石以上の諸侯同様なり、乍去父子節儉を相守居る様子なり、五過退座、淺五郎樓下迄送り出る云々
前述の外建議したる草按書等の如きもの一切存せず、只歌集草稿中に左の長歌並に短歌あり、是身醫師なりと雖も泰西砲術に熱心の蹟ありしことを知るべし、此歌、安政二年の作と察せらる（二體元と別記なりしを茲に併寫せり）

西洋流砲術調煉さいふわさを見てよめる長歌並短歌

見西洋流調煉作歌並短歌

西のうみ、えみしかともか、貢來て、大筒小筒、うつ技を、つたへしまゝに、あたまもる、ますら武をか、えみしらを、おさえの爲と、いそしくも、まなひとらして、う守、健武男之、愛瀾詩等遠、押、爲登、勤雲、學取且、仇
ちならず、事をし見れ婆、軍人、陣營かまえて、むら／＼に、立むらかれり、手こと放馴爲、事驚驚見婆、軍人、陣營搦天、村々爾、立群在、手毎
には、を筒おしたて、ゆふたすき、肩にとりかけ、劔たち、脊におひもちて、大鼓、庭、小筒押立、木綿手次、肩取掛、劔刀、脊負持且、大鼓
ならずしらへに、いさなはれ、天と雁の、幾つらも、つらなみたさす、汐干かた、令鳴調爾、被率、天飛雁乃、幾連文、行平亂受、汐干満

おりゐる鶴の、あさること、あなみしつづく、いやすゝみ、すゝみきよりて、仇ひと降居鶴乃、求食如、足並靜久、彌進、進來寄天、仇人

乎、たねらふあどゆ、つみはこふ、力車に、かまえたる、ふとぎ筒より、いちはやく、手涅良不跡從、積輪、力車爾、搦而有、大筒自、市連、はなてはやかて、を筒より、音もやら、に、うち出る、光はち／＼に、かきらふ、煙の放婆即、小筒自、音問耶良々爾、打山上復有山、光千々爾、攝霧合、煙

中に、はた、かみ、ひらめくなせり、鳴神の、今かもおつる、かくはかり、かしこぎ中乎、霹靂、閃如在、鳴神乃、今鳴落、如此許、恐支、技を、ものゝふか、うまくまねひて、たゆみなく、いそしむからに、よしゑやし、四術悪、武夫我、熟學低、懈無、手馴爲故耳、吉哉、大船の、方のえみしか、五月蠅なす、あらひこんとも、よしゑやし、城のこゝ造る、大船の、方蝦夷蛾、如五月蠅、荒鼻來牛鳴共、能咲八師、城如造、大艦乃、こゝらよすとも、日のもこの、やまごしまねの、うこかましやは、幾許寄頓、日本、山常島根能、動猿夜波、

えみしらか手ふりまねひてうち出る光もみ世のひかりなりけり
愛瀾詩等蛾、手振學低、打出、光文御世乃、比可理那里鬼

○先府君嘉永六年の日記十一月六日の部に、今日井上權之丞殿にて此度鑄立の轉製砲打試有之云々、十二月四日の部に、昨今奥氏の大砲於江波放し試有之とあり、是正精長崎より歸國の後、年を経る十二年の久しきに及びたれば、此奥氏試放のとは正精建言後の初度なる歟、或は此時既に數回に及びたるもの歟、未だ詳ならず

○井上派及び奥派の試撃に臨場せし某先輩（前陳試放の時歟否は分明ならず）曾て元凱に語て曰く、井上派は仁保島にほしの海岸に射場を設け、巡視の執政等は皆緞子又は縮緬の幕を以て裝飾したる官船に坐せしめ、飲食は稍、口腹に適したるものを饗し、尋常宴席に見る所と異ならず、是等温順の譽れある所以なり、又奥派は江波海岸の射的場に演習す、此日巡視の執政と雖も麻布製の幕を以て圍みたるの中に列坐せしめ、演習終れば執政を始とし門人に至るまで陣鍋に炊きたる牡蠣飯を食し、樽蓋を除却し冷酒を酌飲する上下一般とせり、是等過激の誹りを免れざる所以なり、當時兩派の意想既に懸隔せる斯の如し、然れども俗士曉らず舊習に拘泥して洋法を忌みたるは遺憾と謂ふべき哉」と。因みに云ふ、奥彌衛門は屈せず撓まず専ら泰西の軍制を門人に教授し、遂に藩之を一國の軍法と爲すに至らしめたり、其績偉とす可し（時に權之丞は御持頭同格に班し彌衛門は御歩行頭次席に班すと覺ゆ、二人の履歴外に略知せざるに非すと雖も載せず）

○藤田敬次郎は家格謁見以上にして江戸藩邸に常住の者なり、泰西銃礮の術、我國傳來のものに優る千萬なるを洞察し、率先下曾禰金三郎の門に入り業を受く、苦學勵精技大に進む、金三郎悉く秘訣を授く、敬次郎が特受したる卷物の全文を謄寫し、當時鄭重に取扱ひし景狀を示さん、卷物標題には「高島砲皆傳免狀」の七字を記せり

高島砲傳授箇條

- 一 挿刀銃放法
- 一 步趨陣列法
- 一 野戰砲放法
- 一 大砲放發法
- 一 彈丸法
- 一 諸銃鑄造法
- 一 傳書三卷

右雖爲秘事因積年修業皆傳附授焉自今益勵志練心而温故知新之極可務以爲人之師而已

嘉永七甲寅年

五月十二日

下曾禰金三郎

信敦 花押

印章

藤田敬次郎殿

文中積年修業云々とあり、然らば敬次郎の最初下曾禰の門に入りたるは米艦初來の前に

ありと推知せらる、又敬次郎は藩の赤坂別邸の空虚地に於て士卒從學の者に操銃練兵の術を授く、是江戸邸内に於ける嚆矢なり（敬次郎は文久三年正月四日、士籍に上り歸國師範役と爲り廢藩に至れり、後年盡吾と改稱す）

初め丹後」十介等の樞要地を失ふや士民欣喜して想ふ、是より良政を見る遠からず」と、遠江固より現執政の遂に爲し能はざるを知る、然れども士民欣想の情を實にせんと欲し、清記（清記は安政二年六月朔日没せり）筑後及び兵庫を屢、其邸に招き意見を陳述し、或は書以て諭示すれば、皆能く同意を表すと雖も、之を實行すると無く、節儉度を踰え事多くは恠客に近く、施政愈、野卑に陥れり、丹後執政の日に在り過失の寡からざるは免るゝ所に非ずと雖も、人々爲り事務精練、才氣人を歴し、士民に對し時に惠政を施こせり、故に人其威を恐れて漫りに輕侮する者罕なり、而して今は然らず、士卒の賞賜すべき者と雖も之を行はず、加祿其期年に至る者あれば政費節儉を名とし、恩賜の典に與らず、新たに他の官職に轉じ、舊勳勞を無効に屬するが如きは一例なり、諸吏の黜陟頻繁なるも亦其當を得ず、上下爲めに交、嘲笑怨嗟し、一藩の頽陋日を遂て加ふるのみ、只執政等が官金私借を斷然廢止したるの事は、筑後首位を占めたる後の一大美行と爲すと雖も其他は望みを屬するの途愈、絶えたれば、慨世諸士の奮激益、甚しく機會を得て爲す所あらんとす

執政の節儉度を踰え恠客に近し

筑後等政治上の一大美行



遠江上城藩主に執謁して執政等の非行を上陳し大に黜陟を行はふんとを請ふ

安政二年十二月九日（此年五月藩主國に就けり）三國老寒氣伺候として共に城に上り藩主に謁を執れり、是より先き遠江は主水及び豊後の二國老に謀て曰く、余輩國の重恩を感荷すると輕き者に非ず、此政務積弊の日に當り傍觀默止して可ならんや、請ふ相與に君前に上陳して釐革の途を講せん」と、二國老踟躕する所あり之に従はず、遠江曰く、兩君と提携せざるもの遺憾限り無しと雖も、一死以て國に報せんとするの決意既に熟すれば止むを得ず獨斷する所あらんと、然れども此日遠江上陳の意あるとは二國老豫め略知するを以て遠江に先つて君前を退く、遠江獨り君側に侍し徐々上言して曰く、筑後等時勢に通曉せず、外侮も亦意に介する所なく、實に施政の方向を誤り、德澤庶民に及はず、士氣萎靡して日に衰ふるも敢て省みず、其責任を失ひたる甚だしき者なり、藩屏の職を全うせんには速に執政を一洗するに在り、故に先づ筑後を大寄合（現名なり御年寄上座と御年寄との間に置く散官なり）に轉任し及び執政に僚屬せる用達所詰頭取永田完二が本職を罷め、之と同時に其待遇の町奉行格に在るを左遷して普請奉行と爲し、而して準執政（御年寄見習）澤徳三郎及び辻勘三郎の二人を以て執政と爲し、又完二に代ふるに遠藤佐兵衛を以てせん（此日青野保太郎が世子輔佐の大任を解き、更に御持弓筒頭に下さんとも上言せり、保太郎は文學に長じ、武藝概ね熟達せざるは無く、書畫も亦能す、然れども當時失措多く、世子の

輔佐に置く可き者に非すと云ふ、且遠江不敏なりと雖も日々政府に参列して事を見るを許されんとを」と、藩主盡く嘉納し速に實行を命せり、是遠江に在ては衷情爲すに忍びざる所なりと雖も、社稷を重んずる至誠に發したるものなれば、乃ち其言の採取せられしを感泣拜謝し、又藩主に再請して執政淺野若狹「武田大炊を君前に召し、筑後」完二等轉斥の事を命せしむ、遠江も亦兩執政に懇諭したれば皆肯て異議なきを答ふ、遠江曰く、本日直に此命を下さん」と、大炊大に逡巡して期を延んと請ひ、且即時之を行ふは獨り異例のみならず、藩中の耳目を驚動し變を好むに似たれば例に依り明朝を待て行ふの勝るに如かずと述べ、遠江君前に相誓ひて之を諾す、而して遠江は又大炊に謂て曰く、君公「遠江が政府に参列するを許す、請ふ同府に伴はれんとを」と、大炊初め沮む色あり、然れども君前に君許ありし事を直聞したるを以て、其座次を定むるの間、猶豫を乞ひ共に皆退く、遠江其定舍（網代の間）に待つや久しと雖も人の來る者なし、依て大目附を以て大炊を促す再三せり、大炊何等の答辭を爲さず、曷既に傾くに際し君側の長寺西小八郎來る、小八郎は才辯ある者なり、遠江に謂て曰く、曩時の上言に關し尊意更に拜聽せんと欲するところ此舍に於て談するも妨ぐる所なき乎」と、遠江他舍を求む、是に於て他舍人の出入稀なる所に延き、小八郎曰く、今日國老の獨り調を執らるゝや、君公命あり侍臣悉く斥く可し

遠江才辯者の爲めに説かれ涙を飲んで退城す

と（之を御人拂と唱ふ）、然りと雖も事の國家安危に係る所と推知し、後日身の罪辟を受くるを辭せず、不敬を省みず、次室に在て窃に拜聽すれば、誠に國家の一大事にして國老の建言皆理に適せざるは無く、其忠讜剴切の至誠、天地鬼神も亦感動すべし、是君公の即時允許ありし所以にして他人豈敢て異議を容るゝ者あらんや、只事を急遽に謀りて失體あらんよりは、寧ろ緩くして萬全を求むるに如かざれば、君公の意も亦正式を踏んことを望み、國老の政府に参列せんとするや、來る十五日を期し、整然たる公命を更に下さんと欲す、且君公國老の衷情を察し疲勞あらんとを慮る、故に今日は退城して新命の下るを待て」と、遠江之を聞くや曩時君前に於て斷行せず、一步誤りたることを知ると雖も、其傳ふるや君命なれば止むを得ずして退く。夫れ遠江上言のとたるや、先づ澤德三郎に謀り、且其實施期日を示す、德三郎素より遠江の決意を贊助せり、故に德三郎にして君前に召し、若狹「大炊と共に陪列するを得ば、右提左擲事の即時に成就したるは難からざるべしと雖も、德三郎偶、他の公務あり、當日君前に参列することを缺げり、遠江に在ては斷行の機を失ひたる尤も著しきものと謂ふべし、而して慨世諸士に對しては預め實施期日等を協議せずして執調したるものなれば、諸士は遠江の即日事を果さずして退城したるを後聞し、事の敗れしには非ざるかを恐れたるも、九日の夜に在ては明朝上城の召命楸（之を御用召の奉書と唱ふ）を筑

後」完二等に發したるとなれば、或は轉斥の實行あらんかと半喜半憂の間に在りしが、翌朝に至り兩人の召命檄を止め、尙從前の如く日々上城して本務を執らしむ、且此日(十日)若狹退城の途、小八郎を伴ひ遠江を其邸に訪ひて曰く、君公昨夜來小恙に罹り身例ならず、昨日國老上言のと君公更に深慮せらるゝに、筑後執政の地位を斥くるは姑く之を止めん、又國老の日々に政府に參列せんとするは中古以後類例なき所なり、此重大なる事にして君公獨斷を以て許すは宜しく慎む可き所なれば、之を江戸邸に通じ世子の意思を聞き、然る後命の下るとある可し、只完二が現職を退くるは不日行はるゝ所あらん」と(當時完二遂に退かず、反て安政四年に至り本職依然として待遇は大御目附同格に進めたり)遠江は大炊等の食言を憤ると甚だしと雖も、君公の内命なりと傳へ來りたるを以て姑く黙して更に君命の至るを待つ、同日大炊は上田「淺野(豊後)兩國老の邸を叩き諷諭せし所ありと云ふ、蓋し直接遠江に當るを避けたるなり、此月二十八日君公親書を遠江に下して曰く、九日上言の事を熟思するに、政府に參列するとは祖先の遺法あり漫りに變改すべからざるを以て採用せず、其他轉任左遷等のとは尙再考を要すれば姑く元の如くせん、抑、這般の上言たるや急迫にして所爲不敬に涉ると雖も、憂國の餘爰に出たるなれば、其精忠を感悅し敢て之を責めず」と、是に於て遠江は事愈意外に出たるを驚愕せり、然れども群小の君徳を汚す

ものとし如何ともする能はざれば噫嗚して命に従ふのみ、是遠江の誠意他人の煩累を除き、獨り責を負ひたるなりと雖も、之を要するに慨世諸士が多年計畫したるの業も是に至り第二の失敗と謂ふ可きのみ

参照 澤徳三郎は外衛と改稱す、安政三年五月朔日、淺野稱號を賜ひ御中老格に昇る、祿千二百石を領す、白杏公子の第八子にして澤讃岐の後を嗣ぐ、文久三年中復籍して公子に上る、名は懋昭、時に式部と稱せり、晩年號の松壩を以て通稱とす

○國老遠江の上言中に黒田圖書を執政に推舉せざりしのは、現任執政等の之を嫌忌するに蛇蝎視管のみならず、若し之を推舉せんか、執政等反て口實を作り、事を敗るの恐れあり、是を以て遠江以爲く、上言にして採用せられんか、勘三郎と相拮据して圖書を薦め、素志を遂んとの遠謀に出たるなり」と、且遠江の黜陟を上言したるや癸丑建白せしものに比すれば大に取捨して寛に從へりといふ

○淺野若狹は祿千石を領す、白杏公子の第六子、安政三年四月三日病没せり、故に後年兩弟は復籍して公子となるも此事に及ばざる所以なり、武田大炊も亦祿千石を領す安政二年中非常の累進を以て執政を拜し、同五年十月十二日、辭職して更に御寄合となる

○寺西小八郎時に大御小姓頭同格を以て君側に長たり、翌年三月十五日御用人に昇る

遠江未だ直諫せざるの前に於けるや、益之丞屢、其邸に出入し頻りに直諫の事を激勵す、遠江意大に動き實行せんと欲し先づ勘三郎に謀る、勘三郎答意未だ決せず、介之丞之を聞き其非を述べて曰く、遠州志操の堅き、金石も亦喩ふるに足らずと雖も、世海未だ狂風怒濤の艱難に遭遇せず、一朝公言して宜きを失ふとあらば佞人輩の爲め誑惑せられ、奇禍從ふて來るや測り難きなり、之を行はんと欲せば豈根本を鞏固にせずして可ならんや」と、然れども遠江の意志興勃止む可からず、且機會再來の日豫知に苦しむを以て、勘三郎は其意に任せたりといふ、直諫敗後益之丞以爲く、今回の舉は我激勵に出たるや多し」と、故に遠江の危難前に横たはるを見ては意尤安からず、江戸に至り近江守に執調陳狀して世子に傳へ、遠江をして素志を貫徹せしめんと欲し之を圖書に謀る、圖書其意は嘉みし而して其行ひは許さず、何となれば益之丞の兄彌五左衛門は祇役江戸に在れば門下の監督一に益之丞に託す、今や幸ひに年末三十日の休業時日あるも、此間に於て江戸に往復し事を辨ずるは爲し能はざる所なり、而して事尤秘密を要せば三十日の日數を過ぐるを得ず、是に依り圖書は更に策を授けて曰く、此年末休業の日數間に於て京師に上り、市尹淺野中務少輔（名は長祚、蔣潭と號す、京都町御奉行にて任官の旗本なり）に謁すべし、中務は我藩の支族なれば之に倚囑して善後の措置を講ずるに如かず」と、中務は義氣あるの人にして圖書

の知人なり、依て益之丞は十二月十四日廣島を發し上京す、我藩の同地留守居職筒井極人も亦憂國の士なれば、先づ之に面會して圖書の書翰を極人に託して中務に送り、且極人をして巨細を陳べしむ、中務は藩政の不振、遠江の憂國等は豫め聞知するものなれば、圖書の倚囑を快諾し、直に近江守に送る書を裁し、極人「益之丞の兩人に示し、異議なきを聞き之を江戸に送れり、書中周密に諸士の正論を貫徹し、圖書を登庸せんことを述べ、益之丞大喜して同月二十九日廣島に歸る、而して事遂に成らず

遠江事再び敗れたり、嚴罰の至る固より期する所なり、然れども社稷の安危には換難きを以て、縦令ひ食邑三萬石を失ふも、其心に決する所ありて執調せしものなれば、我より邀へて退身せんとするが如きは想はざる所なり、況や胸中些少の汚點とすべきもの無きを信するに於てをや、且時宜を量り若狭「大炊及び外衛（徳三郎の改稱）の三人を一堂に相集め、説諭して過日の建言實踐せんと欲するの志は彌々堅し、故に直諫して用ゐられず速に致仕すべしと勸むる者無きに非ずと雖も、毅然として謹慎を獨守するのみ

大炊一日上田「淺野（豊後）の二國老を訪問し説て曰く、遠江諫言既に敗れり、何ぞ退身せざる、若し其れ然らざれば君命將に特下のとあらんとす、是君臣相容れざるの醜跡を存し、他藩の聞知如何にせんや」と、二國老初めより遠江の直諫に服せざる者なり、今や大炊の

遠江事情
に道られ
て致仕せ

同人病を
三原城に
養ふ

説く所を聞き、大に憂患して遠江の義父出羽に諷諭し、遠江をして致仕せしめんとすること甚だ急なり、出羽殊に心志を苦しむ、遠江之を傍觀するに堪へず、遂に安政三年三月病を稱し骸骨を乞ふ、四月二十八日之を允可し、食邑三萬石は先規に遵ひ嫡子雅樂（後ち右近と改む、右近は出羽の子にして遠江の義弟とす、遠江子なきを以て又養ふて繼嗣と爲す、今の淺野敬五是なり）に繼承せしむ、而して遠江は素志の遽然行ひ難きを知れば病を三原城に養ふと爲し、五月十八日廣島を發し三原に至る、此日嫌疑を避け送別者極めて寡く、家臣の外にして城南里餘江波海の本船に至りたるは雄之介「介之丞兩人のみ、船中訣別の宴を張る、遠江懷紙を出し自詠告別の和歌を書したると、現時相訣飲したる朱盃とを併せて之を介之丞に贈る、歌に曰く、歸るにはしかし鳥もねにそなくいさや急ん吉備の故郷」と、嗚呼志士惜別の情慘憺言ふ可からず

參照 遠江自詠和歌一首を書したる紙葉及び朱盃は今尙元凱が家に藏む、同時遠江が別に七言一句を書したるものも亦藏む、一杯對酌小芙蓉」とあり、小芙蓉は本船を繋ぐ目睫の前に在る似島（おしま）を云ふ、其姿容富岳に類するを以て名つく、是亦惜別の一眞情を見るに足れり、當日柳處先府君の日記を抄録せん

十八日雨後歇むも終日曇る、今日遠江殿三原へ被引越候に付江波沖迄見立る、運上場より

「チャンコ」（川船の名）に乗りて罷越す、午前遠江殿川船にて江波沖本船へ被乗移、兼て石井雄之介殿も同所へ被參候に付同伴にて皆本船へ乗る、此度は奥向一同乗船にて三原在住被致、遠々敷相成候得ば別て名殘惜く、緩々物語被致不取敢重の物にて酒も被出大酩酊になる、一番の太鼓を打、無程出船と申事に付暇乞致し罷歸る、夕七ツ時前歸宅（下略）

遠江三原移住の後、家臣を鼓舞して文武の業を奨勵し、泰西の軍隊を專修して異日の變に備へ、部下の郡村を巡行して民苦を視察せり、蓋し杜鵑の國歌に基けりと云ふ、而して慨世の諸士は姑く沈黙して時機の來るを待てり、時に淺野外衛（澤外衛のこと）弊政を憂患するもの、如し、益之丞奏樂に託して屢訪問し、意中を探れば果して然りとす、是より圖書「介之丞の徒も亦出入して將來政治の方向を議せり

藩地國老の敗報頻に江戸邸に達す、夫人及び世子共に之を憂患し、在邸の藩士も亦執政等に不満を抱く者多し、故に志ある者は以爲く、一藩の力を以て宿弊を去らんと欲し能はざる所なり、事茲に及ぶ他の有力者に依るに如かず」と、是に於て薩摩侯松平（島津）齊彬は年齒徳望具備するの人なれば、之に世子を託して後事を圖らんとするに至れり、偶々薩藩君側の重臣井上庄太郎（後年新左衛門と改む）といふ者あり、蘭書を東條榮庵（幕醫なり

我世子を
以て薩侯
に委託せ
んこの計
畫せり

と聞く然れども未だ詳にせず。に學ぶ、我藩士遠野彌も亦榮庵の門に在り庄太郎と交り
 を結び常に國事を相談す、佐々木群次は彌の紹介を以て庄太郎を薩藩本邸に訪ふ、群次曰
 く、我藩の世子齡僅に弱冠なり、藩臣皆之を明君に爲し國家に酬ゆる所あらんと未來を期
 す、聞く尊藩の君主賢明當今匹敵なし」と、願くは其教導の力を得て外臣等期する所に背
 かざらんことを」と、庄太郎大に感歎して曰く、余各藩の倚囑に接するもの多し、而して事
 皆其君主の昇位進官を以て我が寡君を煩はさんと謂ふに過ぎず、今足下の言の如きは未だ
 曾て聞かざる所なり、庄太郎不敏なりと雖も焉んぞ微力を盡さざらんや」と、初め群次の
 將さに庄太郎を訪はんとするや、聊か以て贈る所あらんとす、俸薄くして辨ずると能はず、
 乃ち衣を典し、菓子一函を購ひ携持して之を贈れりと云ふ

參照 一説に群次の庄太郎を訪ひ委託したるは専ら藩主溫徳公に關したるにして、之
 に對する薩侯の義言もありと云ふ、然れども事實疑ふべき點もあれば初聞世子に係ると
 を以て本録とせり

薩侯齊彬藝藩の内情を聞き之を助けんと欲し、其侍醫田宮安實は我が世子の扈從（御奥小
 姓）西本好之丞（後年顯職を履み通稱清介と改む今の判事西本正道是なり）と遠親たるを
 聞き、窃に安實をして我藩邸に來り、好之丞に其内旨を通せしめて曰く、時世既に艱難に

薩侯我世
 子の成立
 を助けん
 を欲し密
 使を我臣
 僚の許に

差遣す

赴かんとす、雄藩互に相輔けて國家に竭すは寡人が願ひなり、寡人之を我臣井上庄太郎に
 聞く、藝藩士遠野彌「佐々木群次は爲すあるの人なり」と、寡人之を其主に勸めて登庸せ
 しめんと欲す、然れども他藩の内事明りに容喙す可からざれば汝幸ひに好之丞と縁戚の者
 なれば往て其意中を聞け」と、好之丞固より齊彬の賢名を聞くや久し、而して我藩政の敗頽
 を憂慮するの時なれば、安實の言を聞き平日の慷慨湧然湧出して措く能はず、詳に藩政の
 顛末を説き、且齊彬の厚意に感激して曰く、貴藩明君の芳賜謝するに言あらんや、然れど
 も今日直に彌「群次の二人を推舉するや害を生ずるも益あるを觀ざるべし、如かず其根本
 を培養せんには、不敏好之丞は世子に扈從し日夜咫尺する者なり、而して其動靜を見るに
 喜怒色に顯れず、明暗表に發せずと雖も決して軟弱の者に非ず、冀くは二人を推舉せんと
 のことを轉じ、我世子の教導に注意し、有爲の主たるを得せしめば、是培根の實を得て、我
 藩異日の幸福何物か之に及ばんや、請ふ好之丞の微衷を以て貴藩明君に傳へんことを」と、
 安實其意を承けて直に齊彬に復命す、爾來安實は屢好之丞と往來せり而して安實の好之丞
 を訪ひ内旨を傳へたるや、我世子は齊彬と既に協議したる所ありと云ふ、好之丞以爲く此
 等の事を謀る同藩の知己を得ざる可からず」と、仍て同僚神田金之助（後ち金一郎と改む
 廢藩の時に至るまで大參事たり）は竹馬の友にして事を輕忽に處するの人に非ざるを知れ

神田金之
 助後ち金
 一郎國事
 の一爲め西

本好之丞
後年正道
結ぶ更に相

ば、事實を包藏せずして語る、金之助大に奮起し共に世子を輔佐せんことを盟ふ、時に彌も亦相通じて事を謀る、藩制扈從職の者は最近の親戚を除き一切の交通を禁ず（道路相禮するとも亦許さず）同藩人既に然りとす、況や藩外の者に於てをや、然れども好之丞「金之助は皆江戸邸内常住の者なれば親戚の存問、賽祠展墓を名として邸門の外に出で、薩士と相交り事情を詳にして世子に密白することを得たり、只身劇務あり閑暇を得る乏しければ後には外交専ら彌」擔任せり、齊彬曰く、藝の世子年齒漸く弱冠なり、侍右扈從の奔走する兩名も亦若輩なり、其志や誠に美なりと雖も我年長を以て彼れの年少數名と一藩の大事を謀るは輕卒に似たり」と、好之丞等之を傳聞し痛心苦慮措くと能はず、乃ち金之助「彌等と相議して曰く、我君夫人の親書を齊彬の夫人徳川氏に送り、齊彬に託するに世子教導のことを以てせん」と、三人之を増田平大夫に謀る、平大夫快諾し後宮の女官瀬崎（是亦幕府より屬し表使と稱する職務の者にて男子と内外の公務を直談するを得）に内意を通じ、裏町の手を經て我君夫人に上陳し、遂に依囑書を送り、蓋し齊彬の夫人は民部卿徳川齊敦（一橋）の女にして我君夫人と從姉妹なればなり、依囑の書、文辭周到齊彬の意を感動するに足れり、是より齊彬大に安堵し心を傾けて助力せり、故に世子と幕府に會見しては相語り、書翰を往復しては相通ず、又世子は青山の別邸に至り近江守を伴ひ間道を微行し

我君夫人
の書を薩
侯に贈り
し我侯に
て我侯を
の教導に
あらしめ
んとす託

薩藩西郷
隆盛日下
部伊三次
等我藩有
志者往來

て薩の澁谷別邸を訪ひ指導を受く、齊彬益々懇情を竭せり、薩藩は専ら井上庄太郎「西郷吉兵衛（隆盛なり吉兵衛は吉之助の前通稱）日下部伊三次を以て應接の任に當らしめ、而して伊三次尤も奔走の勞を執る、時に又大山正圓（綱良なり）盡力せり、庄太郎其君命を我藩士西本」神田等に傳へて曰く、安實は只端緒を開かんが爲め用ゐたるに過ぎざれば、自今國事は謀る可からず」と

参照 之を石井弘子に聞く、將軍家の姫君一たび他家に歸れば縦令ひ從姉妹の間と雖も會見の期なきのみならず、親書相送答するを得ず、故に我君夫人は女官に命じ女官の名を以て彼れ薩摩家夫人の女官に書を致し、而して其夫人に意思を通じたるなり」と、此説或は信に近しと雖も、斯る大事の委囑を以て尋常の式を踐行したりとは或は信し難き所なれば、破格異例を以て直接に親書（縦令ひ祐筆の代書なるも）を送りたるも亦測る可からざれば、他の先輩より傳聞したる所に據り親書の説に従ひ後考に備ふ

○大光公、庶子定之丞たるの日霞邸に饗宴あり、數諸侯を招き薩侯齊彬は其一人なり、定之丞は庶子の故を以て次室に置く謹敕默坐省顧する者無し、時に畫工南溟といへる者を召び來賓の需めに應じて隨意に畫かしめ以て興趣を翫く、藩主又定之丞に書を命ず、定之丞揮毫に際し南溟をして紙箋を展べしむ、然れども定之丞初めより南溟の舉動を快

しとせず、揮毫終るに蒞み大筆を南溟が頭上に點す、墨汁流れて衣上に淋漓たりと雖も省みずして復坐謹敕元の如し、齊彬之を傍觀し大に其氣概を感せりと云ふ（公初めて江戸に到達後、庶子たるに三十日に満たずして世子に定めれば此饗宴は世子に立ちたるの後に非ざるか。又揮毫の事を以て幕府に上り將軍家慶の前に於て此舉動を爲し、將軍大に感稱せりと筆記せしものあり、は無稽の甚しきものなり、本項の事に親炙せしもの今尙現存者あり）

○井上庄太郎の事歴を調査せしとき、父執山田汝淵の書末に左の二件を載せり 庄太郎は群次に短冊一葉を贈りしとあり、歌に曰く、武士の石にたつかの梓弓ひかぬは君か力なり梟」と、柳處大人見て二條家を咏む人なりと云へり、以て其凡常人に非ざるを知る可し（一） 庄太郎江戸より歸藩の途次廣島を過ぐ、時に使命を帶ぶ、諸吏皆之に應接するを忌む、故に辻勘三郎をして之に當らしむ、蓋し勘三郎を適任とし精選したるに非ず、他の嫌避するを以て難局を勘三郎に充てたるなり、然れも勘三郎に在ては執政等が居常忌む所の兩藩交際事件を熟談する機會に遭遇し、望外の良便を得たりと云ふ（二） ○幕臣下曾禰金三郎及び江川太郎左衛門の門生大に泰西軍隊の練習を鼠山に行ふ、三五の雄藩及び有力の旗下も亦各洋式編制の隊伍を發遣し、與に俱に練習せり、世之を鼠山

世子勤王
の熱情自
然に發す

の大訓練と云ふ、我世子馬上往て之を觀る、平日の鹵簿を減し左右纔に十餘騎を従ふのみ、此日薩侯其他數諸侯會同す、其輕裝たる我世子と一般なり、夫れ此會同は名を觀兵に寄するも憂國諸侯邸外に盟を尋ね、國事を議したるの起りなりと唱ふる者あり、或は又世子決して鼠山觀兵のとなしと道ふ者あり、未だ信否を甄別するに能はず、又未だ其年月を審知するに能はずと雖も、鼠山大訓練は事實にして世子の行否は後者の言信に近し、然れども前陳の時にあらざるも、世子輕裝して屢、郊外に遠乘したるは是亦事實なり世子居常大に歎じて曰く、王室の式微振はざるや久し今復何をか言はん、人皆將軍あるを知て王室あるを知らず、余は固より王臣なり豈將軍に臣事する者ならんや」と、嘗て又歎じて曰く余驛路往復の日、榜書御用の二字を示す運搬ものを觀る、之を問へば即ち幕府の用に係る、而して天朝の運搬ものは御用の冠首に禁裏の兩字を加へざれば辨ずるに能はず、何ぞ轉倒の甚しきや」と、是思量深沈漫りに贅言を發せずと雖も、事に感じては慷慨の氣象自から顯はれ、勤王の誠志勃然として起る所以なり、然れども父公尙職に在り、執政專權の弊未だ除かず、故に世子の齊彬等と親睦相結ぶは幕府の嫌疑を生せんことを恐れ、執政等尤も之を厭忌し、世子左右の黜陟と雖も藩主の命とし世子の意に充たしめず、當時留守居職は専ら幕府及び諸藩の内情を速聞する者なれば、執政等の新事表發せざる者を知る

は皆留守居職の報告を聴くに在り、而して世子は留守居職の者が未だ探知せざるの前に於て熟知せり、是日下部伊三次の突嗟内報すればなり、執政等以爲く好之丞」金之助の徒密に他の藩士に交通するを以て此事あり」と、遂に兩人をして他の職務に轉せしむるに至る（兩人轉職は大光公襲封四閱月の後に在るも此時公尙自由にするを得ざりしならん）

一日土佐侯松平豊信（山内容堂のこと）霞邸に來訪して曰く、國事協議する所あらん」と、藩主時に小疾あり辭して逢はず、豊信曰く、然らば則ち異日登城相見て談せんと、是時に當り天下の形勢大に變じ漸く多事に移らんとす、而して藩主の痼疾癒るの期なく、世事厭倦致仕の念頻りに生じ、臣下も亦之を冀望する者多ければ、安政五年四月十二日、藩屏の職を世子に譲りて致仕せり、溫徳公襲封後、是に至り二十有九年（公、慶應四年正月十二日逝去し享年五十有二、而して泰榮夫人は明治五年十一月一日逝去す享年五十有六なり）新公既に立ち、多年蘊蓄したる所の政を施さんと欲し、歸國を幕府に請ふ、然れども繼立のとき參勤其年期に當り江戸府に滯まらざるを得ざれば許さず、依て明年を待ち之を行はんとに内決したるを以て、遠江以下慨世諸士の建白書を上るや曩時世子たるの日に倍蓰し陸續絶えず、東西一意に新政の準備を爲せり

參照 我藩主の江戸に參勤する年期は子寅辰午申戌の四月より丑卯巳未酉亥の四月に

土佐侯我霞邸を訪問して國事を議せん

藩主溫徳公致仕し世子大光公封を襲ふ

至る一箇年を例とす、期滿つれば江戸を發し國に至る、之を御暇と云ひ、江戸に之く之を御參府或は御參勤と云ひ、滿期の時に臨み尙留りて江戸に在るを御滯府と云ふ、安政五年（戊午）は參府すべきの年なり、故に新藩主は依然江戸に在り明年即ち安政六年（己未）を待て國に就んとす

此年六月、征夷大將軍徳川家定疾病あり、繼嗣爭論時に囂然たり、大老井伊直弼（掃部頭）英斷を以て紀州侯を迎へて世子に定む、七月家定薨するに及んで立て、將軍と爲す、之を家茂と云ふ、親藩尾張侯徳川慶勝等の如き、己れの意と相逆ふ者は將軍の命を以て或は致仕せしめ、或は罪を科し、大老の威權大に振ふ、是より天下の事情益々切迫に赴けり、故に我藩中慨世の士は心愈々決する所あり、新藩主の歸國を待つ一日千秋誓のみならず、然り而して茲に一の悲酸長息口之を述んと欲し述ぶるに忍びず、心之を祕せんと欲し祕するも益なき、**一大凶事起れり、何ぞや、**九月十日藩主病を以て逝去せる是なり、時に年二十有三、其主たるの日を算すれば纔に百五十日に充たず、一たび訃音の藩内に達せしより、闔藩の驚愕愁傷せしや既に名狀すべからず、況や慨世諸士の浩歎痛惜、焉んぞ其れ譬喩するにものあらんや、嗚呼日月に陰翳あるも清風徐ろに來りて頑雲を吹き掃ひ去るあらば、麗朗明輝胸宇の快濶なるや言を待たざるなり、夫れ我藩は久しく蟄伏の地に在りと雖も、今や蛟

賢君長逝の一藩終天の遺憾

大光公病中の謔語
皆國事ならざるは
なし以て其精神を
知るに足る

龍雲雨を得んとするの好時節に際會し、俄然羅針を失ひたるの船の如く、孰れの時か彼岸に達するを知らざれば、自今何事を爲し得んやと窃に殉死を謀りたる者あるに至れりと云ふ、藩主子なし、是に於て繼嗣決定の爲めと遺骸廣島に送る準備の爲め姑く喪を祕し、十一月二日を以て發表せり（遺骸十一月十一日江戸を發したりしが、將軍宣下の勅使下向を避くる爲め、道路大に遲滞し十二月十九日廣島に至り、同月二十一日國泰寺に葬むる）

參照 大光公の病ひ發熱甚しきや時々譫語を吐けり、語言接續明晰を缺くと雖も、事皆幕府に昇り、同志の列侯と會同し、幕老近日の措置宜しきを失ひたるを非難せざるもの無しと云ふ、以て平日の精神推知すべし、其人名を呼罵したるが如きは之を述ぶるも益なきを以て録せず、是當時近侍に看護したる者の話に據る。又公の逝去を以て鳩毒の疑念を存する者あり、畢竟聰明の資性なれば明年歸國の後、非常の變革を行はんとを恐れ、奸臣密謀、預め之が防禦を爲したりとの推測より起る、然れども其病没は疑ひ無きものなれば事實の證明と爲すべきとを述ん、公疾で病む診察執し只藩中の侍醫（龍神紹庵専ら執しを爲せり、津川元敬「小川道仙も亦伺候す」）に委するのみなれば、君側及び他の諸士物議を生ずる者多し、皆曰く、今や君公の病ひ且た夕べを測る可からず、願くは幕府の大醫を聘迎し其意見を叩き、熟議協謀厚く看護の道を竭さん」と、執政は漫りに藩外

の醫に求むるものに非ずとし之を拒む、然れども議論益々沸騰し勢ひ之を招聘せざるを得ざるとなり、八月晦日幕醫竹内玄同「伊藤玄朴來りて診察し、次で戸塚靜海」多紀安琢の兩幕醫、及び小倉侯の藩醫林洞海（後年幕府に仕ふ）、玄朴の男伊藤貫齋等來診するに至れり、又内に在ては紹庵の執しを廢し、小川道仙に轉ず（道仙此時脚疾あり歩行するを得ず、是を以て坐上輿を許したりと云ふ）、然りと雖も病威猖獗遂に其効を奏せず、若し夫れ鳩毒とすれば何ぞ幕醫或は他藩醫の診察を受ることをせんや、是病没に疑ひなきことを證すべし。又柳處先府君の日記より公病發の報、廣島に達したる時日及び藩地士民の思慕して快癒を祈りたるの状況を抄録せん

九月十一日晴（前略）今日「若月にて内々承るに、一昨九日夜江戸より先月晦日出飛脚到着の由、殿様御大病先月二十三日頃より御病發、最初御頭痛御疝等の御氣味、其後御腹瀉御熱氣有之、御食事難被召上、何分氣遣敷御容體の趣申來候由、尤未だ内密この事に候得共誠に以て驚入り乍恐奉氣遣、準二（若月の通稱）とも色々申合せ候事なり、早速他人之助（先府君の弟後年木二と改稱す、氏を林と云ふ）へも申通す心中甚不穩候●同月二十八日晴（前略）先日より町々の老弱水垢離を取り、御命請の御祈禱に出候者夥敷六十餘組も有之、孰れも裸體にて水に入り、方々思ひ々々の神社へ參り、夫より南方は

壹町目御門、東方は京口御門へ罷越し、遠方は極樂寺の観音、岩屋の観音等迄も参り御病氣御全快を奉祈候由、業中は精進斷鹽等、色々有之趣なり、晝夜螺貝の音、呪文を唱ふるの聲、不絶相聞え、諸人聞く度毎に感動落涙せり、彼等御内實の所未だ不承知故と相見え我も々々と一途に祈念仕候段感心の至なり、畢竟當御代様は庶民御徳義を慕ひ居、來年御歸國を奉待候處、此度の御病氣奉承知識に御氣遣ひ申上、何卒御全快被遊候様にと奉存候より右の次第なり、餘り多人數の祈念にて御穩便中(家定將軍薨去の穩便)の事、不都合とかの論起り町御奉行所より諭し、一町十五人つゝの限を附られ候由の所、人心不居合故か十五人つゝ分れ候迄にて人數は減じ不申この事なり、其外御家中の内にも空鞘社に深更に及び四五人水をあび百度を踏む人も有之、廣瀬明神にも同様の趣に聞ゆ、御病氣の御様子江戸より早く相聞え候得は、第一上の御祈禱を始め御家中竝に郡町庶民の祈願も御間に合候儀に可有之處、何分延着にて一同御内實の御間に不逢段は扱々殘念千萬の次第なり

大光公居
膝邊に措
常一匣を
任他人に
きせざる
ものあり

藩主の未だ病辱に就ざるや、起臥の間と雖も常に一匣を膝邊に措き其披鎖左右をだも尙任せざるものあり、捐館の後之を閱すれば薩侯等同志諸侯の書信、及び國老遠江派諸士の建白、其他日々自筆せし記録を以て充塞せり、蓋し明年歸國の日新政を行はんと欲し之が材料

概世諸士
の第三失
敗

薩藩日下
内部伊三
内勅奉答
の事な以
て我藩邸
に訪問す

とし貯藏したるや明瞭なり、執政(杉田相模なり相模祿千石を領す、後年大寄合に轉ず)幕府の嫌疑を恐れ、閑後皆燒棄したりと云ふ、然れども遠江派諸士の密議詳細は消滅せず遂に執政の熟知する所となりたれば、諸士の將來に施さんと欲する事悉く阻障を生せざるは無く、執政の厭忌其度愈高し、是藩主の捐館に依り此不幸に遭遇したる所以にして、概世諸士は最大なる第三の失敗と謂はざるを得ず
是より先き朝廷關東の事情を聞き、親藩及び井伊大老を召すと雖も親藩皆譴責を受け、大老は公務執掌を名とし一切固辭して上京を阻む、是に於て更に内勅を薩侯齊彬に賜ひ問ふ所あり、蓋し西郷吉兵衛京師より窃に齎りたる所なり、然れども齊彬逝去の後に在りたれば、吉兵衛は又窃に之を江戸へ齎し來り、日下部伊三次をして我霞邸に至らしめ、勅書奉答の事を我藩主に傳へしむ、吉兵衛以爲らく、此勅に對し任を盡し得る者は唯藝侯のみ之を能くせんと思惟したるに因る、伊三次先づ西本好之丞を其宅に訪ひ、吉兵衛齎し來りたる内勅の事を語る、時に九月十日にして此日拂曉藩主長逝の後なれば、好之丞告ぐるに實を以てす、伊三次之を聞き放聲涕泣して曰く、嗚呼天道は是耶非耶何ぞ我輩に不幸を與ふるの頻繁なるや」と、相對し相哭して別る、日ならずして伊三次は囚れに就き、吉兵衛も亦大島に幽せらる

参照 内勅は齊彬存命の日吉兵衛齋し歸へり、然れども齊彬病重きが故に遺命して我大光公に依囑せりとの一説あり、是二事を束ねたるの誤謬なり、齊彬は七月十七日を以て鹿兒島に逝く、病中の遺書(内勅にては之なし)公に送りたるもの八月の末旬江戸邸に到着す、時に公既に病み恍惚として看了するに能はず、此書後日所在不明になりしと云ふ、是を以て内勅と混合したるの説ならん

○公の夫人徳川氏は尾張侯徳川齊莊の女、之を利姫と云ふ、初め征夷大將軍徳川家慶の媒に係る、安政三年十二月十五日、我霞邸に入興し、未だ二年に満たず此不幸に遇ふ、子なし遂に再醮せず、落飾して壽操院と稱す時に齡二十有三、公と同庚なり、明治十八年四月逝去す、享年五十

○寺西小八郎「安井勇之丞等は執政の機關と爲り、國老派諸士の行爲に反對し、防禦を爲したるは掩蔽す可からず、而して公繼位の後二人尙君側の重地に在りたりと雖も、小八郎は公の没後四日即ち九月十四日、勇之丞は同年十月二十七日を以て共に病死せり、豈奇と謂はざる可けんや

○大光公善行美徳の賞讃すべきもの多し、今言行を束ねて略記せん、而して事概ね庶子たり世子たるの時に係る

大光公の
善行美徳

野村吉之進は公「幼穉の時抱守を爲し、成長に至るの日尙左右に侍す、故に其言行に於けるや尤も親炙せし者なり、然れども只其溫容に接したるのみ、曾て喜怒の色に顯れたるを見ざれば、其心志抱負する所は遂に之を知ると能はざりしと云ふ、故に長じて最親の扈從(人員は御奥小姓筆頭三名、御小納戸三名、御奥小姓十二名、合計十八名とす)を接遇するに於けるも同一視にして、敢て甲愛乙憎の痕跡を遺さず、各自の才器を甄別して事を命せしのみ

公「淡然胸襟を披いて語るを欲せざるの癖あり、自ら之を知る、故に曰く、余が癖は渡邊又三(公幼時の傅なり)之をせしめたるなり、余の幼時、又三常に曰く、大名は輕々其心情を他人に移示するものに非ず」と指導せり、是此性質に化せし所以なり」と、而して又三の恩は常に謝し、左右に語りて曰く、余が健全今日に至りしものは實に又三の賜ものなり」と、蓋し公の幼時身體薄弱なるを以て、又三苦辛し甲日は郭外山園に獵狩し、

乙日は共に晨起し庭林に捕鳥を爲せし等、専ら體育せしに由ればなり
近臣に稍、任に堪へ難き者あるも一技一能の長するあれば漫りに斥けず、扈從某は同僚中技能尤も乏しき者なり、故に重臣之を斥けんと上言するや、公は其長所の護す可きと無きを苦しむ、然れども公幼時より左右せしものなれば之を憐み、漸く一案を出して曰く、

某飼鳥の技、他に匹敵なし」と、笑て従はざりしが後年止を得ず散職に遷せり
 月初幕府に登らざる時は例、閣老を其官邸に訪ひ、將軍の安否を候ふ、之を御逢と唱ふ、
 公「月初之が爲め閣老を訪はんと欲し卯牌(今の凡そ午前六時)出門を命ず、偶、御居間坊
 主なる者時辰器を検し、寅牌(今の凡そ午前四時)を以て卯牌と誤認し、邸中士卒に報
 道す、公閣老の門に詣れば彼れ未だ深く鎖鑰して入るを得ず、是に於て鹵簿門前に佇
 立すると一時許(今の凡そ二時間)邸門漸く開き、閣老に面晤して歸る、近侍の長(世
 子の御側頭)松野静磨「今曉の誤報を謝し、且坊主の罪科處分を上請す、公曰く、義經の
 歌に「早く行きてまつことあらはいさきよしおそくていそく道はあやうし」とあり、聊
 か時刻の早かりしのみ、他に些少の障礙を見ず、坊主の失措免して可なり」と、敢て問
 はしめず

公「忍び難きとに非ざれば直言せず、一日左右を願て曰く、人短慮なれば功を期し難し、
 人は平日忍耐に在るのみ」と、此誠言たるや其人を指摘したるに非ずと雖も、當日當直
 中の某は往々短慮の行爲あるを以て、之が爲め其頂門に一針したるや明かなり、某後年
 短慮に死せり、公の明鑒遂に識言となれり

金子徳之助瓜代期來るも公の滯府久しきが爲め歸國せざると數年に亘る、客衣既に破れ

盡き、夜衾も亦腐氣を帶ぶ、徳之助頻りに給暇を得て歸國せんと欲す、人皆之を止むる
 も徳之助従はず、公之を聞き徳之助を召し謂て曰く、數年の滯留事缺乏を生じ、衣衾も
 亦意に適せざる可し、然れども余今汝と別を惜む、願くは余の歸國を待て」と、言辭懇
 到、子の父に求むるが如し、忽ち書室に入り一握の黄白を紙片に包み來り、徳之助に賜
 ふて曰く、聊か以て之を贈る請ふ旅憲の悒鬱を慰めよ」と、徳之助感泣拜謝して曰く、謹
 んで命の辱きを奉せん」と、放衙直に弟子會津藩秋月悌次郎、及び松山藩三輪田豊次郎
 等に語るに恩命のよを以てす、兩生命の等閑に付す可きものに非ずとし、即日山下門外
 八官町丸竹店に於て衾衣を購ひ來れり、徳之助事を辨するの神速なるを見て歎じて曰く、
 才智餘りある者に非ざれば突嗟處辨すると斯の如くなるを得んや」と、仍て之が勞を謝
 せんと欲し、多くの鰻飯を取寄せ「たべよ」と兩生に勧めたれど、他に酒もなく下
 物もなければ、兩生は大に困りたりといふ、是徳之助の心には、美味を多食せしむれば
 欣ぶならんこの思ひなるべし、獨身勤番中、世事に濶れるが如しと雖も、當時相傳へて
 二ツながら賞して美談とせり。因みに云ふ、徳之助江戸在役中、他藩人の弟子たらんことを
 欲する者は、藩邸同人の寓居内に通學を許す、故に幕府聖堂生徒も亦來て聽講せり。秋月
 後に名の胤永を以て行ひ、三輪田後に名の高房を以て行ふ、高房の話に、恩賜の黄白は

支封近江
守宗家に
襲ふ封を
入封を
襲ふ封を
節山公明
治三十五
年七月二
十五日止
三位に追
陞(補)

判金の二十兩にてありたりと憶ふといへり

是に於て支封近江守を迎へて繼嗣とし封を襲ふ、之を節山公(襲封後、諱は茂長、從四位下左近衛權少將兼安藝守たり、之を淺野家第十三世とす、明治維新に際し、諱再び長訓と改め、舊幕賜ふ所の苗字松平を廢して淺野に復稱す、位階は變更に依り單に從四位たり、明治二年正月二十四日致仕、同五年七月二十五日逝去す、享年六十有一)と爲す、公曾て宗家の政治に於ける直接の關係を有せず、一藩の事情之を詳悉すること能はず、加ふるに溫和の資質、過激急進は尤も謹む所なれば、徐々積弊を矯正せんと欲し、執政生田筑後は依然として其地に措き、同關藏人(藏人忠親の義子、白杏公子の第七子なり、祿三千六百石を領す、安政三年三月二十三日御年寄を拜し、後年復籍公子に上る、是より名は懋績、通稱内記と改め、松園と號す)の事務に熟達するの目を待てり、而して筑後等は深意を曉らず先に大光公の用ゐんとせし諸士をば離隔せんとするの傾きあり、即ち辻勘三郎を以て先手者頭に轉任せしめたるは、其班は一二を進むるも、全く君側の列を脱するが如きは一例なり、然れども藩主は轉任の日、君側の長仙石小五郎(後年執政と爲り志摩と稱す、祿千石を領す)をして勘三郎に内命を傳へしめて曰く、姑く忍耐せよと

黒田益之丞施政の緩慢を憤り、常に高間多須衛と相謀り時弊を痛論したるの書を匭函(目

安箱と唱ふ)に投し、或は他の手段を以て隱に權臣を脅迫し、頗る激擧(或は云ふ火藥を壕中に盛り、之を權家の門内に擲ち爆發せしめたりと、果して然るや否や)を爲せり、圖書等之を知るも敢て問はずと云ふ、匭函とは城下要地に設置し、士民の藩主に建白せんと欲し壅塞の憂ひあるものは之を緘書として投入すれば、月初に至り大目附來りて開函し、其書を携へて上城、執政の目前に於て披緘同覽し、事縦令ひ列坐の人に關するも大目附は直に君公に調を執りて呈するものなり

既にして圖書病沒せり、圖書藩政の衰頽を痛み大に釐革の途を講し、専ら其衝に當りたるを以て、當路者の嫌忌尤も甚しく、之を陥れんと欲し讒口日々に囂しと雖も敢て意に介せず、晩年報國の念愈、堅かりしが、不幸先藩主逝き、新藩主繼位日淺く、知遇を受る能はず、時に志を得ざりしが、茲に此計音あるに至れり、其墓碑に曰く、「君諱正憲、字公恤、俗稱圖書、息養其號也、在官卅九年、食邑四百石、以旗長終焉、享年六十又八、實萬延紀元八月五日也、君爲人公正直亮、取與不苟、處事必以義爲質、有古君子之風、以故與時不遇、宅後開賁丘園、栽松移石、日涉以自樂、園與東川接、後門繫釣舟、有時混跡於鷗鷺、晚嗜啞哦、託懷於風月、殆如遺世者、然忠憤憂國之志、老而益壯、嗟乎君蓄大有爲之志、而不得少展其驥足、識者憾之、友人金濟民、表其梗槩於石、爲誦瞻卬之五章、不覺淚之沾襟、

黒田圖書
志を抱き
一事爲す
能はずし
て没す

節山公類
りに民の
痛苦を考
察す

参照 御旗奉行と爲る者、祿四百石に満たざれば拜命の日知行を増加して之に充つ、此四百石の祿にて死没、或は致仕すれば、後嗣者は三百石以上を受けるを通常とす、而して圖書は四百石たりしも、後嗣者は二百二十石の大減を受けるに至る、是執政等の私憤死後に及びたるを證するに足れり。因みに云ふ、前陳圖書の後嗣に反對せる特典を得たるは寺西小八郎の没後と爲す、凡そ祿四百石を領する御用人役の者、死没又は致仕し、其後嗣者は三百六十石以下を受けるを尋常とす、而して小八郎は四百石たりしが、後嗣者は三百八十石を受けたり、是丁卯の冬、國老上言の時に當り、小八郎専ら執政の助力せしを以て功績と爲したる所以なり

藩主の初めて國に就くや先づ民の痛苦を察し、休養を謀らんと欲するに在れば、鷹狩を名とし屢、近郡に巡遊し、殊に代官を召し、左右を斥け親しく民間の實況を諮問せり、文久元年再び國に就くや、直に封内各郡を三回に巡視し、審かに民情を觀察し、孝子義僕等を召して之に賞賜す、又一藩の子弟をして文武の業を獎勵せしめ、頻りに城内に召して其技術を閱覽し、優等なる者は別墅縮景園（是を御泉水と稱す、城下上流川町に在り）の縦覽を許したる等のとを爲せり

参照 各郡巡視は第一を海岸及び諸島とす、依て御廻浦と稱し、六月二十日發船、七月

生田筑後
の政權を
去り關藏
人首位と
なる

執政野村
帶刀命を
矯て近衛
關白を伺
候し全藩
尊王の誠
志を上陳
す

四日歸城。第二を城西の各郡とす、依て西郡の御廻在と稱し、同月二十日發駕、八月二十六日歸城。第三を城東の各郡とす、依て東郡の御廻在と稱し、九月二十日發駕、十月十一日歸城せり

文久二年三月朔日、執政生田筑後を大寄合に轉す、是より關藏人執政の首位（筑後に代り御米銀係りとなる、然れども遂に御年寄上座には至らず）と爲る、是藩主藩情を通觀したれば乃ち爾來見る所を行はんと欲すればなり

執政野村帶刀（祿千石を領す、人と爲り膽力に富み、目文字に乏しと雖も事を跡る明かにして時勢に通曉し、藝藩有用の一人材なり、晩年不遇に死す時に九郎と稱せり、今中丹後の侄とす）江戸に至らんと欲し、八月十六日廣島を發す、時世日々に多難に起き尊王攘夷の論四方に起る、途次伏見驛に至り命を矯て京師に入り、近衛關白に伺候して曰く、松平安藝守使臣なり謹んで藩力を盡し朝恩萬分の一に酬いんと。是廣島發途の前熟慮する所なれば若し矯命の責あらば死以て謝せんと欲するなり、而して己れ此處に滞留し、藩主の上京を促す、藩此報に接し專恣を尤め、死を賜はんとこの議あり、然れども時世己むを得ざるに出たるなれば措て問はず、速に江戸に下らしむ、帶刀直に出發して江戸に向ふ

此年春來藩主は淺野遠江の三原城に在るを召し、國家將來の方策諮詢する所あらんとす、

國老を以て
關與せし
命を發す

内勅我藩
家を爲め
周旋の勞
むを執らし

偶、遠江病に罹り起て能はず、五月輕快廣島に至ると雖も、他病再發殆んど死に瀕す、七月漸く全癒するを以て藩主之を縮景園に召し懇命を下せり、同時金子徳之助も亦召して陪坐せしむ、閏八月七日、藩主殊に使を發し、三國老の家に就き命を傳へて曰く、自今在城、江戸參勤中この日を問はず、國老は時々上城し意見を陳述して上達せよ」と遠江にも亦三家同一の命を命じ、年々殊に廩米一千石を賜ふ、藩制國老の政權に關與せざるや久し、今や閩藩一致の政を施し、大に人材の登庸を爲さんと欲す、故に先づ此特命を發したるなり（遠江は十月十五日以降日々上城政府に參列することを命ず）

同月十七日、京師我藩の留守居職を近衛關白の許に召し、關白内旨を傳へて曰く、蠻夷渡來の後、全國人心不和を生じ、當今の形勢容易ならず、深く宸襟を惱し給ふ所なれば、本年五月關東に勅して皇國の爲めは論ずる迄も無く、公武永く合體のことを謀らしむ、七月朔日、大樹家謹んで叡旨奉戴の上を奏せり、叡意誠に満足し給ふ、然れども事實踐せざれば特別の叡旨關東の奉答其效を期し難ければ、速に其事を行はんとこの叡慮なり、薩州長州既に周旋し、叡感淺からざれば、藝州も亦同一國家の爲め丹精を抽んで周旋あらんとを依頼し給ふ内勅なり」と、此報一到（九月朔日、之を藩中に表發す）閩藩の欣悅知る可きなり、蓋し帶刀伏見驛の決行預りて力ありと謂ふべし、直に中老格淺野外衛をして上京

攘夷の内
勅

藩主初め
て上京す

藩主參朝

（九月十二日廣島を發す）せしめ命の辱きを拜し、誓て皇恩に報し奉らんとを述べ、是より藩士の上京する者陸續絶えず（柳處先府君も亦九月十五日廣島を發して上京し、内密の勤務を命せられ専ら外交を爲せり）十月十五日、外衛を召され、今小路民部權少輔は關白に代り（時に近衛公の病あるを以てなり）更に内勅の一書を下付せらる曰く、攘夷の事、累年叡念絶ゆると無く、方今人民の冀望も亦之を同うす、今や攘夷に決定せざれば人心一致を失ひ、邦内の混淆を生せん、是叡慮を惱まし給ふ所なり、攘夷決定は速に諸侯に令し、籌略の順序拒絶の期限等、衆議相立て奏聞せよこの勅旨を以て幕府に下されたれば、此意を體し叡念徹底の事を周旋し、報國盡忠尙又勉勵せよ」と

同月二十五日藩主廣島を發し、十一月八日京師に入り、洛東高臺寺を以て宿陣と爲す、蓋し今春江戸參勤の期年なるも病を稱して國に在りしが、此年幕府は隔年參勤するの期を緩くし、滯邸の日數も亦大に短縮し、變更のと少しとせざれば、藩主先づ闕下に拜し、而して江戸に至らんとす、京師到達の日直に内勅を賜ひたる奉答書を上つる、同月九日傳奏より命を傳へて曰く、今般攘夷の勅使關東に下りたるは諸蠻の漏聞測り難し、帝都警備せざれば叡慮を安んじ奉らず、警備のと既に關東に命せらる、今や此期に際し入京せり、暫時滯留せよこの叡意なり、且特命を以て明後日參朝の命を賜ふ」と。同月十一日參朝龍顔（孝

初め龍
顔か拜し
奉り天盃
を賜ふ

明天皇)を拜し奉り、朝命優渥なる鴻恩を謝し、闔藩碎身、王事に竭さんことを奏上して退く、此日天盃を賜ふ、同月十三日野宮傳奏より又命を傳へて曰く、攘夷勅命の幕府之を遵奉するは無論なるべしと雖も、安藝守も亦關東に下り周旋せよとの叡慮なり」と。又曰く帝都警備の爲め藩臣を留置せよ」と。此時三條實美等關東に下り、攘夷決定の公布を幕府に促すを以て、藩主は翌日(十四日)京師を發し江戸に向ひ、而して國老淺野豊後を留めて軍隊を統轄し、皇城を守らしむ、攘夷勅定あるや諸外國渡來の風聞頻々相報するを以て、同月二十三日野宮傳奏より我藩守衛の軍隊警備配置の方法尋問あり、豊後直に近畿及び近海の海陸防衛守禦の籌略を悉して其意見を上つる、而して藩主は江戸到達の後、閔老松平勝行(豊後守)に面し攘夷勅定の上は速に貫徹履行あらんとを演ぶ、勝行曰く、勅答大意既に定り攘夷のことに決せり、然れども其之に對する策略及び期限は明春將軍朝覲して奉答せんとす、故に尙意見を陳述せられよ」と(藩主の意見は明年正月十四日幕府に提出せり)

此年藩内に在ては服制を定めて從來纖弱の風を更め、甲州流の軍備を廢して専ら泰西隊伍の編制を用ゐることに定め(開業は明年正月二十五日なり)、飼鷹の官「花園の設け其他冗事に渉る者は盡く廢止せざるは無し、而して辻勘三郎の久しく失意の地に立ちたるを累りに

藩政大に
改革の端
緒を開け
り

藩士類々
尊王の事
に従ふ

拔擢して執政となし(十月二十三日命を拜す)又諸藩の士、尊王攘夷を唱ふる者往々江戸に會し事を謀議するを以て、我藩士の江戸に在る石井雄之介「岡田兵三郎(後年完六と改む)安藤保之進」片田春太「立野一郎(後年寛と改む)木原秀三郎(秀三郎は藩内賀茂郡豪農の子なり、少壯大志を抱き四方に周遊し、安政の末年江戸に來り、幕臣勝麟太郎今のの門に入り、資金缺乏大に辛楚を嘗む、然れども志屈せず天下著名なる憂國の士と深く交を結び、尊王に従事せり、時に本藩に登庸す、今の木原適處是なり)等に命じ、各藩の志士と相會合し交誼を結び、専ら尊攘の實を擧んとを盡力せしむ(明年即ち文久三年正月二十四日、執政辻將曹勘三郎の改稱をして上京せしめ植田乙次郎今の山田養吉田口太郎今の川合三十郎船越八左衛門今の星野文平等を率ひ外交を專一とし、尊攘のことに盡力せり、別に又強健の士を撰び、闕下の守衛に充つ)十二月二十五日、藩主子なきを以て任支封近江守(長興宗家に入り茂勳と改め、明治維新に際し長勳と改む、今の正二位勳一等侯爵坤山公是なり、節山公初め支封家に在りし日、坤山公は其家の義子となり、今復た宗家に入りたるなり)を嗣子に定む、爾來父子心志を一にし、藩内を指揮して王事に勤む、嗚呼是藝藩の君臣が全力を國家に盡したる起りにして、蓋し皆大光公の遺志を繼ぎ素懷を遂げたるものと謂ふべく、明治中興に當り翼賛の功顯然として維れ舉り、勤王列藩中、藝藩は特に指を七藩(我藩及び

節山公父
子一意に
王事に勤
む

尾州「越前」薩州「長州」土州「宇和島の六藩」中に屈せらるゝに至りたるもの豈偶然ならんや

藝藩三十三年錄終

藝藩三十三年錄附記

本錄既に印刷家に付し鉛槧の業を執らしむるに當り以爲く、本錄往々官名を記載し職事を陳述すも、其全般の大略を示すに非ざれば未だ以て慊如たらずと、偶々家藏官祿記といふものあり、大父巴三先生(諱は元成、貫六と稱し、巴三は其號とす)が居常机右に供し、本藩侍士の黜陟其他の異動ある毎に加除せし簿冊にして、易簣の前年即ち天保十年六月十五日を以て最終の調査とせり、柳處府君曾て曰く、是先子手澤の存する所なれば先子長逝の後、一片の姓名紙牌に訂正を爲さずして保存せり」と、然れども今や歲月の久しき、多少姓名紙牌の脱失を免れずと雖も幸ひに此記あり、又阿兄山下豊穂君が文久二年十二月下旬に編纂せられし藝藩有司錄(侍士分)といふものあり、皆是本錄年限内に恰當するを以て兩々對比して官名及び現員(姓名及び各自の俸祿は略す)を謄寫し、尙参照の部を設け、所藏の古記類を參酌取捨して兩記録の補缺と爲せり、然れども事固より急遽の着手に出で、把筆纔かに二日間脱稿したれば、参照の部の如きは記憶十中の八九に居るものにして、完全なりと謂ふべからざるも、大體に差異なきものと爲す(官祿記に官名ありて茲に謄寫せざるものは天保年前に廢止せられたるなり)

因みに云ふ、文久三年以後藩政大に改革を加へ、官職の如きも新置」又は廢合あり、爲めに慶應三

年に至る五年間に、御小姓組番頭。同次席。御側御用達。大御目附次席。郡御奉行。同格。御軍艦奉行。御側者頭。郡廻上席。御大筒奉行。新組頭、組頭。御側者頭添役上席。御側者頭添役。同次席。御中小姓頭取。其他若干の新名顯るゝに至りしが、兩調書後の新出は無論なり、且王政復古の煥發に基き慶應四年（即ち明治元年）五月十八日大に藩制を一新し、御年寄等を廢し、舊官名多くは存せず、爾來變更の枚擧に遑まらざれば、別に廢藩迄の詳細を記録とし、本調書の不備を完うする要あれば他日に譲る。 明治二十六年四月三日の夕

元凱錄

天保十年六月調

文久二年十二月調

御家老	三	御家老	三
御家老並(官祿記に載せず)	一	御中老格	一
御中老	一	御年寄上座	一
御中老格	一	大寄合	一
御年寄上座	一	御年寄	六
大寄合	一		
御年寄	六		

参照 下段七名とあるは文久二年の頃初めて増加せしならん

御年寄見習(官祿記に載せず)

一〇

御番頭

一一

御番頭 参照 内一名は御留守居御番頭と唱へ無職御馬廻の老幼にして前軍に加らざる者等を集合して一組とし之を統率す

御番頭格

御番頭並

若御年寄

若御年寄格(官祿記に載せず)

御寄合

御旗奉行

御用人上席

参照 此一名は本職下位に在るも特に待遇を進めて御用人上席同格とせし者なり

御近習頭(官祿記に載せず或は廢官ならん)

参照 此二名は御用人の本務に在り功勞高きが故に上席に進めたる者なり

御用人

一〇

御用人

四

一二

参照 内一名は特遇者たると御用人上席の部と
同じ(以下内何名特遇者と記し詳載せず下段之
に準ふ)

参照 内一名は上段に同じ

御用人見習(官祿記に載せず)

一

青山様(支封家、以下同じ)御家老

一

近江守様(支封家の主君、以下同じ)御家老

一

御用人並

一

御用人並

五

大御小姓頭(内二名特遇者)

五

大御小姓頭

三

大御小姓頭之次

一

大御小姓頭之次(特遇者)

一

青山様御番頭

一

近江守様御番頭

一

御騎馬弓筒頭(内二名特遇者)

五

御騎馬弓筒頭

三

御騎馬頭格

一

御騎馬頭格(悉皆特遇者)

二

御中小姓頭(内一名は特遇者ならん)

五

御中小姓頭(内一名特遇者)

九

御中小姓頭次席

御側御用達役

先輩次第

一

参照 先輩次第とは兩官拜命の者を混合し前日の受命者を以て上席と爲し、官名を以て席次の區別
を立てざるをいふ

大御目附(内二名特遇者)

四

大御目附(内二名特遇者)

四

大御目附格(悉皆特遇者)

五

大御目附格(悉皆特遇者)

四

大御目附次席(天保以前或は廢官ならん)

一

参照 以上職祿の額、又は雜種の給與に於ける多寡あり、而して待遇も亦輕重ありと雖も、俗に長
柄以上と稱し、藩内にあるも長柄傘を鹵簿の中に加ふるを得る顯達の地位を占むる者なり

御留守居

三 御留守居

三

御留守居格(官祿記に載せず)

一

御留守居次席

一

並寄合

二

参照 祿千石以上の者に非ざれば此官に命せざ
るが如し、而して之を命せらるゝ者は御年寄又
は御番頭の者過失あるも全く罷免するに及ばざ
る時に下して此地に置く、而して又公孫以下初

並寄合次席(官祿記に載せず)

参照 祿千石未満の者を以て命す、蓋し文久の

歩の地位ともなれり

御先手者頭

二四

御先手者頭次席

二〇

参照 此官名を以て命を拜する者あるに非ず、唯其待遇する所の地位にして左に羅列する諸官の席次たるなり

但先輩次第

頭一時便宜の爲め設置せしが如し
参照 上段に同じ

二四

二六

御廣式重役

御廣式重役

少將様(溫徳公)御側頭

四

御住居附御廣式御用人

御住居附御廣式御用人

三

御傳役

一三

御傳役

二二

御傳役とは藩主家より他藩に婚姻したる夫人の終身之が傳として附屬せしむる者なり、各家に二名とす、若し江戸邸常住の者を以て用ゐれば一名とす

郡御奉行(官祿記に載せず)

六

御先手者頭

御先手者頭

御先手者頭次席

二四

但先輩次第

御廣式重役

少將様(溫徳公)御側頭

御住居附御廣式御用人

江戸御廣式重役

御傳役

二二

二二

二三

二四

参照 郡御奉行は御用人又は御用人並の中より

一科として兼務するの例なり、然れども時に此地位に置くことあるが如し、未だ詳なることを知らず

町御奉行(内一名加役なり)

三

町御奉行(内一名特遇者)

三

町御奉行格(官祿記に載せず)

一

御船奉行

一

御船奉行

一

御勘定奉行

六

御勘定奉行

六

御勘定奉行格(特遇者)

一

御勘定奉行格(特遇者)

一

御普請奉行

二

御普請奉行

二

宮島御奉行

一

宮島御奉行

一

近江守様御用達役

三

近江守様御用達役

四

新組御者頭

八

新組御者頭

八

御持弓筒頭

一〇

御持弓筒頭

一〇

御供頭

三

御供頭

三

先輩次第

供

持(内三名特遇者)

先輩次第

供

持(内四名特遇者)

藝藩三十三年録附記

七

御持弓筒頭格(官祿記に載せず)

御持弓筒頭並(同上)

御持弓筒頭次席

大阪御役人

京都御役人 先輩次第

御歩行頭

參照 大阪「京都御役人とは各所我藩邸の主任者なり、故に大阪又は京都御屋敷番、或は御留守居と記する者あり、未だ詳なることを知らず

御歩行頭並

御歩行頭次席(一名加役三名特遇者)

參照 以上は布衣以上と稱す、大禮式即ち藩主束帶の時等に於ける布衣着用するを以てなり、又俗に以上を旅長柄と稱す、藩外に出るとき長柄傘を携持し得らるゝを云ふ

御作事奉行

郡廻(宗旨奉行兼帶)内二名特遇者 先輩次第

一 御作事奉行

七 郡廻(内二名特遇者)

御持弓筒頭次席(特遇者)

御歩行頭

京都御屋敷番 先輩次第

大阪御屋敷番

御歩行頭次席(一名加役五名特遇者)

御山奉行

參照 郡廻の内一名は三次町方引受として同地町御奉行のを行ふ、尾道町御奉行の上に或は三次町御奉行の座を設けたるものあり、然れども此名天保以前に於て廢したるが如し書して備考とす

參照 上段に同じ

御目附

參照 布衣着用のことを記録せしものあり

一〇

御目附

御使者

上席 先輩次第

御鎗奉行

御使番(内一名特遇者) 先輩次第

御鎗奉行

御使番

次席 先輩次第

御鎗奉行

參照 以上は三百石以上の官職(御普請奉行、近江守様御用達役、御作事奉行、郡廻、の如きは二

御使番(内一名特遇者) 六
御鎗奉行 三
御大筒頭 一〇
參照 御大筒頭官祿記に載せず後年の新置なればなり

百石乃至二百五十石なれど、他の給與を以て三百石に適當すとす、故に本祿之に充たざれば在官中職祿即ち御役料を以て補足し、馬を飼養し、鹵簿中鎗奴を従はしむ、故に俗に馬持以上とも云ふ一疋(馬)一本(鎗)の俚諺蓋し之より起りしならん

御側詰上席 御膳番頭取 (特遇者) 一 御側詰上席 御膳番頭取 二

御側詰 御膳番帶役 (内一名特遇者) 八 御側詰 御膳番兼役 六

御側詰格 一

御側詰次席 八 御側詰次席(内一名特遇者) 一〇

参照 以上を御直支配と稱し、官職受命は藩主の前に召し、口づから之を授く、俗に御前御用といふ、故に別に辭令書を與へず

尾道町御奉行 一 尾道町御奉行 一

御藏奉行上席 六 御藏奉行上席 一

参照 此内特遇者あり、又他の官名にて席次此 参照 上段に同じ

上席たるものあり即ち左の如し 御住居附御廣式御用達役 四

御住居附御用達役 五 御廣式御用役 六

特遇者 一 特遇者 一

但先輩次第

御藏奉行 二 御藏奉行 三

御藏奉行次席 一 御藏奉行次席(特遇者) 一

御銀奉行 二 御銀奉行 二

御武具奉行 二 御武具奉行 三

御武具奉行格 一 御武具奉行 三

御武具奉行次席(悉皆特遇者) 三 御武具奉行次席(悉皆特遇者) 三

参照 以上の官職受命は、當日御側詰次席以上の補任者あらば藩主の前に召し口授せしも、之なれば主前授命の限りに非ず、故に俗に御前御用といふ

○以上の官職は必ず知行に非ざれば命せず、故に切米の者にして此任命あらんとすれば本録参照し祿制の部に示したる新知拜領か又は御直しの命ありて知行取りと爲す(文久三年後は勤中百石の制を設け切米者のまゝ、勤務中百石とし御側詰頭取以下) 御武具奉行次席以上たるを得たり

御奥小姓 二二 御奥小姓筆頭(内二名御番外) 五

参照 内二名を御持頭同格とし、三名を筆頭、 御小納戸 三

三名を御小納戸とせり 御奥小姓 一二

○世子扈從の官名人員は總て藩主の扈從と同じ
○官祿記及び他の古記に於て御奥小姓の上に左
の名目を存せり

少將様御近習詰頭取

少將様御近習詰格

但馬守様其外

御方々様 昵近

何某様 昵近見習

少將様とは藩主致仕後の稱する所なり但馬守様
も同一ならん御方々様、何某様は公子を指す。

又此處に少將様御近習詰の名を存記せざるは或
は脱落ならん

○御奥小姓の次ぎに若殿様御抱守といふものあ
り世子幼時の傳たる者ならん

御奥小姓格

一二

少將様(溫徳公)御近習詰頭取

少將様(同上)御近習詰頭取見習

少將様(同上)御近習詰

四

四

一四

御奥小姓次席

参照 官祿記及び他の古記に左の名目あり記し
て備考とす

少將様御昵近詰並

但馬守様其外

御方々様 御側方

何某様御側方

少將様御昵近詰並ありて單に御昵近詰の名を存
せざるは或は脱落ならん

御納戸奉行上席(官祿記に載せず)

御納戸奉行(内一名待遇者)

御納戸奉行格

参照 皆待遇者にして各自姓名の側に御住居附
御廣式御用達添役又は同御勝手方と記せり

御廣式詰

御納戸奉行上席

参照 皆待遇者にして各自姓名の側に御本丸御

廣式詰御番外、御三丸御廣式詰御番外と記せり

御納戸奉行

参照 内二名同格にて御住居御勝手方と記せり

三

四

三九

參照 下々に御納戸奉行次席と細書せり

御廣式詰並

四

御納戸奉行格
御住居附御廣式御用達添役

一四

何某様御近習方並(突然此名を載す)

一

御納戸奉行次席

御廣式御賄方(或は江戸の二字冠するあり)

一

御廣式詰

四九

御奧詰

五一

御廣式詰並

四九

御奧詰次席

一

御奧詰

五三

御用達所詰(御用達所御小姓組ともあり)

七

御用達所詰

三八

御祐筆

三

御祐筆

三

參照 以上は御家老より階級の順序なり◎以下は官祿記有司録とも皆順序に依らず一官毎に記録

したるものなれば筆の初めにあるを以て上級と爲すに非ず

○從是以下一役限之座順

○以下一役限之座順

御側醫師

七

吟味役(御勘定所の四字を加ふるは上段に同し)

二二

御側醫師並

一七

參照 之を區別すれば左の如し

一一

御馬醫

七

御勘定所吟味役

一一

御別當

三

近江守様附

四

御船作事所詰

一

學問所世話役

二

吟味役

一七

郡御役所へ出勤

二

參照 吟味役の冠首に御勘定所の四字を加ふる

御軍方掛

一

を可とす内三名は同格を以て青山様附なり又郡

御船手作事所詰

一

御役所詰もありしならん

京都御留守居添役

一

學問所世話役

一

浦邊御藏奉行

七

浦邊御藏奉行

五

御大工頭

二

割奉行

六

割奉行

四

蒲刈繫船奉行

一

五箇所口屋番

五

御鷹方 有司録に此名なきは廢止後の調なればなり

五

御側醫師

六

御大工頭

三

御側醫師並

二〇

口屋御番(草津、廿日市、攻波、大野、小方、木濱、)

五

大御小姓(三組)

五六

三之御丸番

一

三之御丸番

一

江波御番

一

御代官

一九

伏見御屋敷番

三

蒲刈繫船奉行

一

御馬乘方	一二	伏見御屋敷番	三
御代官	一八	御騎馬弓	一七
大御小姓(三組)	四八	御騎馬筒(二組)	三六
御騎馬弓	一七	棒火矢方	一一
御騎馬筒(二組)	二七	御別當	三三
棒火矢方	八		

参照 以上は侍士大小官職の名とす、此内三之御丸番、御代官、蒲刈繫船奉行、伏見御屋敷番の如きは各職命の辭令書を承ると雖も、其身分は其マ、籍を御馬廻に存し御留守居御番頭の配下に置く、然れども御代官は職務郡御奉行(御用人又は御用人並)の下に屬し且本祿外の給與は御側詰以下最も多額なる者なり、又首坐となれば待遇は必ず郡廻同格に爲し、或は御勘定奉行格に進むる等の特典をも有す、尙是等の概旨を記しておく必要あれば他日を期せん

○御納戸奉行、御廣式詰、御祐筆、吟味役、等は必切米の者を用ゐ、此中に知行の者あるは新知拜領又は御直しの榮典を得たる者なり

○割奉行、口屋御番、御騎馬弓、御騎馬筒、棒火矢方、御別當、等は切米の者のみにして當官職に於て知行の榮典を蒙りたることを聞かす

前陳の外侍士と稱するものは左の如し

- 御馬廻 (知行無職 十一組)
- 御中小姓(切米無職 四組)
- 外様儒醫組(知行「切米」扶持方を混入す)
- 別格(儒醫の一種なり特別に此名を付す未だ其由來を詳にせず)

參照 以上の外に其人一世侍士に準ずる者あり、又御歩行組にて御書翰方及び御書翰方列に進む者は待遇殆んど侍士に同し

○無職御馬廻三百石以上の者は待遇總て御鎗奉行に準ずるも順序は御祐筆の下に列す。又大御小姓及び無職御馬廻三百石未滿の者は前陳一役限之座順と記せし諸官中に於ける切米取りの上におけりと覺ゆ

有司錄の末に文武師範の姓名を列記せり茲に其概數を擧ぐ(因みに云ふ弓術「棒火矢は文久三年の春之を廢止せしに依り其儘掲ぐ。又同年正月講武所設置以來文武の業大に變動し幾沿革あるも文久二年前に關係なきを以て記載せず)

儒家	九
兵學(内一名は和禮を兼ね)	二
砲術	二
弓術	六
棒火矢	二
劍術(内一名は居合、半弓、を兼ね)	三
鎗術(内一名は長刀、一名は居合組討、を兼ね)	六
馬術	二
右兵學「鎗術に各一名。弓術」棒火矢に各二名は嫡子の召出されに依り計數を省く。又此處に羅列	

するの外御歩行組以下には砲術、劍術、鎗術、其他烽火、柔術、水練、等の師家あれども調査し難きを以て載せず。又侍士武技の師範には師家と唱ふるあり只弟子有之分と唱ふるありて區別す御馬廻以下の記事總て上段に同じ。御中小姓は文久年間より八組と爲す

藝藩三十三年錄附記終

藝藩三十三年錄跋

右藝藩三十三年錄。縣人小鷹狩希杜著。起天保元年。止文久二年。蓋天祐公之薨也。世子尙幼。識者多屬意於公子右京君。執政獨貪其幼。稱遺命立之。一時異議者排斥殆盡。於是。諂佞成風。藩勢一變。及大光公襲封。素有英邁之資。衆想望風采。士氣稍振。姦臣斂手。有距脫茅茹之勢。而不幸早世。善類又擯于時。其志行無知而稱之者。遂致令有一藩無人之譏。豈不悲乎。諸賢固非求名者。然爲國捐身縋縋不能自息之至誠。亦有足傳焉者。是希杜之所以有此著也。或謂此三十年間。實藩政壞亂之極。臣子之

所不忍言。而詳錄不隱諱。希杜何忍也。曰昔者蘇子瞻論
屈建曰。棄父之遺言而不用。人情之所忍乎。是必有大大
忍於是者而奪其情也。予於希杜亦云。不然。希杜豈忘父
母之邦者乎。

明治壬辰之冬。小石河野徵撰

蘇子瞻論
屈建曰。棄父之遺言而不用。人情之所忍乎。是必有大大
忍於是者而奪其情也。予於希杜亦云。不然。希杜豈忘父
母之邦者乎。
蘇子瞻論
屈建曰。棄父之遺言而不用。人情之所忍乎。是必有大大
忍於是者而奪其情也。予於希杜亦云。不然。希杜豈忘父
母之邦者乎。
蘇子瞻論
屈建曰。棄父之遺言而不用。人情之所忍乎。是必有大大
忍於是者而奪其情也。予於希杜亦云。不然。希杜豈忘父
母之邦者乎。

著書來歴

藝藩三十三年録

全一冊

右は天保元年より文久二年に至る三十三年間の記録にして筆を藩政の頽陋より起し後年慨世諸士が百千の辛酸を嘗め最初事多くは蹉跎に歸するも屈せず撓まず時弊の釐革に滿腔の熱情を濺ぎ故藩主大光公の遺志を紹ぎ遂に閩藩をして勤王の大義を奉せしむるに至らしめたるの顛末を録し又参照の部を設け及び附記の篇を掲げ専ら藩の制度を記して考證の便を與へたる小史なり

起 草 明治二十年月日不明 稿 了 同二十五年九月十五日

初度印刷 同二十六年四月二十八日 初度發行 同年五月三日

但今回の再版に際し多少正誤補修せり

弘州府屋草高

庚辰自記家承

題詩

往事茫茫幾變遷。殘軀多淚易潸然。書中知己
渾爲鬼。霜露傷心八十年。

同公未元汶淵老漁 山田脩平翁

大政細談謀慮深。餘閑抽筆寓胸襟。弘洲遺事
描來好。亦是思鄉一片心。

四前交日十竹山人里山田養吉翁

明治癸巳九月。入郷里

二十年來在帝京。人生誰莫首丘情。水明山紫

如迎我。風物依然廣島城。

同乙未元日

六師連捷掃胡塵。旗影紅噉與歲新。大纛來

臨廣陵上。恩威所尙物皆春。

錄舊製二首。以代自序。

源元凱

廣島蒙求 一名弘洲雜話緒言

同郷の青年諸子は、余が事の情に濶れるを顧みず、古來郷里先輩の美蹟逸事にして以て聞くべく、以て傳ふべきものは談話せよと請はるゝと最と多かりき、然れども余の舌極めて訥なれば、争でか快辯を振ひ以て諸子の満足を得せしむべき、況や余の記憶にして傳ふべく、聞くべき佳話雅談の乏しきに於てをや、只其れ世に大益なきも、之を存すればとて小損なく、郷人盍簪して舊情を尋ぬる時などは、興味添來る話柄の余が胸中に蓄積する所なきにあらざれば、徒爾一場の茶話とせず、乃ち筆硯に寓し、多數諸子の一覽に供せんと欲す、是余の澁文を辭せず此著ある所以なり

茲に一言を要するにあり、先子梅鶴君（實父）の纂輯し給ひたる梅鶴閑話といへるは、舊藝藩封内に於ける、士民の顯著なる事蹟は、細大列記して殆ど漏洩する所なし、而して之と重複せざることは、努めざるべからず、是を以て本著纔に八十の標目に過ぎざることなれり

人の稱呼は、號若くは通稱を用ひ、名及び字の明瞭なるは、括弧内又は附言に載録す、又同一人の事なるも、標目を變する毎に、必ず苗字を用ひたり

假字遣ひの濫用は藝藩三十三年錄緒言に謝述せるが如し、又記事先子に及ぶも、其稱呼に尊稱（舊藝藩主及び公子は例外とす）を用ひざること、又括弧内に記する官職の名に御字の敬唱を冠することは、

同録緒言の例に依れり

諸談話の出處は之を傳へられたる古老先輩の氏名に於ける記憶に存すと雖も、一標目の文中に數人よりの傳聞を纂めたるもの亦尠からず、是等を區分して細書せんとすれば煩雜を免れざるが爲め、其氏名は一切記載せざりき、然れども附言中には、偶、記載する者あれども、號又は通稱の下に尊稱を加(先子は例外とす)へざりしは、本文の例に従ひたるまでにて、敢て敬意を缺けるに非ざるなり

明治二十八年六月十一日、初めて筆を把り、同年十二月中に略稿を脱す、然れども尙續いて正誤又は加除し來りしが、同三十年十二月を以て定稿完結とす、同三十一年後に至り、法律の新布に依り、郡名變換せしもの等は「補正」の一畫を設けて、其事由を載せり、同三十三年五月二十七日、東京市牛込區市ヶ谷砂土原町二丁目七番地の弊樓に於て元凱識す

附言 題を廣島蒙求とせし由來は往年同郷の某翁本草稿弘洲雜話を一讀して曰く、是廣島蒙求なりと、爾來友人之を見て同く廣島蒙求なりと呼し者數名あるも、當時余は何等の感觸なかりしが、日月を経るに従ひ以爲く、元これ一場茶話の記文に過ぎれば、弘洲雜話の名素より適當せるも、多數諸子の記憶に留むるは余の希望なれば、人の耳目に入り易からんと欲し、爰に之を廣島蒙求と改題し、而して前題は一名として存せし所以なり、明治三十七年十一月六日元凱再録す

廣島蒙求 一名弘洲雜話 卷上 標目

二公の所長(其一)	一	明君の難答(其二)	二
堀江の質朴(其三)	三	放縱の免職(其四)	四
春水の兄弟(其五)	四	一門の善書(其六)	六
頼氏の系譜(其七)	九	鼠筆の揮灑(其八)	三
杏坪の勤勉(其九)	三	購書の返還(其一〇)	一五
朴直の此翁(其一一)	一五	改心の君子(其一二)	一八
關所の通拔(其一二)	一九	削膳の驚愕(其一四)	一九
築山の清廉(其一五)	二〇	能吏の半眠(其一六)	二二
浴中の洗濯(其二七)	二二	三角の木牌(其一八)	二二
改名の竊嘲(其一九)	二三	府中の山名(其二〇)	二三
離杯の紛擾(其二一)	二四	弱冠の全讀(其二二)	二五
霜山の辭藻(其二三)	二六	棕廬の技能(其二四)	二七
二人の碩儒(其二五)	二六	生兒の賀詩(其二六)	二九

貧困の記憶(其二七)……………三〇
 學書の千遍(其二九)……………三二
 月性の誤想(其三一)……………三三
 慈母の眞愛(其三二)……………三三
 虎山の建碑(其三五)……………三六
 種痘の潤筆(其三七)……………三六
 聖山の眞情(其三九)……………三九

名文の進歩(其二八)……………三一
 賦詩の遅速(其三〇)……………三三
 比山の分取(其三二)……………三五
 祖母の督責(其三四)……………三七
 運筆の天然(其三六)……………三九
 嚴格の藥石(其三八)……………四一
 三山の親交(其四〇)……………四二

廣島蒙求 一名弘洲雜話 卷下標目

僞僕の氣焰(其四一)……………一
 志士の破囊(其四三)……………三
 血判の誓詞(其四五)……………四
 二隻の汽船(其四七)……………六
 少年の大膽(其四九)……………八
 二枚の蒲鉾(其五一)……………九

費金の分擔(其四二)……………一
 不平の吹奏(其四四)……………三
 談後の饗酒(其四六)……………五
 理財の機敏(其四八)……………七
 蝸亭の廢謠(其五〇)……………九
 資性の相反(其五二)……………一一

竹腰の酒越(其五三)……………二
 三士の強力(其五五)……………四
 脱俗の醫者(其五七)……………六
 訥辯の博識(其五九)……………七
 桑宅の書法(其六一)……………九
 詩作の借用(其六三)……………一〇
 武人の解字(其六五)……………一三
 安藝の三辯(其六七)……………一五
 豆茶の諧謔(其六九)……………一六
 頭顱の揮毫(其七一)……………一六
 俗物の再審(其七三)……………一〇
 鹿麟の奇逸(其七五)……………一三
 良豎の酒病(其七七)……………一四
 歌道の衰微(其七九)……………一六

湯翁の嬰鑠(其五四)……………一三
 服紗の注意(其五六)……………一五
 紙筆の畫菊(其五八)……………一七
 近眼の履尾(其六〇)……………一八
 柳下の痰汁(其六二)……………二〇
 南都の詩賦(其六四)……………二二
 觀劇の興味(其六六)……………二三
 大津の車牛(其六八)……………二六
 辱死の七古(其七〇)……………二六
 小石の頓智(其七二)……………二九
 裸體の一刀(其七四)……………三一
 趙括の圍碁(其七六)……………三四
 忠告の如何(其七八)……………三五
 賢主の逸事(其八〇)……………三六

右標目順序は大凡年代を以てすと雖も、事蹟の接續、種類の擬似等は連掲せし爲め、必ず然

らざる所あり。又草按の中頃より標目は韻語にせんとせしが、之が爲め文章の改作を要し、且目數寡少にして適當なる配合を得ざりしゆゑ遺憾ながら停めたり

廣島蒙求 一名弘洲雜話 附錄目次

金子霜山先生の事蹟(第一)	小鷹狩元凱	一
僊風先生辻維岳君の略履歴(第二)	同	一〇
貞淑なる老婦人 <small>附白杵公子智馨尼の往復文</small> (第三)	同	一七
野村文夫君略傳(第四)	〔眞木幹之助 小鷹狩元凱補稿〕	三
定齋加藤先生墓誌銘(第五)	金子濟民	三七
御祝文案 <small>附二葉山々名の出處</small> (第六)	加藤景績	三六
送津村明甫序(第七)	阪井華	四三
聖山仁山詩、虎山評(第八)	津田尙岳	四四
仁山詩(第九)	津田岳	四六
復小鷹狩希杜(第一〇)	楠本孚嘉	五一
淺野清光公及び同節山公諱の讀みかた(謹告)	小鷹狩元凱	五三

廣島蒙求 一名弘洲雜話 卷上

安藝 小鷹狩元凱 著

〇二公の所長(其一)

封建のむかし、淺野家に於ける藩主歴代の談話となれば、古老能く第七世の體國公(諱は吉長)と、第九世の恭昭公(諱は重晟)との聰明を併賞して傳へけり、然れども此祖たり此孫たる二公の事の蹟に就き、各自の所長を熟察すれば、豈區別する所なしとせんや。體國公は深く心を政治に用ゐられ、老年老ゆるに至るまで屈撓の色もなく、退隱の念もなくして七十有二の高齡を以て長逝し給ひしが、在世中、天資の豪邁勇敢なる所よりして、自然と事物に猛進せるの故にや、財政の出納は平衡を得ずして、倉廩爲に匱乏を告げたりとなん。恭昭公は祖君の世、既に財政の收支相償はざるを見るのみならず、父君鶴阜公(諱は宗恒、第八世)の世に至り、災害大に來り、且同公は或る事情よりして早く致仕し給ひたれば、財政の整理たるや、營むに時日なかりき、斯の如き父祖兩君の後を受けたる故をもて、謂はゆる大阪御藏元(富豪たる債主をいふ)なるものに對する負債は、積んで山の如くなりしが、温厚儉素の性質を以て、孜孜として治務に勤勉し給ひたれば、百般の制度爰に擧り、文武の兩業維興

り、閩藩の富饒殆ど空前なりといふ。一日有司は上言すらく、今や財政に餘裕を生じたれば、大阪の負債は悉く償還して、御藏元との關係を絶たんと、恭昭公は之を非としてのたまひき、是最と易き事なるも、藩屏の職を守るもの、一朝外患の如き不測の變起り、延及して數年に涉ることあらば、或は軍資の閉塞せんとも保ち難し、是等の時に當り、財政の融通を憑むべき者は大阪に於ける藏元のみならず、然るに之と平素の交誼を疎絶しおくは、緩急の日如何して用途を辨じ得べきや」と、是に於て半は有司の言をも思ひ、半は後圖の爲め、只富豪鴻池に向ひて、金額僅に三千兩(金額は只口碑に依る)の負債を存しおき、勘定所上下吏員の定時大阪に在役するとは、舊例の如くせしめたりとなん。同公は、五十七歳のとき、嘉應して封を世子天祐公(諱は齊賢、第十世)に譲り、功名俱に高く、齡七十有一の冬を以て、亡き人の數に入り給ひぬ

○明君の難答(其二)

閣老田沼主殿頭(名は意次)が幕政を專にせしとき、勢ひに乘じ封を安藝の國廣島に轉せられんことを欲したりき、蓋し志を遂れば、石見の國江津川と、藝の大田川との山間を開鑿して水路相通じ、北國より上國等に運べる、無數の米穀其他の雜品を皆此川に下して廣島に湊め、是より再び海送せば、長門の海を迂曲回鑿して長日月の危険を侵す憂を除き、且廣島を利すると夥多ならんとの冀望に起れりといふ、然れども藝は大藩なり、閣老の威權赫々たるも、争でか擅に之を斷行し得べき、是に於て人

をして窃に其冀望を以て、藝藩に協議せしめて曰く、議相整へば轉封の地、藝侯の指示する所に從はんと、時に藩主恭昭公は、有數の明君にておはせしかば、敢て之に屈從し給はず、彼既に意外なる談緒を開けり、我も亦彼の應ずること能はざる難題を以てせん」と、乃ち答へしめていへり、播磨全國にして、一杯の土、一掬の水、之を遺す所なく悉く我有に歸すれば、轉封のと豈辭する所ならんや」と、畢竟播磨一圓は、土壤の豊饒、收得の税額、藝備十六郡の封土に比較して、優に超越すればなり、是の難答は、主殿頭の勢力と雖も、如何ともすること能はず、其議遂に止みたりとなん。或はいふ播州に轉封せば、江戸參勤の往復里程を減殺し、經費の益も亦尠少ならず」と

○堀江の質朴(其二)

堀江典膳(名は維徳)は、藝藩執政(御年寄)中に在り屈指の人材なり、大に藩政の改革を畫したれば、事の緒に就きたるもの頗る多く、之を寛政度の御改革と唱へり、然れども滿腹の經綸は全く施行すること能はず、事業中途にして、故あり執政より轉じて大寄合と爲る、是俗諺にいへる、蒲團の上に投られたる左遷なり。典膳士家に生るゝも、初め薄祿赤貧にして、坐上纔に藁の「ムシロ」を敷て之に起臥し、米麥は自ら舂きて之を食ふ等、淺猿き生活なり、されば後年職は執政に昇り、俸は千六百石を得るに至れるも、常に質朴を守り、毎年一回、居室の「タ、ミ」を除て「ムシロ」と敷き代へ、舉家團欒之に座して飽食を爲し、且此日主人自ら一斗の米を舂きたりといふ、これ貧時の昔を忘れざ

る戒めなりとかや

○放縦の免職(其四)

林又一(名は守興、字は子起、一時軒と號す)は、香川南濱(名は蓋臣、字は爾公、脩藏と稱す)の高弟なり、深く徂來學を信じて、經世の道に明なれば、藩主恭昭公大に之を用ゐ給はんと欲し、既に大目附と爲せり、然れども人と爲り放縦にして小節に拘らざれば、世の物議を免るゝと能はず、公も亦之を惜まるゝも、我の力にては到底用ゐ難しとし、止とを得ず其職を免め給ひたりといふ(寛政六年九月大目附を受命し、同十年二月罷めらる)。又一免職となる前夕、御用之儀候條、明何日何時、登城せよとの公文に接したれば、必定免職ならんと推測し、翌朝登城のとき、今日は邊幅を飾る終りなりとて、大目附の儀式上に係る行列は残す所なく悉く率ゐたり、而して果して免職となりたるをもて、鎗も長柄傘も合羽籠かっぱかごに括り着け、自ら擔ひて歸宅せしとなん、これ又一の放縦を見る一端といふべし

附言 平素城下に於て、鎗を携ふるとを得らるゝは、官職鎗奉行以上の者、其以下は本祿三百石以上の者。長柄傘を携ふるとを得らるゝは、官職大目附以上の者なり、尙藝藩三十三年錄附記を參觀すべし

○春水の兄弟(其五)

藩公屏風一雙を製し、浪華の富豪鴻池善右衛門に賜はんと欲して揮毫を頼春水に命じたり、春水乃ち藩の學問所(廣島城の裏御門と唱へし即ち東門と濠を隔て、相對する所に建設ありしが、今は師團の兵營地となりぬ)に於て其技量を振へるの日、之を傳聞して來觀せし諸士も多かりき、既にして書は成れり、筆力は適勁にして、瞬息飛動更驚人、一聲霹靂龍蛇活。」との古人の詩句も、贊辭とするに足らざれば、衆皆嘆賞して止まず、春水頗る得色ありて曰く、鴻池も之を拜領せば、定めて満足する所ならんか」と、小吏某といへる者あり、此時磨墨展紙の助けを爲し、稍不滿を抱き居りしが、今春水の語れるを聽き、傍らより放言して曰く、先生是等の書、鴻池家に在りては庫隅幾百あるやを識らざるべし、何ぞ必ず之を珍重せん」と、春水倏忽某に向ひて曰く、嗚呼余や過てり、汝の忠言實に然りと、敢て怨懟の色を見ざりしといふ。其後幾年を経て、小吏某は三次みよしの官廨に轉務せしが、時に頼杏坪此地に宰(三次町御奉行)たり、三次は備後の國三次郡内に在りて藩の北鎮とす、されば市街従ひて繁華なりしが、古來賭博せると殆ど公行し、惡弊を生ずると最と多ければ、識者の深く慮る所と爲す、杏坪も亦大に之を憂ひ、赴任の後、銳意に此弊を矯んと欲し、屢訓諭を下したれども、依然として改革の實舉り難きを以て、止とを得ず嚴禁の令を發せんとす、然れども因習久しきが爲め、禁令を發せば、金融杜絶の目前に迫らんとを恐るゝ者出できたり、遂に當市三四の商人は、相連りて禁令は害あるも益なかるべし、如ず放擲し置んには」と、其意見を上達する所とはなれり、杏坪之を見て嘆

じて曰く、余は正道を以て此民を治めんと期するものなり、嗚呼無識の町人、何をか知る所あらんや」と、彼の小吏某は末坐に在りしが、默聽するに能はざるの性質なれば、杏坪の言に應じて曰く、御奉行様は如何なる地位より出身せられたるや」と、蓋し杏坪も亦曾て身を市井の間より起せし者なるを以て、某其言を傍聽して快とせず、斯くは指摘せしものならん、杏坪悦ばざるの色あり、後年某は本府即ち廣島のある衙に移れりとかや、夫この某は心常に不平の絶ざれば、頻に失言を吐たる所なるべきも、事共に春水兄弟に係りたるは奇と謂ふべし

●補正 本文中に記せる三次郡は、本著定稿後、同郡と三谿郡とを合併して双三郡と改稱せらる(明治三十三年、五月二十七日記)

○一門の善書(其六)

春水。春風。杏坪の頼氏三兄弟は皆書を善くせり、而して其子孫に至るまで、一門貫連して、筆の優絶ならざるよなきもの、豈感賞せざるべけんや、然れども書法正格「各體全備は春水の右に出る者なし、古賀精里の朝鮮聘使に應對したるとき、談の吾邦人の書に及べるや、春水を以て當今第一と稱せし」と、又同時の諸名家が、其善書を許して詩に文に讚美せしと等は皆以て證すべし。春水の書の入神せる順序を述べれば、弱冠前後、大阪に在寓のころ、泉州堺に僑居せる崎陽の書家趙陶齋に就て學び、次で諸種の古法帖を研窮して一家を成せり、中年以來は顔魯公の書風を愛し、後また寶晋帖中に於け

る王大令の卷を得て、老に至るまでも之を學びたりといふ、斯の如くにして其執る所、一に晋唐以前の正體美風を失はざりしかば、書道を解得する者、誰か其非凡なるに服せざらん。春風の筆蹟は瘦肉にして稍露骨の憾なしとせざるも、古樸にして自ら雅趣を存し、恰も五言短篇の名詩を讀む思ひあり。杏坪の書は高逸にして最と韻致に當み、優然として迫らず大家の風を觀る。山陽の長技は行にもあらず、草にもあらざる二體の中間に在り、此特種の揮灑は天下獨歩とも謂ふべし、彼の新居帖の如きは専ら米元章に倣ひたるものにて、蘇子瞻を臨したる所も亦多し。聿庵は一に東坡を學びたるが如きも、要するに父祖の遺風にして善なる所を選び、別に一機軸を出せり、而して運腕も亦隨意にして、飛動活潑、文字大なれば多々益辨するもの其長所とす、晩年病の爲め亂毫字體を失ひて、前日に似ざるものあり、惜むべきことにこそ

附言 春風の長子權二郎は早世せしも亦書を善くしたり、初め山陽の廢嫡せらるゝや、春水之を養ひて嗣と爲す、渠固より才學俱に富み、辭藻も亦大に見るべければ、山陽出て家を承けざるも、頼家の名聲を保ち、春水の後たるに恥ざる人物なり、惜むべし春水の長逝に先だつと一年にして没したり、時に歳二十有六、是に於て藩特典を下し、春水をして長孫即ち山陽の長子聿庵を以て嗣とせしむ、權二郎は、縦令ひ早世せざるも、聿庵の長するを埃ちて之に譲らんとするは其宿志にてありたれば、地下此恩命を聽き瞑目せしならん、蓋し景讓と諡されしも之が爲なるべきか、これ専ら其

墓碣より拔載せしものなり、墓石にはこの碣文を以て「寡父頼惟完撰」とあれども、山陽の代作せしとは載せて春水遺稿附録の卷首にありき

又言 杏坪の後嗣采眞は是亦書を善くせり、而して學識あり詩賦にも長せしが、大阪藩邸の監司(大阪御屋敷番、或は御留守居とも唱へたり)、又は普請奉行等を歴任し、専ら世務に従事したるを以て、學名大に顯著せざりき、然れども大阪在任中は、常に筱崎小竹「後藤松陰」「廣瀬旭莊」「香川古桐」「筱崎訥堂」「廣瀬築梁」及び平安の小石元瑞等の諸名流と相交り、唱和の詩少しとせず、余は此諸家の什、長短篇三十餘首を集めて一帖とせし寫本(書畫帖の寫しなるべし)を所有せしが、悉く采眞の開ける詩會招飲、又は其贈答したる作ならざるはなし、左の詩は松陰の作にして即ち寫本中の一なり、詩句春水の書を論じ、大に本標目に關する所あれば、贅を厭はず掲ぐるべしぬ

庚子二月十九日、爲春水頼先生廿五回忌辰、其侄采眞君、來在阪邸、招余素酌、因賦此、以當祭文也、是日壁上所挂幅云、雨洗娟々淨、風吹細々香、惟完書付一郎、蓋采眞君、通稱佐一郎、而幼名未有佐字云、

畜耳已聞大頼名、畜眼欠謁春水顔、先生騎鯨廿五年、幸君招我共忌辰、先師昔歲奔喪日、京寓獨留機也看、西望慟哭嗟何及、恨不見星相從班、今日堂壁拜墨痕、兩行淋漓字未乾、草體洒落欽胸次、行體整肅想衣冠、隨君細斟祭餘酒、餅梅洋々吐清芬、

家岳筱翁批曰、起二句、與論書二句、相映帶頗佳、結句試改之、曰臨風想像揖清芬、或作、一酌竹葉祭餘酒、想像丰容揖清芬、李白贈孟浩然、五律結末云、高山安可仰、徒此揖清芬、故今云々、未知佳否也、

辱知

後藤 機

又言 山陽の第三子支峰。第四子三樹。權二郎の遺腹子達堂。聿庵の嗣子誠軒。春水の再從弟立齋等、皆書を善くせざるはなし。立齋の父、養堂の書は、未だ一見せざれども、廣島に永住して、其揮毫を兒童に倣はしめたりと聞く、さればこれも善書たりし者なるべし

○頼氏の系譜(其七)

元和五年、淺野家廣島に移封せられしより、明治二年、版籍奉還に至るまで、年を経ること二百五十有一なりしが、此間封内士民の文武の業に卓越して、名聲高く世に光輝を生じたる者、その人固より枚舉に遑あらざるも、頼氏滿門の父子たり兄弟たり、將また叔侄たるの一族が、濟々として輩出せし壯觀は、他焉んぞ比類の之あるべき、茲に其男統に係れる系譜の概略を示さん

附言 春水(惟寬)の家は、男統連綿として、玄孫今の戸主彌次郎(山陽の曾孫)廣島に住す。春風(惟彊)の家は富裕を以て傳へ、今の戸主を俊直と爲す、又春風の養嗣、元彝の三男三郎は、別に一家をなしたるを以て、郷土賀茂郡の竹原には兩家となれり。杏坪(惟柔)の家は、其孫に至り

子なきを以て、同藩士天野家より五百重入りて嗣となり、今は函館に住す。山陽(襄)京住後の家は、嗣子の後に子なきを以て、山城の人「柏村龍三を養ひて嗣と爲し其女を以て配す、今尙京都に住せり

又言 春水の名、兩様に書せり、一を惟寛とし、一を惟完とす、墓碑並に行狀には惟寛とあり(壯年の頃、揮毫せしものには、惟寛と落款せり、印章も亦同じ)、依て本譜之に従ふ、而して元鼎の墓碑には惟完とあり、他の自筆ものにも多くは然りと爲す、未だ事由を詳にせず

又言 山陽は、其通稱を中間父春水より憐二と命せしとあり、又徳太郎と自稱せしとあり、皆これ私に用ゐたるに過ぎず、故に公に對する即ち今時の謂はゆる戸籍上に於ては、終始を久太郎とし、變ふるとなし、其中間稱呼の事由は略知せるも煩しきを以て記せず

又言 元鼎(權二郎)遺腹の子は三千三(達堂)といふ、初め藩校の句讀師たり、後年泉州堺に別居して賣藥を業とし、傍ら讀書を生徒に授く

賴氏略系譜

正茂 通稱總兵衛

某 通稱彌七郎

良皓 通稱彌右衛門

惟清

通稱又十郎 亨翁ト號ス世安藝國賀茂郡竹原ニ住ス

惟忠

通稱忠七郎 尾道ニ住ス孫某迄ハ同地ニ在リシガ今ハ不明

惟宣

通稱傳五郎 長兄ヲ輔ケテ家ヲ興セリ竹原ニ住ス

公遷

通稱千藏 養堂ト號ス廣島ニ住居シ讀書ヲ生徒ニ授ク

綱

通稱常太 字ハ子常立齋ト號ス京都ニ住シ印刻ヲ業トセリ其子早ク死ス故ニ絶家

惟寛

通稱彌太郎 字ハ千秋春水ト號ス本藩ニ仕ヘ廣島ニ住ス

襄

通稱久太郎 字ハ子成山陽ト號ス廢嫡ト爲リ京都ニ住ス

某

通稱大二郎 早世

某

通稱士郎 早世

元鼎

實ハ惟疆ノ長子惟寛ノ養嗣ト爲レリ 早世

元協

實ハ襄ノ長子ナリ元鼎没後藩特典ヲ以テ惟寛ノ嫡孫承祖ヲ命ズ故ニ藩制ニ於テノ系ハ此ニ出ダスナ正當トス今ハ襄ノ系ニ復ス

鉉

通稱三千三 字ハ君舉達堂ト號ス泉州堺ニ住ス

常松

實ハ大和ノ人榮島氏ノ子

以下略

元協

通稱餘一 字ハ承緒津庵ト號ス

廣島蒙求卷上

某 通稱辰之助 早世

復[△] 通稱又二郎 字ハ士剛支峯ト號ス父襄京住後

潔[△] 通稱龍三實ハ山城 以下略

醇 通稱三木三郎 字ハ子春三

元[○] 啓 通稱東三郎 字ハ子明誠軒ト號ス

元[○] 緒 通稱彌次郎 字ハ士丈古梅ト號ス 當主

某 通稱岩七 早世

惟[●] 彊 通稱松三郎 後年字ノ千齡ヲ以テ行フ

元[●] 鼎 通稱權次郎 字ハ新甫伯父惟寬長子襄ヲ

元[●] 彝 通稱尙平 字ハ乘甫小園ト號ス竹原花山氏ノ子

禧[●] 通稱千禧 字ハ有陸來洲ト號ス

方[●] 通稱後直 實ハ慎ノ子

慎 通稱廉次郎

方 從兄維精ノ後ヲ嗣グ

鷹次郎 季父確ノ後ヲ嗣グ

確 通稱三郎 分籍

鷹次郎 實ハ慎ノ子

以下略

惟[□] 柔 通稱萬四郎 字ハ千祺杏坪ト

舜[□] 燾 通稱佐一郎 字ハ子晦采眞ト號ス

正[□] 義 通稱榮次郎

五[□] 百[□] 重 實ハ同藩士天野可親ノ子

以下略

某 通稱富三郎 早世

字[○] 通稱成一 字ハ儀卿梅厓ト號ス 以下略

備考 男統ノミヲ掲ゲ女子ハ一切載セズ又男子ト雖モ末葉ニ至リテハ省キタルモノアリ

○鼠筆の揮灑(其八)

學問所教授(儒官)席の一隅に幾個の書籍函を駢列せり、其一函の前蓋に淵涵類鑒の四大眞字を書せしもの、是を頼春水の揮灑たるや問はずして知り得られける、傳へいふ、春水之を揮へるに臨み、巨筆の準備なければ、通常文書用の役所筆と唱ふる小筆數個を束ねて書す所なり」と、當時藩の役所筆なる小筆は全體に毛を用ゐるに非ず、他物を心と爲し、只其尖頭と心を裝ふ所に於て鼠毛を用ゐるのみ、故に其一名を鼠筆ともいへり、筆の不完全なると斯の如し、而して之を束ねて揮へるの四大字は、整密適秀にして批難の點すべき所なし、蓋し異常なる腕を有するに非ざれば爲し能はざる所ならん

○杏坪の勤勉(其九)

頼杏坪は、學問と職務とに關せず、諸事に勤勉したりとの談話少からず、學問は該博にして尤も詩賦に

富み、我日本國古今を通じて有数の詩家たるや、誰か非なりとして容喙する者あらん、播州の詩人河野鐵兜が話なりと聞くに曰く、余は杏坪の詩風を嗜好して之を學ぶものに非ず、然れども其作を熟覽すれば、如何なる險韻に遭遇せるも縦横自在にて一點困苦の痕を遺存せず、蓋し天品の然らしむる所とはいへ、其博學の助けこそ偉なりといひつらめ、眞にこれ當るべからざるの大家なり」と。又杏坪は皇典に通曉して和歌をも頻に研窮し、年齢五十を超えてより詠じたるもの萬首にも及びたりと傳ふ。又廣島地方には、寒冷の候に至れば必ず火燵を用ゐしが、杏坪は之を以て勤勉の害物として擯斥せり、其壽古稀を過ぐるの後、他人の勧めに従ひて、漸く之を用ゐたりとなん

附言 杏坪の揮毫せし大幅には、七言二句を雙行とせしもの多し、而して概ね古人の造語に倚らずして、自家の製する所と爲す、然れども句々典故を失はざりしものは博學の致す所ならん、茲に一例を擧ぐれば、視民深愧如傷字、聽訟常思勿喜言。」の類なり

又言 杏坪の和歌に就き、往年「岡田柳處が談話せしとの今尙耳底に存するを以て之を述ん、柳處曰く、杏坪先生はむつかしき歌を詠む人にて、並み大抵の歌學者にては解し能はざるものあり、歸雁を詠せし歌に「くもちにもはたちやどまりあるものをかりねももたて歸る雁かも」と詠みたるは、雁が雲路を飛翔して歸るにも、天上なる二十八宿の下を經過するが爲め、長日月を費すに非ざれば郷土に到達するを得ざるこの意味にてありき」と。左に杏坪の歌二首を掲ぐ、是も亦むつかしき

内なるや否や

大 學

わけ入らん美知のしるしの加登なれやあくればそれと三輪の神杉

中 庸

みな人のかよひな賀羅もしらぬかな伊都も笥はらぬ布留乃中美知

○購書の返還(其一〇)

頼杏坪江戸に在役の日、金六兩をもて、鮮明なる古本の佩文韻府一部を購ひたれば、之を愛藏し、且廉價にてもあれば、人に向ひて容易に美本を得たりと誇示しをりしが、後日之を購ひたる書肆の手を経て、幕府町奉行所の推問する所あり、遂に之を返還せざるを得ざることなりぬ、是の書籍は、旗本某に放蕩無頼の子あり、金融の道絶えたれば窃に父の祕藏を出して沽却せしものなり、事露れて父の耳に入りしかば、取戻しを官に内訴したるが爲め、杏坪圖らずも此奇禍に遭遇せしなりといふ、その返還せし時に際してや、杏坪の惜みたる顔容は、晝にもゑがき難く、喩ふるに物なかりしこの一笑話、今の世に至り尙存し居れるも、學者の徳とやまうすべき

○朴直の此翁(其一一)

金子樂山は、質朴實直の人なれば、其衣服表裏とも、方言に謂はゆる手前織のフトロク木綿(自家製

作の丈夫一方なるものをいふ)にてありき、樂山「頼春水兄弟の揮灑するを見ては毎に歎じて曰く、運腕一に何ぞ滑なる、吾儂筆を把り紙上に臨めば、衣袖先づ手を侵して自由ならず」と、後年頼采真之を一茶話としていへり、伯父(春水)や、親父(杏坪)が服する所のもの、目之に接すれば純然たる綿衣なるも、衣の裏や襦袢の袖は皆絹布を用ゐたり、是運腕の滑なる所以なりとす、然るに樂山之を曉らすして此歎を發せるもの、眞に朴直なるかな此翁とやいふべし」と。左に樂山の墓銘を謄載して其略歴を示す

翁諱忠福、其稱源内、考仕大夫、在方伎隊、奮然舍舊、儒學磨礪、昔垂加子、傳教良背、良背傳藤、此其正派、藤門得翁、是爲高弟、遂薦公朝、矜式自代、增秩再三、屢加賞賚、維勤與儉、至老不替、今茲文化、乙丑之歲、五月九日、奄然爰逝、年八十七、子孫夔夔、令嗣忠周、其業不廢、禮葬等覺、先塋是配、鐫文貞珉、永輝後裔、作銘者誰、翁之儕輩、藝國教官、惟柔姓頼、

附言 墓銘文中にある大夫とは、國老淺野氏(堀田淺野)を指す、蓋し樂山は相續者にあらざれば、生家より別に一家を起し、本藩に仕へたる者ならん。良背とは、次項に掲げたる碑文の謄寫にて瞭然たり。藤とは、加藤十千のとなり、名は友徳、孫三と稱す。忠周とは、金子華山の名にして、字は君郁、希三と通稱せり。等覺とは、城南新川場町にある寺院なり

先考、姓菅原、氏植田、諱成章、字玄節、號良背、別號動山、小字金松、慶安四年辛卯、八月二十

四日、生洛陽、嘗受業於垂加先生、天和壬戌之秋、來客於藝州、元祿戊寅、三月十二日、應先太守之聘、始賜稍食、以爲國人之矜式、正徳乙未、十一月四日、今太守更命食祿二百石、享保丁未、四月十五日、致仕、猶有養老之餽、二十年乙卯、二月二十三日、終於本府新川場之第、行年八十五、葬于府下比治山安養院境内、

孝子植田伊成之建

又言 藩士階級(侍士と唱へし以上)の最下を外様儒醫組と爲せり、皆歷世其家業を繼承せしが、醫には、側醫師、同並の職名ありて、之に昇級せしも、儒には、往昔側儒の職名ありし様なれども、後年之を廢したるが如し、故に君側職名の同格、又は次席として進級の法を行へり、醫にも此例を行ひたるとありたれども、極めて稀なりとす、而して儒には、外様儒醫組の外に、別格といへるものありて、植田「加藤」金子「坂井」の四家(植田は本末兩家ありしが、天保の頃、故ありて本家は藩籍を除かれたり)は即ち是なり。別格の義は詳にせざれども、或る一説に、植田良背の藝藩に登庸せらるゝとき、良背のいへるには、儒は聖賢の書を講じて其道を指導する者なれば、君主と雖も其教誨に従はざるべからず、而して一般の藩士と同視せらるゝは事體宜しからず」と、是に於て新に別格の名を設け、之を客分として賜祿せられたりといふ、其城上の班次、又は記録の筆順は、外様儒醫組の下に置けり、又別格の者と雖も、君側職名を得て進級することは他の儒家に異ならず、本標目の主たる樂山も、歴代役人帖に據れば、天明五年十二月二十一日、奥詰次席に拜命し、同八年五

月二十五日奥詰に進みたるを記せり

○改心の君子(其一二)

加藤定齋は、弱冠の頃、生家清水氏にありて専ら武技を講じ、殊に馬術を好みければ、其行爲も馬口勞に似たる所ありとて、世の指目を免れざりしが、藩儒加藤靜古(名は兼次、甲次郎と通稱す)の病革まるや、其父十千以爲く、定齋は見るべき所ある士なり、之をして能く心を改め、學を勵まさしめば、善良の君子となるは疑ふべくもあらず」と、遂に之を迎へて靜古没後の嗣と爲せり(時に定齋の歳二十三なるべし)、是より定齋は義祖の言に感じ、徳を修め學を勵み、家居常に袴を穿ちて机前に正坐し、高齡八十に至るまで、如何なる嚴暑烈寒と雖も、些の惰容なく、専心家業を守り、以て閩藩の師表になれりといふ、十千の豫言眞に空しからず

附言 十千は、寶曆十年八月九日、奥詰次席となり、安永六年十月十五日、致仕し。靜古は、明和六年十二月十六日、奥詰次席となり、安永七年六月六日、病死す、以上歴代役人帖に據る。靜古は年三十一にて没したり」と、其後裔たる人より傳承せり、十千在務中、別に祿を與へ班次をも進めて父子同時同職なりし所を見れば、家業繼承には事缺ざりし人物なり、然れば前陳年齡に相違あるべし。定齋の墓誌銘は本著卷末附録の第五に掲げたり、尙十千及び定齋の遺事は、梅鶴閑話に稍詳なるを以て、是等と本著「朴直の此翁」(其一二)及び「棕廬の技能」(其二四)の二標目の記事とを

互觀すれば、加藤家の事蹟概知するに足らん

○關所の通拔(其二三)

奥勘十郎江戸に祇役せんとして途上某藩の守れる關所に出づ、凡そ關所を通行する者、必ず轎を下りて檢問を受ける例なれども、勘十郎轎中より番卒が足袋の破綻を補綴し居れるを見認めれば、轎夫の一時停らんとするを制して進ましむ、番十驅來り叱して曰く、此處關守なり何ぞ轎を下りざる」と、勘十郎曰く、足袋商の店前を往來するに當り、何の轎を下るの要あらんや」と、二三問答の末、關所に足袋裁縫を事とする謂れなきを主張し、遂に轎に乗れるまゝ通り抜けたりとなん

附言 勘十郎は、文化六年正月用人に進み、同八年十一月没せり

○削膳の驚愕(其一四)

森島權介(名は延定、晩年義制と改む)藩公に代りて紀州高野山に詣り、主家の墳墓を拜謁せり、時に菩提寺院は權介を或る一室に迎へて饗應せしが、膳上偶箸を載せおくとを忘却せしかば、權介傍らに置きたる脇差の小柄を抜き、「ガチリ」と膳縁ちを削りて箸となし、以て食し始めたり、僧侶之を見て大に驚愕し、其疎忽を謝したりとなん、權介の逸話、是等の事多し

附言 高野山の奥の院「悉地院」の墓地には淺野家始祖傳正公、及び第二世清光公夫妻等の墳墓あり。

權介は、天保四年十二月番頭に昇り祿千石を領せり、同九年二月願を許して之を罷め、更に並寄

合と爲す

二〇

又言 事の實否は明ならざれども、塙團右衛門が廣島城中に於て、福島左衛門大夫より饗應せられたるや、膳上に箸なければ、小柄を抜きて膳縁ちを削り、箸を作りて食せしとは曾て或る宴席に於て、講談師が演べしを聞きたるとありき、而して權介が此行爲の事實なることは、山田汝淵より聞く所なれば、權介は此講談を聞き居て踏襲せしものか、或は偶中にてありしものか

又言 我藩士の文化天保の間に於ける、奇言奇行、能く人の耳目を驚かしたる逸話の最と多きは、權介と奥勤十郎との二人なり、然れども往々疑ひもあれば、其信すべきものを撰んで別に記する所あらん

○築山の清廉(其一五)

天保十三年正月、築山爲藏(名は通明)を以て執政と爲す、是より大藏おほくらと改稱せり、大藏學あり識あり、加ふるに古實に通じて他同列者の企及ぶ所に非ずといふ、然れども先進執政に全權を掌握する者あり、之が爲め著しき政績を施すと能はざれば、豈伴食の憾なしとせんや、時に藩の例として執政拜命の後、凡そ十年にして初度三百石の加祿せらる、大藏以爲く、明年は加祿を賜ふの期年なり、吾儂執政を拜してより功は職と相副はず素位の責免れ難し、而して徒に加恩を貪るときは、縦令ひ俗士の之を見て怪まざるも、衷心何ぞ慙愧せざるものあるべき」と、是に於て斷然老を稱して、嘉永三年三

月仕を致したり、一藩その清廉を感賞し、且その退職を惜まざるものなしとなん

○能吏の半眠(其一六)

文化文政より天保の初めに涉りて、筒井極人(名は季寛、字は子栗)といへる著名の士ありたるが、諸樞機の劇職を兼任し繁忙言ふべからずと雖も、晝夜些少の倦怠なく、庶務を處辨して一の礙滯する所なければ能吏の譽れ高かりき、故に世上の人は皆いへり、筒井氏は毎夜寢床に就けるも半眠に過ぎず、其左眼を眠るときは右眼を開き、其右眼を眠るときは左眼を開く」と、蓋し片時も安眠し得ざることを形容したるの評ならん、惜むべし昊天壽を假さず、四十八歳を一期として事業半ばに長逝せり

○浴中の洗濯(其一七)

松野唯次郎(名は忠真)は、天保の頃、市政と財務とを大に擔任し、時の執政が片腕として政策助力を憑倚したるの人なりしが、當時才子めきたる舉動の談話に存するものあれども、政務の善効果を見るに至らざりしは遺憾のとなり。此人壯年の頃は一と風變りたる所あり、獨身住居に一の下僕を召仕ひたるまでにして、時々衣服の洗濯を要するとあらば、下僕をして風呂湯を焚かしめ、裕たると單衣たるに關せず着のみ着のまゝに入浴し、桶中に於て洗濯して浴了せしといふ

○三角の木牌(其一八)

岡田嘉祐かすゆは學識才幹衆に卓越せしかば、歩行組より進級して侍士に列せられぬ、然れども強情にして

長上に屈せざる性質の故にや、或る過失より士格を貶黜せられ、再び歩行組に下げられる。藩の制に、侍士の邸門にはなきことなれども歩行組は其住居する所を御貸家おかしいと唱へ、門柱に必ず氏名の木牌を掲げざるを得ず、今や嘉祐は復び此制に遵守せざるべからざれば、三角の木牌に其氏名を書して掲げたり、人其異形なるを觀て、をかしさの餘り、何の故に普通四角長形のものを用ゐざるやと詰れば、嘉祐淡然として曰く、余は士格しかく(四角)御取上げおとちあげの身なれば、豈三角の牌に減角せざるを得んや」と

附言 山田汶淵曾て余に語りて曰く、嘉祐の學は護園に基づき傍ら陽明を修めたりと聞けり、先師坂井東派翁は、常に其人となりを賞して傑出の者なりとし、其子虎山翁も時に門生に語られるには、嘉祐の書を講ずるは今尙諸子に聽せし、其文義を解釋するや實に意表にいでて人をして驚かしめたりといひ居たりき」と。嘉祐の士格に進みたるも歩行組に貶されたるも、皆文化年間のことなるべし

又言 嘉祐の住居は、頼春水邸宅の近傍にありて、兩家別懇の交際なれば、山陽在郷の頃は互に往復せしが、嘉祐の人となりをば多少重んじたりといふ、然れども山陽偶、過ちあれば嘉祐夫妻に之が處理を委ね、夫妻はいつも眉を顰めつゝ善後策を爲せし奇談あり、嘉祐の生年未だ明かにせざれども、山陽よりは年長者と推察せらる

○改名の竊嘲(其一九)

金子霜山は、初め名を忠導といへり(最初の名は忠順)、導の音は徒到の切にして、盜の音も亦徒到の切なれば、共に去聲號韻に在りて同音とせり、霜山は之を諱みたるにや濟民と改めける、頼聿庵竊に之を嘲りて曰く、霜山も亦潔癖なる哉」と。聿庵初め春嶂と號せり、偶、大阪にシユンシャツシユンといふ者あり、大辟を犯して其刑に行はれたれば、世評廣島にも傳りて喧すし、聿庵自己の號と國音相通せるが爲め之を諱みたるにや、此頃よりして遂に春嶂の號を廢し單に聿庵とのみ書せりとなん、是自家撞着の一奇談

○府中の山名(其二〇)

金子霜山の邸は初め學問所の構内に在り、邸中より東方遙に安藝郡府中村の山嶺を望みぬ、山の名、一は互差層といひ、一は五八霜と云ふ、前説は曰く、山頂二三の峰あり互に參差して層を爲す故に名つく」と、後説は曰く、山高し五月(陰曆)霜漸く跡を絶ち、八月(陰曆)既に霜を見る故に名つく」と、蓋し山を吳娑々宇と呼びしに因り共に牽強附會の説ならん、霜山は勉廬と號せしが、其邸宅より日々此嶺を遠望せるを以て乃ち別に八霜山人と號せり、霜山とは又之を約めたるものなるべし

附言 藝藩通志「安藝郡山林の部より、左の一項を抜載して參照の資となさん

吳娑々宇山 郡の北に在り、一にこはつさうとも呼、いづれも名義詳ならず、或は云古記に、御山莊山とあり此山、故府に近ければ、昔國司の山莊、此にあるを以、山の總名となりたるにや、

大山にして上に一尖を秀つ、麓は府中温品畑賀などの數村に横り、高宮郡馬木村に及べり、云々

○離杯の紛擾(其二)

金子霜山は、耆宿たり學者たり、將又方正たるが爲め全藩の敬重する所なり、然れども人その威嚴に推さるゝも、内心或は不服を抱きて是非する者なしとせず、一とせ頼山陽の祭祀あるに當りてや長子聿庵は仕宦の身なるを以て、旅行意の如くならざれば、其男即ち山陽の孫、誠軒をして京師に上り、墳前に代拜せしむるとしぬ、誠軒出發の期に近づきたれば、父聿庵乃ち同僚の儒官、及び各家の高足門弟を自家に招迎して離杯の筵を開きけり、抑此會や脱俗有識の人、相集ひたるものにて、高談清話、事皆掬すべかりしが、席未だ霜山の顔は見えざりき、既にして賓客中の坂井虎山は衆に先だちて送別の詩一首を賦し、列座の人々に示したり、虎山の詩に於けるや天下固より匹敵する者罕なれば、今筵誰か比肩する者あらん、されば其賦示せし所の字句は皆金たり玉たるを以て、一坐大に感賞して止まず、主人聿庵差もすれば酒癖を發せり、時に杯盤席に滿ち興漸く酣ならんとするも、苦吟未だ稿を脱すると能はざりしが、偶、虎山所作の詩句を看て其意に適せざる所やありけん、聊か言語の齟齬よりして虎山と大に爭論を惹起せり、吁これ虎山は憤怒し、聿庵は叫絶し、雅會俄に殺風景なる喧騒の場と變り、虎山は則ち曰く、主人甚だ不敬ならずや、人を客として客に盡すの道いづれにかある、余は直に去りて歸宅せん、願くは我大刀を執り來れよ」と(當時脇差は着坐の側に携ふるも、

大刀は席を隔て、置くを藩中相互の禮と爲す) 諸家の門弟之を別室に伴ひて百方宥むるも、虎山如何ぞ用ゐるの色あるべき、聿庵は則ち曰く、虎山他の招きに應じて來り、衆賓皆快を執れるの時に際し、自己の論を主張して興を失はしめ、而して其姿容を隠すとは、そも又何等の無禮なるぞ」と、家人その袖を引きて止むれば益々猛烈を加ふ、頼家一夜の椿事、底止する所を知らざるが如し、忽然剝啄の聲あり、入り來る者は威儀整然として將命者に述て曰く、徳之助(霜山の通稱)遅參せり」と、衆之を見聞するや、金先生來れり」金先生來れりと相傳へたるを以て、虎山は窃に復席し、聿庵は慇懃に之を迎へて上賓とし、和氣再び頼邸に恢復して讌一層の光彩を添ふるに到れり、霜山は前時の紛擾を知らず、故に怡々として談話すれば、衆も亦之に和し、中夜興情溢れて、西出陽關無古人」などと送別の意を表しつゝ散じたり、是霜山の衆に敬重せられたるその一端を見るべし

附言 先子柳處君は此會に列せられし一人なり、虎山の詩も本話と共に語り給ひたるを今は忘れり、誠に遺憾といふべし

○弱冠の全讀(其二)

江戸の人「中村敬宇が弱冠にして、二十一史を看了したれば、古來比類罕なりとの評頗る高し、同地に滞在中なる金子霜山之を傳聞して曰く、誠に感服のとなれども、渠は儒家の子にあらずして挺然たる勉學の實」大に顯れたれば、最と人の賞讃を惹起せしものならん、余も亦弱冠の頃には既に二十一史